

豊中市地域防災計画

資料編

令和4年（2022年）3月

豊中市防災会議

《付 属 資 料 目 次》

《一般・資料》

一般－1	豊中市防災会議条例	1
一般－2	豊中市防災会議委員等名簿	3

《総則・資料》

総則－1	阪神・淡路大震災の被害状況（豊中市まとめ）	4
------	-----------------------	---

《災害予防計画・資料》

予防－1	コミュニティ防災資機材庫整備一覧表	5
予防－2	河川等の主な整備計画	10
予防－3	ため池防災関係水防区域一覧表	11
予防－4	土砂災害警戒区域図	12
予防－5	危険物取扱所等施設数一覧表	14
予防－6	協定等締結先一覧	15
予防－7	消防水利一覧表	18
予防－8	緊急交通路路線図	19
予防－9	災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表	20
予防－10	指定緊急避難場所（広域避難場所）位置図	21
予防－11	指定緊急避難場所・指定避難所総括表	22
予防－12	指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表	23
予防－13	備蓄物資数量及び場所一覧表	36
予防－14	浸水想定区域内等要配慮者利用施設一覧	37
予防－15	消毒器具・機材の保有状況	40

《地震災害応急対策計画・資料》

地震応急－1	豊中市災害対策本部条例	41
地震応急－2	災害対策本部機構図	42
地震応急－3	災害対策本部業務分担	45
地震応急－4	災害対策本部動員数一覧	67
地震応急－5	気象庁震度階級関連解説表	71
地震応急－6	警報・注意報発表基準一覧表	76
地震応急－7	大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同して発表する 洪水予報（淀川、猪名川、神崎川、安威川）	78

地震応急－ 8	被害状況等報告基準	81
地震応急－ 9	「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（抜粋）	83
地震応急－ 10	関係機関の通信窓口	96
地震応急－ 11	豊中市防災無線構成表	98
地震応急－ 12	災害時広報車両一覧表	103
地震応急－ 13	災害時の広報文例	107
地震応急－ 14	災害医療センター等一覧表	115
地震応急－ 15	災害救助法による救助の程度・方法 及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）	118

《風水害応急対策計画・資料》

風水害－ 1	豊中市風水害対策本部機構図 A－1号配備、A－2号配備、B号配備（土砂災害対策）	122
風水害－ 2	風水害対策本部業務分担	125
風水害－ 3	豊中市関係水防倉庫一覧表	129
風水害－ 4	水防用資機材一覧表	130
風水害－ 5	水防区域一覧表	131
風水害－ 6	淀川右岸水防事務組合区域図	132
風水害－ 7	樋門管理者名簿	133
風水害－ 8	水防信号設置施設一覧表	134
風水害－ 9	水防工法一覧表	135
風水害－ 10	避難勧告等の判断・伝達の流れ	138
風水害－ 11	高齢者等避難、避難指示様式	139

《その他災害応急対策計画・資料》

その他応急－ 1	千里中央地下街平面図	145
その他応急－ 2	住民拠点サービスステーション	146

《様式》

様式－ 1－ 1	参集者情報報告書（勤務時間外）＜地震＞	147
様式－ 1－ 2	参集者情報報告書（勤務時間外）＜風水害＞	148
様式－ 1－ 3	情報報告書のまとめ	149
様式－ 1－ 4	応急対策状況及び応急対策計画報告書	150
様式－ 2－ 1	動員報告書	151
様式－ 2－ 2	災害対策本部の動員状況	152
様式－ 3	相談等連絡用紙	153

様式－４－１	指定避難所等一覧集計用紙	154
様式－４－２	指定避難所別直後情報に基づく応急対策の検討	164
様式－４－３	直後情報に基づく応急対策（緊急性の高いもの） ＜集計表＞	165
様式－５	被害状況報告	166
様式－６	災害報告（がけ崩れ）	167
様式－７	自衛隊の災害派遣要請の要求・撤収要請の要求様式	168
様式－８	指定避難所の報告用紙（開設・定時・閉鎖）	170
様式－９－１	避難者名簿	171
様式－９－２	避難者調べ	172
様式－９－３	同行避難動物登録票	173
様式－１０	災害対策本部が設置されたときのあなたの役割	174
様式－１１	義援金受領書	175
様式－１２	災害関連寄付金・義援金受付名簿	176

豊中市防災会議条例

公布 昭和 39. 8. 1 条例 28

沿革 昭和 44. 4. 1 条例 25

平成 12. 3. 31 条例 2

平成 13. 3. 30 条例 22

平成 19. 3. 23 条例 1

平成 24. 9. 28 条例 53

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）

第 16 条第 6 項の規定に基づき、豊中市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊中市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 45 人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
 - (1) 指定地方行政機関（法第 2 条第 4 号の指定地方行政機関をいう。）の職員
 - (2) 市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 大阪府の職員
 - (4) 市の区域を管轄する警察署の警察官
 - (5) 市の職員
 - (6) 指定公共機関（法第 2 条第 5 号の指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（法第 2 条第 6 号の指定地方公共機関をいう。）の職員
 - (7) 前号に準ずる機関の職員
 - (8) 自主防災組織（法第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者又は市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事を若干人置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔昭和 39.9 規則 30 により、昭和 39.9.5 から施行〕
- 2 他の条例の一部改正 〔略〕

附 則 (昭和 44.4.1 条例 25)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12.3.31 条例 2 抄)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13.3.30 条例 22)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の日以後、この条例による改正後の豊中市防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により最初に委嘱する各委員については、同条第 6 項の規定にかかわらず、任期の末日を平成 14 年 9 月 4 日として委嘱することができる。

附 則 (平成 19.3.23 条例 1)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24.9.28 条例 53)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 5 項に 1 号を加える改正規定及び次項の規定は、市規則で定める日から施行する。
- 2 市長は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後、この条例による改正後の豊中市防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により最初に委嘱する委員については、同条第 6 項の規定にかかわらず、任期の末日を平成 26 年 9 月 4 日として委嘱することができる。

豊中市防災会議委員等名簿

令和3年9月1日 現在

＜会長＞							
豊中市		市長	長内 繁樹				
機 関 名 等	委 員			幹 事			
	役 職	委 嘱 年 月 日	氏 名	役 職	委 嘱 年 月 日	氏 名	
＜第3条第5項第1号に基づく委員及び第5条第2項に基づく幹事＞							
1	農林水産省近畿農政局大阪府拠点	総括農政推進官	令和3年4月1日	恒藤 雅博	1	主任農政推進官	令和3年4月1日 橋本 敏治
2	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所	事務所長	令和3年4月1日	佐渡 周子	2	副所長	令和3年4月1日 北野 頼風
3	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所	事務所長	令和2年9月5日	蓬坂 謙志	3	副所長	令和2年9月5日 西野 直均
4	国土交通省大阪航空局大阪空港事務所	大阪国際空港長	令和3年7月1日	山内 諒	4	総務部総務課長	令和3年4月1日 手銭 徹
＜第3条第5項第2号に基づく委員及び第5条第2項に基づく幹事＞							
5	陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊	第3中隊長	令和3年4月1日	小間 大輔	5	第3中隊運用訓練幹部	令和3年4月1日 森本 忠信
＜第3条第5項第3号に基づく委員及び第5条第2項に基づく幹事＞							
6	大阪府池田土木事務所	所長	令和2年9月5日	山本 正志	6	課長補佐	令和3年4月1日 岡澤 康晴
7		参事(地域防災監)	令和3年4月1日	渡部 恭三			
8	大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所	所長	令和3年4月1日	野木 晃	7	施設グループ長	令和2年9月5日 荒木 宏彰
＜第3条第5項第4号に基づく委員及び第5条第2項に基づく幹事＞							
9	大阪府豊中警察署	署長	令和3年4月1日	井上 巖	8	交通課長	令和3年4月1日 金子 善信
					9	警備課長	令和3年4月1日 宮嶋 隆二
10	大阪府豊中南警察署	署長	令和3年4月1日	浅野 聡	10	交通課長	令和3年4月1日 伊東 和正
					11	警備課長	令和3年4月1日 上原 秀文
＜第3条第5項第5号に基づく委員及び第5条第2項に基づく幹事＞							
11	豊中市	副市長	令和2年9月5日	菊池 秀彦	-		
12	豊中市	副市長	令和2年9月5日	足立 佐知子	-		
13	豊中市	教育長	令和2年9月5日	岩元 義継	-		
14	豊中市	上下水道事業管理者	令和2年9月5日	吉田 久芳	-		
15	豊中市	市立豊中病院事業管理者	令和2年9月5日	本荘 泰司	-		
16	豊中市	危機管理監	令和2年9月5日	森 純一	12	危機管理課長	令和2年9月5日 安井 茂高
17	豊中市	福祉部長	令和2年9月5日	宮城 節子	-		
18	豊中市	都市基盤部長	令和2年9月5日	上北 隆之	-		
19	豊中市	上下水道局技術部長	令和2年9月5日	河本 圭司	-		
20	豊中市	消防局長	令和2年9月5日	小倉 博	-		
21	豊中市	消防団長	令和2年9月5日	田中 照浩	-		
22	豊中市	健康医療部長	令和2年9月5日	松岡 太郎	13	健康医療部健康政策課長	令和2年9月5日 田上 淳也
＜第3条第5項第6号に基づく委員及び第5条第2項に基づく幹事＞							
23	西日本高速道路株式会社関西支社大阪高速道路事務所	所長	令和3年7月1日	浜田 文年	14	統括課長	令和2年9月5日 岡 浩一
24	阪神高速道路株式会社管理本部	大阪管理部長	令和3年7月1日	原 広行	15	大阪管理部 防災担当課長	令和2年9月5日 橋本 晃
25	西日本電信電話株式会社	関西支店設備部長	令和3年7月1日	杉谷 好彦	16	関西支店災害対策室課長	令和2年9月5日 田下 浩二
26	関西電力送配電株式会社	大阪北電力本部 北摂配電営業所 所長	令和3年7月1日	久保 貞章	-		
27	大阪ガス株式会社	北東部地区支配人	令和3年9月1日	福井 克久	17	地域コミュニティ室長	令和3年9月1日 小野 充
28	阪急バス株式会社	運輸部長	令和2年9月5日	甲斐 尚道	18	運輸部 東部運輸課 千里営業所長	令和2年9月5日 森 亮児
29	阪急電鉄株式会社	豊中駅統括駅長	令和2年9月5日	辻 禎	19	豊中駅統括駅長	令和2年9月5日 辻 禎
30	(社)大阪府トラック協会河北支部	副支部長	令和2年9月5日	明石 光弘	20	副支部長	令和2年9月5日 明石 光弘
31	新関西国際空港株式会社大阪国際空港本部	事業部長	令和3年7月1日	生野 優	21	事業部 事業グループリー ダー	令和3年7月1日 大下 正宣
32	豊中市医師会	会長	令和2年9月5日	飯尾 雅彦	-		
33	豊中市薬剤師会	会長	令和2年9月5日	芦田 康宏	-		
34	豊中市歯科医師会	会長	令和2年9月5日	近藤 篤	-		
＜第3条第5項第7号に基づく委員及び第5条第2項に基づく幹事＞							
35	大阪モノレール株式会社	安全推進室長	令和3年4月1日	藤澤 聖克	22	安全推進室主査	令和3年4月1日 友永 幸男
36	北大阪急行電鉄株式会社	鉄道事業部副部長	令和2年9月5日	庄田 勲	23	鉄道事業部業務課主任	令和2年9月5日 布川 桃子
37	株式会社ジェイコムウエスト北大阪局	局長	令和3年4月1日	佐々木 博史	24	管理部長	令和3年4月1日 宮本 昌佳
38	豊中市社会福祉協議会	福祉推進室長	令和2年9月5日	勝部 麗子	-		
＜第3条第5項第8号に基づく委員＞							
39	大阪大学大学院人間科学研究科	教授	令和2年9月5日	瀧美 公秀	-		
40	とよなか男女共同参画推進財団	理事長	令和2年9月5日	中林 潔	-		
41	とよなか国際交流協会	事務局長	令和2年9月5日	山野上 隆史	-		
42	豊中市身体障害者福祉会	肢体部会 会員	令和2年9月5日	中村 和光	-		
43	豊中市老人クラブ連合会	会長	令和2年9月5日	前田 雄治	-		

阪神・淡路大震災の被害状況（豊中市まとめ）

（平成10年 3月31日現在＝災害確定報告）

被害の種類		状況	単位	備考		
人的被害	死者	11	人	注1		
	行方不明	0	人			
	負傷者	重傷者	101	人		
		軽傷者	2,395	人		
者計	2,496	人				
住家	全壊	657	棟			
		3,036	世帯			
		5,523	人			
	半壊	4,265	棟			
		12,760	世帯			
		26,022	人			
	一部破損	30,256	棟			
		50,073	世帯			
		64,032	人			
	非家	公共建物	1	棟	半壊（南消防署）	
その他		437	棟	半壊以上		
その他被害	土塀、ブロック塀等倒壊	212	件			
	道路、亀裂陥没等	609	箇所			
	水道	漏	屋内	5,434	箇所	水道局受付分
			道路	725	箇所	1月29日処理完了
		水計	6,159	箇所		
	断水給水対応（最大	3,998	戸	1月24日応急給水終了		
	最大時停電口数	105,064	契約口	1月17日中に復旧		
	最大時通信不能戸数	0	戸	輻輳あるも不通なし		
最大時ガス供給支障戸数	780	戸	1月20日に復旧			
被害金額	公立文教施設	219	百万円	公共施設計40億円		
	公共土木施設	385	百万円			
	その他公共施設	3,396	百万円			
	農林水産業施設	0	百万円			
	商工業等事業所	11,200	百万円			
その他	救助	12	件			
		11	人			
	救急	92	件			
		72	人			
	火災	5	件			
	避難状況	施設数	68	施設	最大時（平成7年6月4日開鎖）	
		避難数	3,225	人	最大時（平成7年1月18日）	

注1 死亡者数について (1) 豊中市内での被災によるもの9名
（市災害弔慰金等支給対象者具申により追加認定5名）
(2) 兵庫県内での被災によるもの2名
（宝塚市1、西宮市1）

コミュニティ防災資機材庫整備一覧表

1. 市立小学校（41 か所）整備分

<1 小学校当り>

資機材名	仕様	数量
1	ハンマー DS10、柄材質：グラスファイバー全長：918mm、 重量：5.7 kg	2
2	小バール バラシバール横型：750mm	4
3	中バール バラシバール横型：1050mm	5
4	大バール バラシバール横型：1200mm	1
5	のこぎり なたのこ 60、長さ：550mm、刃渡り：330mm、 重量 0.5 kg	2
6	スコップ 丸型パイプ柄、寸法：W232×L970mm、頭長 292mm	2
7	ツルハシ NS6PM(DP36)、柄材質：グラスファイバー 全長：915mm、重量：頭 2.35 kg、柄：1.25 kg	2
8	掛矢 カケヤ 105 鉄巻き	3
9	大斧 CA60、柄材質：グラスファイバー、全長：935mm、 重量：3.8 kg	1
10	ボルトクリッパー(小) BC-0760、寸法 600mm	2
11	ボルトクリッパー(大) BC-0760、寸法 750mm	2
12	チェーンブロック CL-010、荷重：1 t	1
13	油圧ジャッキ マサダ MS-2、荷重：2 t	1
14	ロープ クレモナロックロープ、EA628BXA-20B、 径 9mm×20mm	2
15	ヘルメット 安全規格品、AR-P1	15
16	携帯用拡声器 TM-206、出力：20W、サイレン付	8
17	担架 2つ折れ担架 OS-104、アルミパイプ製、 使用時：L2250mm×W540mm	1
18	携帯用投光器 YB-1620、単一 6ヶ仕様	2
19	防水シート ブルーシート（5400mm×5400mm）	5
20	水バケツ P.V.C フォールディングバケツ、201、粹：スチール、 使用時：径 310mm×330mm、重量 0.6 kg	10
21	軍手 綿製	24
22	納庫 スチール製	1
23	発電機 ヤマハ製 型式 EF2800iSE 2.8kVA	1
24	投光器 投光器 2 灯、投光器用三脚、三脚用フラットバー	1
25	携行缶 ガソリン用 10ℓ	1
26	特設公衆電話機 パナソニック製デザインテレホン VE-F04	1
27	携帯三脚 荷重：1t	1
28	スリング 荷重：1t	1

2. 市立中学校（18か所）整備分

<1 中学校当り>

資 機 材 名		仕 様	数 量
1	納庫	スチール製	1
2	発電機	ヤマハ製 型式 EF2800iSE 2.8kVA	1
3	投光器セット	投光器2灯、投光器用三脚、三脚用フラットバー	1
4	携行缶	ガソリン用 10ℓ	1
5	特設公衆電話機	パナソニック製デザインテレホン VE-F04	1

3. 消防署（2か所）整備分

<1 署当り>

資 機 材 名		仕 様	数 量
1	携帯用発電機	ホンダ EX900、コードリール 30m×2 投光器 300W×2、三脚 K-2×2	1 式
2	エンジンカッター（兼用タイプ）	ロングセラーエンジンカッター610MKR	1 式
3	ジャッキ	カバヤ油圧ポータブルジャッキ（5t用）	10
4	金てこ	80cm、150cm	各 10
5	剣先スコップ		10
6	ツルハシ		10
7	斧		10
8	掛矢		10
9	ハンマー	鉄製 大ハンマー	1
		高質ゴム製 10ポンド	10
10	ノコギリ（大）		10
11	ナタ		10
12	とび口	1.8m	10
13	RC バール	ステンレス鋼 大	10
14	絶縁ボルトクリッパー	BC450F	10
15	燃料搬送用携行缶	消防法適合品（20ℓ）	3
16	携帯用拡声器	TRM-119S	5
17	防爆型強力ライト	JL-05104	3
18	防塵マスク	重松製 DR-E30	40
19	防塵メガネ	重松製 SP-17F	40
20	飲料水用水筒	赤尾 G1 水筒	50
21	収納ボックス	引き出し式	6
22	救助用ロープ		1 式
23	ヘッドランプ	ナショナル BF-182	45
24	収納庫	スチール製	1

4. 消防出張所（7か所）整備分

< 1所当り >

資 機 材 名	仕 様	数 量		
		新千里 桜井谷 小曾根 服部	原 田 蛸 池 東 泉 丘	
1	携帯用発電機	ホンダ EX900、 コードリール 30m×2 投光器 300W×2、三脚 K-2×2	1 式	
2	エンジンカッター (兼用タイプ)	ロングセラーエンジンカッター 610MKR	1 式	
3	ジャッキ	カバヤ油圧ポータブルジャッキ (5 t用)	5	10
4	金てこ	80cm、150cm	各 5	各 10
5	剣先スコップ		5	10
6	ツルハシ		5	10
7	斧		5	10
8	掛矢		5	10
9	ハンマー	鉄製 大ハンマー	5	10
		高質ゴム製 10ポンド	5	5
10	ノコギリ	大	5	30
		小		30
11	ナタ		5	5
12	とび口	1.8m	5	10
13	RC バール	ステンレス鋼 大	5	10
14	絶縁ボルトクリッパー	BC450F	5	5
15	燃料搬送用携行缶	消防法適合品 (20ℓ)	3	
16	携帯用拡声器	TRM-119S	5	15
17	防爆型強力ライト	JL-05104	3	15
18	防塵マスク	重松製 DR-33-HK 吸収缶付	45	
19	防塵メガネ	重松製 SP-17F	45	
20	飲料水用水筒	赤尾 G1 水筒		
21	収納ボックス	スチール製	45	
22	水バケツ			30
23	ヘルメット	ナショナル BF-182		30

5. 消防分団機械器具置場（23 か所）整備分

< 1 か所当り >

資 機 材 名	仕 様	数 量	
1	ジャッキ	カバヤ油圧ポータブルジャッキ（5t用）	3
2	金てこ（大・小）	80cm、150cm	各 6
3	剣先スコップ	丸型パイプ柄 全長約 1,000mm	12
4	ツルハシ	柄の長さ 約 1,000mm	3
5	ノコギリ	大 折込ノコ 全長約 1,000mm	10
		小 手曲ノコ 全長約 500mm	10
6	ヘルメット	北川工業 MP型 AP-PI（白）三角ホルダー付	30
7	携帯用拡声器	TRM-119S	3
8	ハンマー	大ハンマー 両口鉄製 4.5 kg	5
9	強力ライト	ナショナル BF-775F-R	20
10	水バケツ	15ℓ ブリキ製	20
11	保管収納庫	約 W2.33×D1.25×H2.08	1
12	収納庫	スチール製	1

6. 防災倉庫整備分

R03.11 市資料より

■ 野畑南公園防災倉庫・ふれあい緑地防災倉庫資機材一覧

品 名	数 量
ハンマー	1本
ツルハシ	1本
トイレットペーパー	32袋
カセットボンベ	12本
耐火レンガ	30個
ダイナモ式懐中電灯	10個
担架	1台
リヤカー	1台
トイレtent※便座セット	20基
トイレtent※便座セット（要支援者用）	5基
防災かまどセット	1台
水中ポンプ	1台
発電機	1台

■ 野田中央公園防災倉庫資機材一覧

品名	数量
パーソナルテントLタイプ	3セット
災害時用マンホールトイレ洋式タイプ・大型タイプ	
パーソナルテントSタイプ	22セット
災害時用マンホールトイレ洋式タイプ・大型タイプ	
あずまや災害時用シート	1式
休憩所用災害時シート	1式
ジェットヒーター	1セット
拡声器	2台
拡声器スタンド	2台
拡声器用ワイヤレスマイク	2台
シングルワイヤレスチューナーユニット	2台
ハンド型ダイナミックマイク	2台
マイク延長コード 10m	2本
背負い式工具セット	2セット
救命浮環	3個
カセットガス用発電機	3台
発電機用ガスボンベ	18本
かんたんテント3	1台
かんたんテント3専用 加護プレート	4枚
FKアルミ製組立てリヤカー	1台
二つ折担架	2台
ヘルメット スターライトSS-1	20個
脚立 ハセガワ RD-21	1脚
寸胴、アルミ 680 フタ付	2個
バックコーン LED内臓	8個
同上用バー	8本

■ 市営二葉第3住宅防災倉庫資機材一覧

品名	数量
マンホールトイレ	10箱
スケットイレ	11箱
担架	1セット
パーソナルテント (Mタイプ)	2セット
パーソナルテント (Lタイプ)	1セット
かんたんテント	1セット
レスキューショルダー14点セット	1セット
ポータブル発電機	1台
ハンディーキャンパー	1コ
重り (10kg×4)	1セット
ワゴン	1台

河川等の主な整備計画

□淀川水系河川整備計画（令和3年8月変更 近畿地方整備局）

1. 流域及び河川の概要

神崎川及び猪名川は、銀橋周辺の狭窄部に代表されるように猪名川の上流部や神崎川の支川安威川上流部において渓谷河川の様相を呈しているが、それ以外は概ね平野部を流れ、阪神工業地帯に密集した市街地が広がる都市河川の様相を呈している。

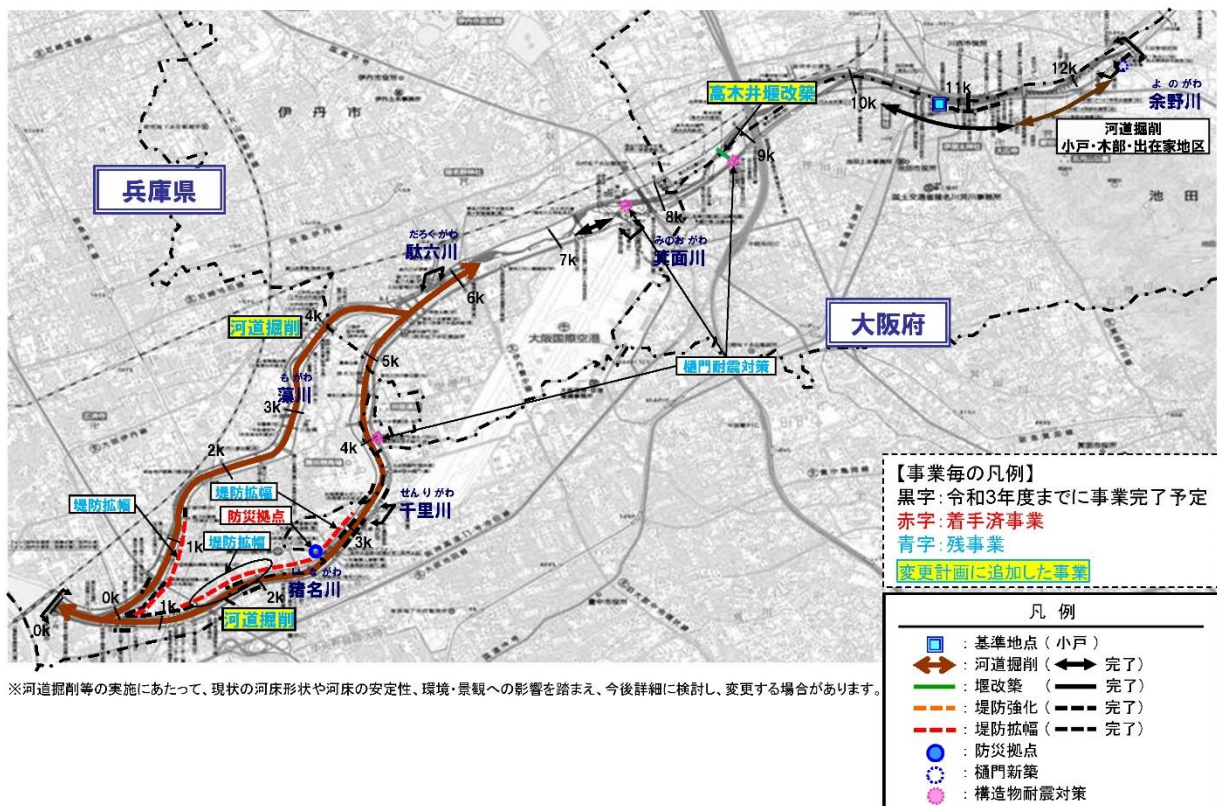
なお、猪名川の中下流部は川幅が比較的広く、河道内の所々に瀬や淵がある。植生は、中流部ではオギ、ツルヨシ等、下流部ではヨシ、セイタカヨシ等が代表的である。近年は、河道掘削並びに地域住民、NPO 団体や河川レンジャーとの協働による駆除活動等を行っており、外来植物の繁茂する面積が減少している。

流域の都市化と下水道の整備が行われたことで、水質の改善が図られる一方で河川流量の減少が見られる。

2. 治水・防災対策の基本的な考え方

木津川、猪名川については、これまでの目標洪水（木津川は昭和28年台風13号、猪名川は昭和35年台風16号）を上回る洪水を経験していないが、河川整備の進捗や、近年の気象状況、気候変動の影響等を踏まえ上下流バランスを確保しながら着実に安全度を向上させることとし、これまでの目標洪水において降雨量を1.1倍以上とした洪水を安全に流下させることができるようにするものである。

【猪名川河川事務所の事業概要】



ため池防災関係水防区域一覧表

(令和3年度大阪府水防計画資料編)

ため池名	所在地 (水利組合名)	ため池管理者	要水防 堤長 [m]	堤高 [m]	満水積 面 [ha]	貯水量 [千m ³]	水防 値 ※注
南門前池	蛭池中町1丁目	豊中市	147	6.0	0.9	23	B
豊洲池	上野西3丁目	豊中市	145	5.8	0.6	14	B
山所池	蛭池中町4丁目	豊中市 教育委員会	200	6.5	0.6	16	B
箕輪池	刀根山3丁目	豊中市	67	5.0	0.7	18	B
深谷池	東豊中町3丁目150	豊中市	65	15.2		52	C
三ツ池	東豊中町3丁目1 (熊野田)	豊中市 資産管理課	140	5.0		38	C
上野新池	上野東2丁目30-1	豊中市	50	3		9	C
二の切池	東豊中町5丁目2019-1	豊中市	150	5.2		9.0	C
打越池	西泉丘1丁目2389	豊中市	82	4.2		6	C
蛭池	刀根山3丁目 (南刀根山)	豊中市	70	6.0		17	C

※ 水防値Cの要水防堤長等は大阪府ため池データベース(R2.4時点)より

※注 水防値とは、公共上及ぼす影響の程度を勘案して水防区域を区分したもの(大阪府水防計画から)

A = 特に重要な水防ため池…豊中市なし

B = 重要水防ため池

C = 要水防ため池

土砂災害警戒区域

R4年1月28日時点

番号	区域名	所在地	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日	解除年月日	人家の 有無	住戸数 (R1 確認)
1	K20300630 新千里北町二丁目(2)	豊中市 新千里北町二丁目	H28年9月6日	H28年9月6日		無	
2	K22002680 船場西三丁目(2)	箕面市 船場西三丁目	H28年9月13日	H28年9月13日		無	
		豊中市 新千里西町三丁目					
		豊中市 北緑丘三丁目					
3	K22002700 船場東三丁目(2)	箕面市 船場東三丁目	H28年9月13日	H28年9月13日		無	
	K22002710 船場東三丁目(3)	豊中市 新千里北町二丁目	H28年9月13日	H28年9月13日		無	
		箕面市 船場東三丁目					
	K22003040 船場東三丁目(4)	箕面市 船場東三丁目	H28年9月13日	H28年9月13日		無	
K20300320 新千里北町二丁目	豊中市 新千里北町二丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有		
4	K20300300 新千里北町三丁目(1)	豊中市 新千里北町三丁目	H26年4月11日	H26年4月11日		有	
	K20300310 新千里北町三丁目(2)	豊中市 新千里北町三丁目	H27年9月28日	H27年9月28日	公園みどり推進課で解除に向けた工事予定	有	7
6	K20300270 新千里東町二丁目(1)	豊中市 新千里東町二丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	
	K20300280 新千里東町二丁目(2)	豊中市 新千里東町二丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	52
	K20300290 新千里東町二丁目(3)	豊中市 新千里東町二丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		無	
7	K20300070 上新田(1)	豊中市 上新田二丁目	H22年3月30日	H22年3月30日		有	21
	K20300260 上新田四丁目(2)	豊中市 上新田四丁目	H27年9月28日	—		有	
8	K20300250 上新田一丁目	豊中市 上新田一丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	4
10	K20300170 新千里西町二丁目	豊中市 新千里西町	H25年8月20日	H25年8月20日		有	4
	K20300160 緑丘二丁目	豊中市 緑丘	H25年8月20日	H25年8月20日		有	4
	K20300130 東豊中町二丁目(4)	豊中市 東豊中町	H25年8月20日	H25年8月20日		有	7
11	K20300140 東豊中町二丁目(5)	豊中市 東豊中町	H25年8月20日	H25年8月20日		有	2
	K20300090 東豊中町三丁目	豊中市 東豊中町	H25年8月20日	H25年8月20日		有	4
11	K20300110 東豊中町二丁目(2)	豊中市 東豊中町	H25年8月20日	H25年8月20日		有	
	K20300120 東豊中町二丁目(3)	豊中市 東豊中町	H25年8月20日	H25年8月20日	※R3年6月4日特別警戒区域一部解除	有	1
	K20300180 東豊中町三丁目(1)	豊中市 東豊中町三丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	
12	K20300190 東豊中町三丁目(2)	豊中市 東豊中町三丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		無	
	K20300040 新千里南町(1)	豊中市 新千里南町一丁目	H22年3月30日	H22年3月30日		有	1
	K20300050 新千里南町(2)	豊中市 新千里南町一丁目	H22年3月30日	H22年3月30日		無	
	K20300220 新千里南町一丁目(2)	豊中市 新千里南町一丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	
13	K20300240 新千里南町二丁目(2)	豊中市 新千里南町二丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	1
	K20300200 東豊中町五丁目(1)	豊中市 東豊中町五丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	30
14	K20300230 新千里南町二丁目(1)	豊中市 新千里南町二丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	3
	K20300210 東豊中町五丁目(2)	豊中市 東豊中町五丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	34
15	K20300720 熊野町四丁目(1)	豊中市 熊野町四丁目	H28年9月6日	H28年9月6日		有	1
16	K20300030 栗ヶ丘	豊中市 栗ヶ丘町	H22年3月30日	H22年3月30日	R4年1月28日	有	11
	K20300060 旭丘(1)	豊中市 旭丘	H22年3月30日	H22年3月30日		有	1
17	K20300740 旭丘(2)	豊中市 旭丘	H28年9月6日	H28年9月6日		有	70
	K20300370 西泉丘一丁目	豊中市 西泉丘一丁目	H28年12月16日	H28年12月16日		有	6
19	K20300350 東泉丘三丁目(1)	豊中市 東泉丘三丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	329

番	区域名	所在地	警戒区域	特別警戒区域	解除年月日	人家の	住戸数
20	K20300330 東泉丘四丁目	豊中市 東泉丘四丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		有	321
	K20300340 西泉丘三丁目	豊中市 西泉丘三丁目	H27年9月28日	H27年9月28日		無	
21	K20500360 春日(3)	吹田市 春日二丁目	H28年2月9日	H28年2月9日		無	
		豊中市 西泉丘三丁目					
	K20500910 春日(5)	吹田市 春日二丁目	H28年8月24日	H28年8月24日			
豊中市 服部緑地 西泉丘三丁目							
22	K20500930 千里山西(2)	吹田市 千里山西四丁目	H28年8月24日	H28年8月24日		無	
		豊中市 東寺内町					
	K20300800 東寺内町(1)	豊中市 東寺内町	H28年9月6日	H28年9月6日		有	27
23	K20300780 長興寺北二丁目(1)	豊中市 長興寺北二丁目	H28年9月6日	H28年9月6日		有	1
24	K20300770 曾根西町四丁目(1)	豊中市 曾根西町四丁目	H28年9月6日	H28年9月6日		有	10
25	K20300530 宮山町四丁目(1)	豊中市 宮山町四丁目	H28年9月6日	H28年9月6日		有	
26	K20300490 待兼山町(4)	豊中市 待兼山町	H28年9月6日	H28年9月6日		有	
		箕面市 瀬川五丁目					
27	K20300010 待兼山	豊中市 待兼山町	H22年3月30日	H22年3月30日		有	
28	K20300470 待兼山町(2)	豊中市 待兼山町	H28年9月6日	H28年9月6日		有	
	K20300500 待兼山町(5)	豊中市 待兼山町	H28年9月6日	H28年9月6日		有	
	K20300540 柴原町四丁目(1)	豊中市 柴原町四丁目 待兼山町	H28年9月6日	H28年9月6日		有	
29	K20300680 刀根山六丁目(2)	豊中市 刀根山六丁目	H28年9月6日	H28年9月6日		有	20
		待兼山町					
30	K20300020 螢池	豊中市 螢池東町一丁目	H22年3月30日	H22年3月30日		有	7
	K20300660 刀根山五丁目(1)	豊中市 刀根山五丁目	H28年9月6日	H28年9月6日		有	

※附番は、土砂災害ハザードマップ拡大図の番号とする。

※土砂災害特別警戒区域及び土砂災害計画区域は、56-3=53箇所(市域内は46箇所)

危険物取扱所等施設数一覧表

(令和3年 4月 1日 現在)

種 別	製造所等の区分	施設数	
危険物施設	製造所	5	
	貯蔵所	屋内貯蔵所	57
		屋外タンク貯蔵所	3
		屋内タンク貯蔵所	14
		地下タンク貯蔵所	61
		簡易タンク貯蔵所	0
		移動タンク貯蔵所	23
		屋外貯蔵所	0
	計	163	
	給油取扱所	51	
	一般取扱所	45	
	第1種販売取扱所	3	
	第2種販売取扱所	1	
	合 計	263	
保安3法施設	火薬類取締役法施設	8	
	高圧ガス保安法施設	191	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施設	34	
	合 計	233	
消防法第9条の3に係る施設	毒・劇物指定数量以上取扱受理施設	17	
	酸素・アセチレンガス届出貯蔵・取扱施設	34	
	液化石油ガス届出貯蔵・取扱施設	314	
	合 計	365	
その他	放射性同位元素取扱施設	18	

協定等締結先一覧

【令和4年1月現在】

No.	分野	締結日	協定先等	協定名等	内容
1	避難者関係	平成9年1月6日	大阪市	災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書	
2	応援	平成9年2月10日	池田市、箕面市、能勢町、豊能町	災害時相互応援協定	
3	建設土木	平成9年3月31日	府営水道・43市町村・泉北水道企業団	大阪府水道震災対策相互応援協定書	
4	物資輸送	平成10年10月1日	大阪府トラック協同組合 豊中市運輸事業部会	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書	物資の緊急輸送
5	協力	平成12年4月1日	豊中市内郵便局	災害時における相互協力に関する協定	
6	避難者関係	平成15年4月25日	東豊会	災害時における一時避難所指定に関する覚書	東豊会館の避難所使用
7	避難者関係	平成17年2月10日	国立大学法人大阪大学	施設使用に関する覚書	第一体育館の避難所使用
8	避難者関係	平成17年3月1日	学校法人 箕面自由学園	災害時における避難所指定に関する覚書	
9	避難者関係	平成17年5月2日	池田市	災害発生時における避難者の相互受け入れに関する協定書	
10	避難者関係	平成17年6月1日	社会福祉法人	災害時における避難所指定に関する覚書	
11	避難者関係	平成17年6月1日	社会福祉法人	災害時における避難所指定に関する覚書	
12	避難者関係	平成17年6月1日	社会福祉法人	災害時における避難所指定に関する覚書	
13	建設土木	平成17年12月1日	豊中建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	人員・資機材等の応援
14	物資供給	平成17年12月1日	株式会社関西スーパー	大規模災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	生活物資(日用品、衛生用品、衣類等)の供給
15	物資供給	平成17年12月1日	株式会社ライフコーポレーション	大規模災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	生活物資(日用品、衛生用品、衣類等)の供給
16	物資供給	平成17年12月1日	株式会社ダイエー	大規模災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	生活物資(日用品、衛生用品、衣類等)の供給
17	物資供給	平成17年12月1日	株式会社阪急百貨店	大規模災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	生活物資(日用品、衛生用品、衣類等)の供給
18	物資供給	平成17年12月1日	株式会社和泉	大規模災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	生活物資(日用品、衛生用品、衣類等)の供給
19	物資供給	平成18年3月1日	第一屋製パン株式会社 大阪空港工場	災害時における食料供給に関する協定書	応急食料(パン)の供給
20	物資供給	平成18年3月1日	敷島製パン株式会社 大阪豊中工場	災害時における食料供給に関する協定書	応急食料(パン)の供給
21	避難者関係	平成18年5月1日	社会福祉法人アンデルセン	災害時における避難所指定に関する覚書	
22	避難者関係	平成18年5月1日	社会福祉法人愛成会	災害時における避難所指定に関する覚書	
23	避難者関係	平成18年5月1日	社会福祉法人白鳩会	災害時における避難所指定に関する覚書	
24	物資供給	平成18年5月1日	管理団体	災害時における井戸水の提供に関する協定書	井戸水の提供
25	物資供給	平成18年5月1日	管理団体	災害時における井戸水の提供に関する協定書	井戸水の提供
26	物資供給	平成18年5月1日	管理団体	災害時における井戸水の提供に関する協定書	井戸水の提供
27	物資供給	平成18年5月1日	管理団体	災害時における井戸水の提供に関する協定書	井戸水の提供
28	物資供給	平成18年5月1日	管理団体	災害時における井戸水の提供に関する協定書	井戸水の提供
29	物資供給	平成18年5月1日	管理団体	災害時における井戸水の提供に関する協定書	井戸水の提供
30	物資供給	平成18年5月1日	管理団体	災害時における井戸水の提供に関する協定書	井戸水の提供
31	物資供給	平成18年5月1日	管理団体	災害時における井戸水の提供に関する協定書	井戸水の提供
32	建設土木	平成18年5月11日	豊中電業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	人員・資機材等の応援
33	避難者関係	平成18年10月1日	各種団体	災害時の二次的避難所の提供並びに移送協力に関する覚書	
34	避難者関係	平成18年10月1日	各種団体	災害時の二次的避難所の提供協力に関する覚書	
35	避難者関係	平成18年10月1日	各種団体	災害時要援護者の移送協力に関する覚書	
36	避難者関係	平成18年10月1日	各種団体	災害時の二次的避難所の運営に関する覚書	
37	建設土木	平成18年11月1日	豊中造園建設業組合	災害時における応急対策業務に関する協定書	人員・資機材等の応援
38	報道関係	平成20年9月1日	千里ニュータウンFM放送株	災害時の緊急放送に関する協定書	人命救助、災害警報、避難誘導等の緊急放送
39	避難者関係	平成20年10月1日	特別養護老人ホーム ふるる	災害時の福祉避難所の提供並びに移送協力に関する覚書	高齢者や障害者に対する福祉避難所としての協力依頼
40	避難者関係	平成20年11月1日	社会福祉法人しらゆり会	災害時における避難所指定に関する覚書	
41	避難者関係	平成20年11月1日	社会福祉法人神童福祉会	災害時における避難所指定に関する覚書	
42	建設土木	平成21年2月2日	豊中交通安全施設協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	人員・資機材等の応援
43	避難者関係	平成21年3月26日	大阪市	災害発生時における避難者の相互受け入れに関する協定書	
44	建設土木	平成21年6月1日	豊中市排水設備工業指定業者協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	水道事業における応援
45	物資供給	平成21年8月17日	株式会社阪食	大規模災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	

協定等締結先一覧

No.	分野	締結日	協定先等	協定名等	内容
46	物資供給	平成21年10月2日	ダイキ株式会社	大規模災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	生活物資(日用品、衛生用品、衣類等)の供給
47	応援	平成22年10月1日	隠岐の島町	空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書	
48	応援	平成22年12月1日	隠岐の島町	災害時の相互応援に関する協定	
49	応援	平成23年2月1日	島根県簸川郡斐川町	空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書	
50	建設土木	平成23年3月1日	北大阪建築設備協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	上水道の断水及び漏水の応急処置、仮設空調機器の設置
51	応援	平成23年4月19日	鹿児島県大島郡和泊町	空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書	
52	応援	平成23年6月1日	島根県簸川郡斐川町	災害時の相互応援に関する協定	
53	応援	平成23年11月28日	認定NPO法人日本レスキュー協会	災害救助犬の出勤に関する協定	災害救助犬の出勤
54	応援	平成24年2月6日	鹿児島県奄美市	空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書	
55	応援	平成24年2月17日	大分県国東市	空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書	
56	応援	平成24年2月17日	福島県石川郡玉川村	空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書	
57	応援	平成24年2月17日	福島県須賀川市	空港で結ぶ友好都市提携に関する協定書	
58	報道関係	平成24年4月1日	豊中・池田ケーブルネット	災害時の緊急放送に関する協定書	人命救助、災害警報、避難誘導等の緊急放送
59	応援	平成24年4月1日	中核市45市	中核市災害相互応援協定	
60	応援	平成24年4月1日	鹿児島県大島郡和泊町	災害時の相互応援に関する協定	
61	応援	平成24年6月29日	豊中商工会議所	豊中市と豊中商工会議所との災害時等における連携協力に関する基本協定書	災害時人員・資機材・物資等提供協力、平常時の普及啓発・防災対策
62	避難者関係	平成24年9月21日	大阪府立豊中高等学校	避難所の鍵の管理に関する覚書	避難所の鍵の提供
63	応援	平成24年9月28日	大阪府電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧作業に関する協定	人員・資機材等の応援
64	応援	平成25年6月14日	岩手県大槌町	災害時の相互応援に関する協定	
65	協力	平成25年7月22日	リバー産業網、新千里南町府住宅自治会	自然災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書	防災設備や備蓄物資の提供等
66	応援	平成25年7月29日	島根県益田市	災害時の相互応援に関する協定	
67	応援	平成25年9月4日	国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ	
68	物資供給	平成25年10月1日	一般社団法人豊中市薬剤師会	災害時救急医薬品等の供給に関する協定書	医薬品・衛生材料の供給及び備蓄
69	物資供給	平成25年12月2日	セツカートン株式会社	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	段ボール製簡易ベッド・シート・間仕切り・簡易トイレ等の調達
70	物資供給	平成26年4月1日	株式会社レンタルのニッケン	地震等の災害時における仮設トイレ等の供給に関する協力協定	仮設トイレの優先供給
71	物資供給	平成26年4月1日	株式会社ユーミックス	地震等の災害時における仮設トイレ等の供給に関する協力協定	仮設トイレの優先供給
72	建設土木	平成26年4月1日	豊中環境事業協同組合	地震等の災害時における災害廃棄物の収集運搬等に関する支援協定	災害廃棄物の分別収集及び運搬
73	建設土木	平成26年4月1日	泉興業株式会社他7事業者	地震等の災害時における災害廃棄物の収集運搬等に関する支援協定	災害廃棄物の分別収集及び運搬
74	応援	平成26年8月23日	福島県玉川村	災害時の相互応援に関する協定	
75	応援	平成26年8月23日	福島県須賀川市	災害時の相互応援に関する協定	
76	医療救護	平成27年3月10日	一般社団法人豊中市医師会	災害時の医療救護に関する協定	避難所等での医療救護活動
77	建設土木	平成27年7月1日	北摂7市3町2一部事務組合	北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定	災害廃棄物の分別収集、運搬及び処理
78	応援	平成27年8月21日	岩手県陸前高田市	災害時の相互応援に関する協定	
79	応援	平成29年2月10日	熊本県菊陽町	災害時の相互応援に関する協定	
80	応援	平成29年2月28日	公益財団法人とよなか国際交流協会	豊中市災害時多言語支援センター設置に関する協定	災害時の外国人市民等への情報発信、相談対応等
81	医療救護	平成29年4月13日	一般社団法人豊中市歯科医師会	災害時の歯科医療救護に関する協定	避難所等での医療救護活動
82	建設土木	平成30年4月10日	豊能自動車整備地区会豊中ブロック会	災害時における応急対策業務に関する協定書	被災者救援、道路上の障害物の除去等
83	報道関係	平成30年12月12日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	災害時等における市ホームページの安定的閲覧・情報発信手段の拡充
84	協力	令和1年9月24日	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	災害ボランティアセンターの設置・運営
85	物資供給 避難者関係	令和2年3月1日	ロイヤルホームセンター株式会社	資材及び生活物資等の確保並びに施設の利用に関する協定	保有する物資等の供給、洪水・高潮避難ビルの指定
86	応援	令和2年3月9日	三菱自動車工業株式会社 西日本三菱自動車販売株式会社	電動車両等の支援に関する協定	電動車両等の貸与
87	避難者関係	令和2年6月30日	学校法人梅花学園	災害時の福祉避難所の提供に関する協定	災害時の福祉避難所の提供
88	避難者関係	令和2年7月3日	豊中市介護保険事業者連絡会	災害時における豊中市と豊中市介護保険事業者連絡会との介護サービス利用者の支援に関する協定	
89	避難者関係	令和2年7月3日	豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会及び豊中市障害児者日中活動事業者連絡会	災害時における豊中市と豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会、豊中市障害児者日中活動事業者連絡会との障害福祉サービス利用者の支援に関する協定	
90	避難者関係	令和3年3月15日	アンダーツリー株式会社 株式会社アンダーウッド	洪水又は高潮時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	洪水・高潮避難ビルの指定

協 定 等 締 結 先 一 覧

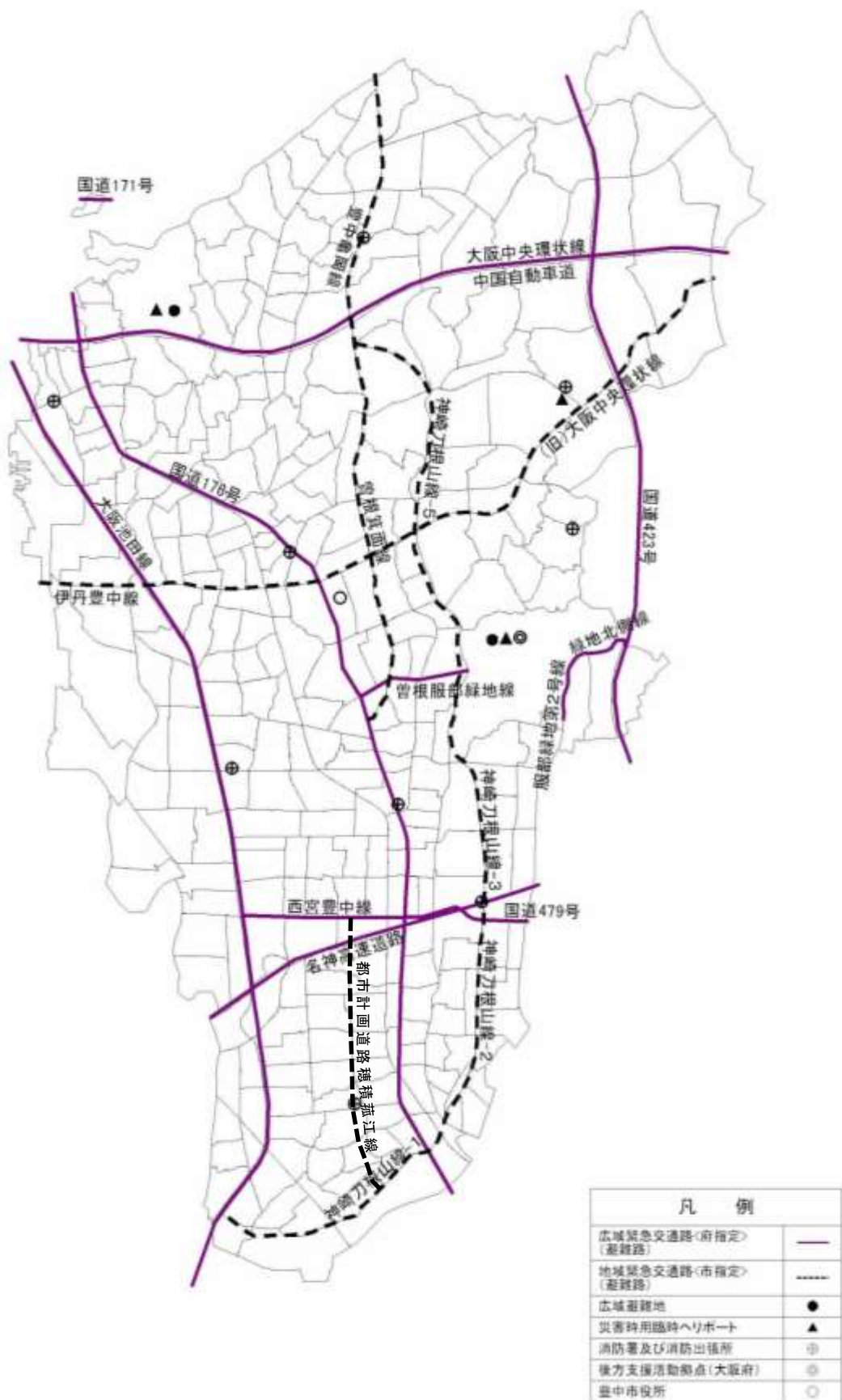
No.	分野	締結日	協定先等	協定名等	内容
91	応援	令和3年3月30日	持続可能な地域創造ネットワーク	持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定	資機材・物資の提供、職員の派遣など
92	建設土木	令和3年6月15日	合同会社豊中市管工事組合	災害時における応急対策業務に関する協定書	人員・資機材等の応援
93	建設土木	令和3年6月30日	一般社団法人関西SBM事業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	人員・資機材等の応援
94	協力	令和3年9月24日	関西電力送配電株式会社	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	緊急交通路の確保及び停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物等の移動その他必要な措置
95	物資供給	令和3年10月15日	大日本除虫菊株式会社	災害時における救援物資供給に関する協定	トイレ衛生製品、環境衛生製品(害虫関係)等の供給
96	物資供給	令和3年12月24日	株式会社スギ薬局	災害時における物資等の供給協力に関する協定	一般用医薬品を中心に食料品や日用品の供給
97	避難者関係	令和4年1月21日	株式会社関西HUホールディングス	洪水又は高潮時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	洪水・高潮避難ビルの指定

消 防 水 利 一 覧 表

(令和3年 4月 1日 現在)

区 分		現 有 数
消 火 栓	公 設	4, 8 9 2
	私 設	2 5
	小 計	4, 9 1 7
防 火 水 槽	公 設	3 2 6
	私 設	3 3 7
	小 計	6 6 3
そ の 他 の 水 利	プ ー ル	7 0
	池	3 4
	河 川	4
	小 計	1 0 8
合 計		5, 6 8 8

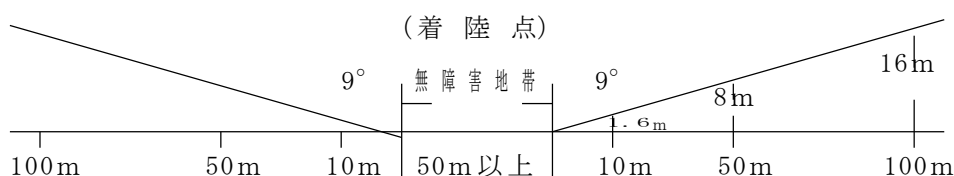
緊急交通路路線図



災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表

【選定基準】

- ① 地盤の堅固な平坦地（コンクリート、芝生が最適）であること
- ② 地面斜度6度以内であること
- ③ 概ね50m以上×50m以上の地積があること
- ④ 二方向以上から離着陸が可能であること
- ⑤ 離着陸時、周辺（下図斜線上）に障害物がないこと
- ⑥ 車両等の進入路があること

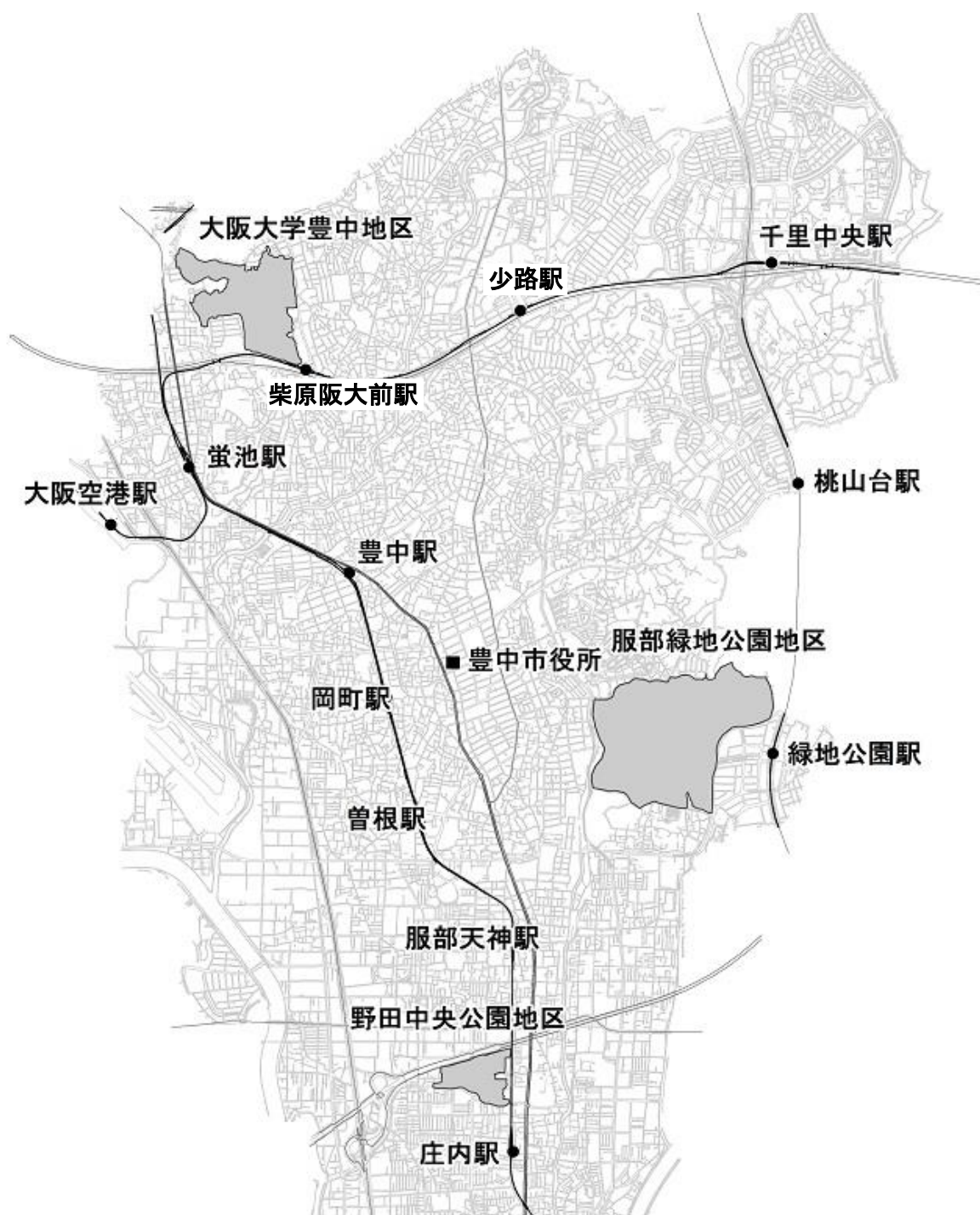


【選定場所一覧表】

(令和3年6月1日 現在)

		豊中市 青少年運動広場	大阪大学教養部 (グラウンド)	服部緑地 (補助競技場)
番号		4-1	4-2	4-3
所在地		豊中市東豊中町5丁目 2154番地	豊中市 待兼山町32番地	豊中市 服部緑地1番
形状	縦(m)	75m	170m	120m
	横(m)	75m	200m	110m
座標 (世界測地系)	北緯	34度47分46秒	34度48分23秒	34度46分42秒
	東経	135度29分25秒	135度27分23秒	135度28分57秒
座標10 (世界測地系)	北緯	34.7961111	34.8063889	34.7783333
	東経	135.4902778	135.4563889	135.4825000
UTMポイント		53SNU44845054	53SNU41745166	53SNU44144856
所有者又は管理者		豊中市長	大阪大学学長	大阪府池田土木事務所 都市みどり課

指定緊急避難場所（広域避難場所）位置図



	大阪大学 豊中地区	服部緑地 公園地区	野田中央公園 周辺地区
全体面積	約 13.8ha	約 136.9ha	約 8.7ha
有効避難面積	約 7.6ha	約 50.1ha	約 6.0ha
収容可能人数	76,000人	501,000人	60,000人
指定時期	昭和50年度	昭和50年度	平成26年度

指定緊急避難場所・指定避難所総括表

(令和4年1月21日 現在)

小学校区		指定避難所			指定緊急避難場所		
No.	学 校 名	施設数	面積[m ²]	収容人員[人]	施設数	面積[m ²]	収容人員[人]
1	北 丘	2	1,666	833	5	94,936	63,290
2	東 丘	5 (1)	3,255	1,627	8	255,435	170,290
3	西 丘	3	1,766	883	5	29,406	19,604
4	南 丘	4	8,533	4,266	5	80,759	53,839
5	新 田	1	1,510	755	3	10,033	6,688
6	新 田 南	2	2,316	1,158	3	11,516	7,677
7	少 路	2	4,094	2,047	6	37,726	25,150
8	北 緑 丘	5	17,998	8,999	5	29,093	19,395
9	桜井谷 東	2 (1)	1,809	904	7	43,848	29,232
10	上 野	2	5,721	2,860	4	27,148	18,098
11	東 豊 台	1	1,398	699	1	8,563	5,708
12	東 豊 中	5 (1)	2,389	1,194	4	50,487	33,658
13	熊 野 田	3	5,646	2,823	7	40,046	26,697
14	野 畑	4	2,371	1,185	4	22,764	15,176
15	桜井谷	5	6,538	3,269	8	46,688	31,125
16	刀 根 山	5	16,177	8,088	5	23,720	15,813
17	蛭 池	5	3,733	1,866	8	25,214	16,809
18	箕 輪	3	1,471	735	10	36,703	24,468
19	克 明	6	3,725	1,862	6	25,861	17,240
20	大 池	2	2,091	1,045	5	17,015	11,343
21	桜 塚	7	11,701	5,850	8	69,123	46,082
22	南 桜 塚	1	1,720	860	4	22,800	15,200
23	泉 丘	3	3,698	1,849	4	33,195	22,130
24	東 泉 丘	1	1,678	839	2	12,131	8,087
25	中 豊 島	7 (1)	7,347	3,673	7	26,057	17,371
26	寺 内	2	1,652	826	5	17,589	11,726
27	緑 地	1	1,678	839	5	20,078	13,385
28	原 田	6 (1)	4,874	2,437	9	32,030	21,353
29	豊 島 北	7	8,742	4,371	14	170,399	113,599
30	豊 島 西	4	2,220	1,110	2	19,432	12,954
31	豊 島	7 (2)	2,989	1,494	4	24,854	16,569
32	北 条	3	3,549	1,774	4	28,010	18,673
33	小 曾 根	4 (1)	3,748	1,874	3	25,258	16,838
34	島 田	6	3,951	1,975	3	24,668	16,445
35	野 田	8	6,521	3,260	5	37,408	24,938
36	高 川	6 (2)	2,472	1,236	3	14,242	9,494
37	豊 南	4 (1)	1,739	869	1	7,604	5,069
38	庄 内	2	426	213	3	5,739	3,826
39	庄 内 南	6	2,516	1,258	4	15,646	10,430
40	千 成	6 (1)	2,326	1,163	4	33,406	22,270
41	庄 内 西	5 (1)	1,957	978	8	44,179	29,452
合計		163 (13)	171,711	85,846	211	1,600,809	1,067,191

※施設数、面積、収容人員は、避難場所の数値（福祉避難所は含まず）

※施設数欄の括弧内の数字は、校区内にある福祉避難所数

指定緊急避難場所一覧表 小学校区別

小学校区名	No.	名 称	所在地	避難施設 面積 [m ²]	避難場所 面積 [m ²]	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大火災	
北丘	1	北丘小学校グラウンド	新千里北町2-19-1	-	7,750	-	-	-	○	-	-	
	2	北丘小学校体育館・校舎の一部	新千里北町2-19-1	1,286	-	○	-	○	-	-	-	
	3	千里北町公園	新千里北町1-23	-	28,000	-	-	-	○	-	○	
	4	樗ノ木公園	新千里北町3-19	-	53,000	-	-	-	○	-	○	
	5	ひらど公園	新千里北町3-4	-	2,000	-	-	-	○	-	-	
		つつじ公園	新千里北町2-18	-	2,900	-	-	○	-	-		
		合 計		1,286	93,650							
東丘	6	東丘小学校グラウンド	新千里東町3-1-1	-	7,790	-	-	-	○	-	-	
		東丘小学校体育館・校舎の一部	新千里東町3-1-1	1,118	-	○	-	○	-	-	-	
	7	第八中学校グラウンド	新千里東町3-2-1	-	15,090	-	-	-	○	-	○	
		第八中学校体育館・校舎の一部	新千里東町3-2-1	1,480	-	○	-	○	-	-	-	
	8	東丘こども園	新千里東町2-6-1	176	-	○	-	○	-	-	-	
	9	千里文化センター	新千里東町1-2-2	314	-	○	-	○	-	-	-	
	10	千里東町公園	新千里東町2-3	-	82,000	-	-	-	○	-	○	
	11	千里中央公園	新千里東町3-8	-	142,000	-	-	-	○	-	○	
	12	もくせい公園	新千里東町3-4	-	5,300	-	-	-	○	-	-	
	13	千里体育館	新千里東町3-8-1	167	-	○	-	○	-	-	-	
			合 計		3,255	252,180						
	西丘	14	西丘小学校グラウンド	新千里西町2-23-1	-	5,340	-	-	-	○	-	-
			西丘小学校体育館・校舎の一部	新千里西町2-23-1	1,118	-	○	-	○	-	-	-
15		西丘こども園	新千里西町2-2-1	360	-	○	-	○	-	-	-	
16		千里少年文化館	新千里西町2-7-1	288	-	○	-	○	-	-	-	
17		千里西町公園	新千里西町2-23	-	20,000	-	-	-	○	-	○	
18		からたち公園	新千里西町3-3	-	2,300	-	-	-	○	-	-	
			合 計		1,766	27,640						
19		南丘小学校グラウンド	新千里南町2-13-1	-	13,750	-	-	-	○	-	○	
	南丘小学校体育館・校舎の一部	新千里南町2-13-1	1,342	-	○	-	○	-	-	-		
20	第九中学校グラウンド	新千里南町1-4-1	-	9,900	-	-	-	○	-	-		
	第九中学校体育館・校舎の一部	新千里南町1-4-1	1,808	-	○	-	○	-	-	-		
21	千里青雲高等学校グラウンド	新千里南町1-5-1	-	20,459	-	-	-	○	-	○		
22	千里南町公園	新千里南町1-3	-	25,000	-	-	-	○	-	○		
23	つばき公園	新千里南町3-5	-	8,500	-	-	-	○	-	-		
		合 計		3,150	77,609							

小学校区名	No.	名称	所在地	避難施設 面積 [m ²]	避難場所 面積 [m ²]	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大火災
新田	24	新田小学校グラウンド	上新田2-19-1	-	5,150	-	-	-	○	-	-
	25	新田小学校体育館・校舎の一部	上新田2-19-1	1,510	-	○	○	○	-	-	-
	26	上新田1丁目公園	上新田1-24	-	1,867	-	-	-	○	-	-
		オタビ池公園	上新田1-24	-	1,506	-	-	-	○	-	-
		計		1,510							
新田南	27	新田南小学校グラウンド	上新田4-9-1	-	6,500	-	-	-	○	-	-
	28	新田南小学校体育館・校舎の一部	上新田4-9-1	1,846	-	○	-	○	-	-	-
	29	しんでんこども園	上新田3-7-1	470	-	○	-	○	-	-	-
		新田南公園	上新田4-30	-	2,700	-	-	-	○	-	-
		計		2,316							
少路	30	少路小学校グラウンド	西緑丘2-10-1	-	7,800	-	-	-	○	-	-
	31	少路小学校体育館・校舎の一部	西緑丘2-10-1	1,894	-	○	-	○	-	-	-
		第十一中学校グラウンド	西緑丘2-11-1	-	12,443	-	-	-	○	-	○
		第十一中学校体育館・校舎の一部	西緑丘2-11-1	2,200	-	○	-	○	-	-	-
	32	緑丘公園	緑丘2-21	-	3,000	-	-	-	○	-	-
	33	清谷池公園	緑丘4-33	-	5,500	-	-	-	○	-	-
	34	西緑丘新池公園	西緑丘3-6	-	2,300	-	-	-	○	-	-
	35	緑丘北公園	緑丘5-1	-	2,589	-	-	-	○	-	-
			計		4,094						
北緑丘	36	北緑丘小学校グラウンド	北緑丘2-4-1	-	6,914	-	-	-	○	-	-
		北緑丘小学校体育館・校舎の一部	北緑丘2-4-1	1,646	-	○	-	○	-	-	-
	37	第十四中学校グラウンド	北緑丘1-1-1	-	8,100	-	-	-	○	-	-
		第十四中学校体育館・校舎の一部	北緑丘1-1-1	1,808	-	○	○	○	-	-	-
	38	のぼたけこども園	北緑丘1-3-1	222	-	○	-	○	-	-	-
	39	北緑丘こども園	北緑丘2-2-1	95	-	○	-	○	-	-	-
	40	豊島高等学校グラウンド	北緑丘3-2-1	-	10,308	-	-	-	○	-	○
			計		3,771						
桜井谷東	41	桜井谷東小学校グラウンド	桜の町7-5-1	-	8,900	-	-	-	○	-	-
		桜井谷東小学校体育館・校舎の一部	桜の町7-5-1	1,614	-	○	-	○	-	-	-
	42	あゆみ	桜の町3-12-10	195	-	○	-	○	-	-	-
	43	内田公園	桜の町4-9	-	2,600	-	-	-	○	-	-
	44	桜の町公園	桜の町2-5	-	1,600	-	-	-	○	-	-
	45	野畑公園	春日町2-5	-	1,600	-	-	-	○	-	-
	46	羽鷹池公園	少路1-5	-	25,839	-	-	-	○	-	○
		少路1丁目公園	少路1-5	-	1,500	-	-	-	○	-	-
		計		1,809							

小学校区名	No.	名称	所在地	避難施設面積 [m ²]	避難場所面積 [m ²]	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大火災
上野	48	上野小学校グラウンド	上野東2-8-8	—	5,290	—	—	—	○	—	—
	49	上野小学校体育館・校舎の一部	上野東2-8-8	2,070	—	○	—	○	—	—	—
	50	豊中高等学校グラウンド	上野西2-5-12	3,651	12,937	—	—	—	○	—	○
	51	堀田公園	上野東2-2	—	1,400	—	—	—	○	—	—
		上野坂公園	上野坂2-19	—	1,800	—	—	—	○	—	—
	合計			5,721	21,427						
東豊台	52	東豊台小学校グラウンド	東豊中町6-2-1	—	7,165	—	—	—	○	—	—
		東豊台小学校体育館・校舎の一部	東豊中町6-2-1	1,398	—	○	—	○	—	—	—
	合計			1,398	7,165						
東豊中	53	東豊中小学校グラウンド	東豊中町5-1-1	—	5,330	—	—	—	○	—	—
		東豊中小学校体育館・校舎の一部	東豊中町5-1-1	1,398	—	○	—	○	—	—	—
	54	ゆたかこども園	東豊中町5-2-1	599	—	○	—	○	—	—	—
		東豊中図書館	東豊中町5-2-1	64	—	○	—	○	—	—	—
	55	東豊中こども園	東豊中町5-3-1	96	—	○	—	○	—	—	—
	56	二ノ切池公園	東豊中町5-37	—	43,000	—	—	—	○	—	○
	合計			2,157	48,330						
熊野田	57	熊野田小学校グラウンド	赤阪1-5-1	—	7,650	—	—	—	○	—	—
		熊野田小学校体育館・校舎の一部	赤阪1-5-1	1,902	—	○	—	○	—	—	—
	58	第三中学校グラウンド	栗ヶ丘町1-1	—	10,350	—	—	—	○	—	○
		第三中学校体育館・校舎の一部	栗ヶ丘町1-1	2,096	—	○	○	○	—	—	—
	59	第十五中学校グラウンド	熊野町3-8-1	—	9,400	—	—	—	○	—	—
		第十五中学校体育館・校舎の一部	熊野町3-8-1	1,648	—	○	—	○	—	—	—
	60	熊野北公園	熊野町4-3	—	2,000	—	—	—	○	—	—
	61	夕日丘公園	夕日丘1-12	—	1,700	—	—	—	○	—	—
	62	八坂公園	熊野町3-10	—	1,500	—	—	—	○	—	—
	63	熊野東公園	熊野町2-5	—	1,800	—	—	—	○	—	—
	合計			5,646	34,400						
野畑	64	野畑小学校グラウンド	向丘3-1-1	—	6,936	—	—	—	○	—	—
		野畑小学校体育館・校舎の一部	向丘3-1-1	2,070	—	○	—	○	—	—	—
	65	野畑図書館	春日町4-11-1	158	—	○	—	○	—	—	—
	66	春日北公園	春日町5-12	—	2,500	—	—	—	○	—	—
	67	野畑南公園	向丘2-1	—	11,100	—	—	—	○	—	○
	合計			2,228	20,536						

小学校区名	No.	名称	所在地	避難施設面積 [m ²]	避難場所面積 [m ²]	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大火災	
桜井谷	68	桜井谷小学校グラウンド	柴原町3-11-1	—	7,500	—	—	—	○	—	—	
	69	桜井谷小学校校体育館・校舎の一部	柴原町3-11-1	1,678	—	○	—	—	○	—	—	
		第二中学校グラウンド	宮山町2-1-1	—	8,500	—	—	—	—	○	—	
	70	第二中学校校体育館・校舎の一部	宮山町2-1-1	1,704	—	○	—	—	—	—	—	
		第十三中学校グラウンド	柴原町2-14-1	—	7,950	—	—	—	—	○	—	
	71	第十三中学校校体育館・校舎の一部	柴原町2-14-1	1,816	—	○	—	—	—	—	—	
		桜井谷こども園	柴原町3-11-35	80	—	○	—	—	—	—	—	
	72	柴原体育館	柴原町4-4-18	1,260	—	○	—	—	—	—	—	
	73	赤坂上池公園	宮山町3-9	—	12,000	—	—	—	—	—	—	
	74	見徳山公園	柴原町5-1	—	2,600	—	—	—	○	—	○	
	75	柴原南公園	柴原町2-14	—	1,600	—	—	—	○	—	—	
			合 計	6,538	40,150	—	—	—	—	—	—	
	刀根山	76	刀根山小学校グラウンド	刀根山5-2-1	—	6,560	—	—	—	○	—	—
		77	刀根山小学校校体育館・校舎の一部	刀根山5-2-1	1,790	—	○	—	—	—	—	—
			刀根山高等学校グラウンド	刀根山6-9-1	—	9,390	—	—	—	—	○	—
78		とねやまこども園	刀根山6-1-15	280	—	○	—	—	—	—	—	
79		刀根山公園	刀根山元町7	—	4,000	—	—	—	○	—	—	
80		山ヶ池公園	刀根山6-9	—	1,700	—	—	—	—	○	—	
		合 計		2,070	21,650	—	—	—	—	—	—	
蛭池		81	蛭池小学校グラウンド	蛭池中町1-15-1	—	4,640	—	—	—	○	—	—
		82	蛭池小学校校体育館・校舎の一部	蛭池中町1-15-1	1,454	—	○	—	—	—	—	—
			第十八中学校グラウンド	蛭池中町4-7-1	—	6,748	—	—	—	—	○	—
	83	第十八中学校校体育館・校舎の一部	蛭池中町4-7-1	1,304	—	○	—	—	—	—	—	
		蛭池こども園	蛭池西町1-18-5	263	—	○	—	—	—	—	—	
	84	蛭池人権まちづくりセンター	蛭池北町2-3-1	304	—	○	—	—	—	—	—	
	85	蛭池センター	蛭池中町1-1-1	408	—	○	—	—	—	—	—	
	86	蛭ヶ池公園	蛭池中町4-2	—	1,900	—	—	—	○	—	—	
	87	麻田公園	蛭池中町1-10	—	3,700	—	—	—	○	—	—	
	88	蛭池北青少年運動広場	蛭池北町3-3	—	4,493	—	—	—	—	○	—	
		合 計		3,733	21,481	—	—	—	—	—	—	
	箕輪	89	箕輪小学校グラウンド	箕輪1-1-1	—	5,530	—	—	—	○	—	—
		90	箕輪小学校校体育館・校舎の一部	箕輪1-1-1	1,286	—	○	—	—	—	—	—
走井センター			走井1-21-9	98	—	○	—	—	—	—	—	
91		箕輪センター	箕輪1-20-1	87	—	○	—	—	—	—	—	
		山ノ上公園	山ノ上町7	—	2,200	—	—	—	—	○	—	
92		玉井町西公園	玉井町3-9	—	1,500	—	—	—	○	—	—	
93		久保公園	玉井町3-11	—	7,100	—	—	—	○	—	—	
94		箕輪3丁目公園	箕輪3-7	—	2,218	—	—	—	—	○	—	
		走井2丁目空海広場	走井2-15	—	4,700	—	—	—	—	○	—	
95		キョーナータウン豊中北店の一部	走井3-8-1	—	7,412	○	—	—	○	—	—	
96		キョーナータウン豊中南店の一部	走井2-11-7	—	4,572	○	—	—	○	—	—	
		合 計		1,471	35,232	—	—	—	—	—	—	

小学校区名	No.	名称	所在地	避難施設面積 [m ²]	避難場所面積 [m ²]	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大火災
克明	99	克明小学校グラウンド	岡町北3-4-1	-	3,870	-	-	-	○	-	-
		克明小学校体育館・校舎の一部	岡町北3-4-1	1,405	-	○	-	○	-	-	-
	100	第五中学校グラウンド	立花町1-10-1	-	8,400	-	-	-	○	-	-
		第五中学校体育館・校舎の一部	立花町1-10-1	1,480	-	○	-	○	-	-	-
大池	101	岡町図書館	岡町北3-4-2	210	-	○	-	○	-	-	-
	102	豊中人権まちづくりセンターこども園	岡町北3-13-7	361	-	○	-	○	-	-	-
	103	宝山上センター	宝山町7-5	135	-	○	-	○	-	-	-
	104	轟木公園	岡町北3-13	-	10,000	-	-	-	○	-	○
	合 計		3,591	22,270	-	-	-	-	-	-	
大池	105	大池小学校グラウンド	本町1-7-12	-	3,824	-	-	-	○	-	-
		大池小学校体育館・校舎の一部	本町1-7-12	1,902	-	○	-	○	-	-	-
	106	本町こども園	本町5-8-52	189	-	○	-	○	-	-	-
	107	観音池公園	本町5-7	-	1,700	-	-	-	○	-	-
桜塚	108	稲荷山公園	本町7-2	-	7,200	-	-	-	○	-	-
	109	本町北公園	本町9-10	-	2,200	-	-	-	○	-	-
		合 計		2,091	14,924	-	-	-	-	-	-
	110	桜塚小学校グラウンド	北桜塚2-6-1	-	3,580	-	-	-	○	-	-
南桜塚		桜塚小学校体育館・校舎の一部	北桜塚2-6-1	1,566	-	○	-	○	-	-	-
	111	生活情報センターくらしかん	北桜塚2-2-1	649	-	○	-	○	-	-	-
	112	桜塚高等学校グラウンド	中桜塚4-1-1	-	18,352	-	-	-	○	-	-
	113	福祉会館	中桜塚2-28-7	420	-	○	-	-	-	-	-
泉丘	114	母子父子福祉センター	中桜塚2-29-31	56	-	○	-	○	-	-	-
	115	大曽公園	北桜塚4-6	-	19,000	-	-	-	○	-	○
	116	大門公園	北桜塚1-3	-	23,000	-	-	-	○	-	○
	117	桜塚公園	中桜塚2-25	-	2,500	-	-	-	○	-	-
118	地域共生センター	中桜塚2-28-8	399	-	○	-	○	-	-	-	
	合 計		3,090	66,432	-	-	-	-	-	-	
南桜塚	119	南桜塚小学校グラウンド	南桜塚2-2-1	-	6,880	-	-	-	○	-	-
		南桜塚小学校体育館・校舎の一部	南桜塚2-2-1	1,720	-	○	-	○	-	-	-
	120	萩の寺公園	中桜塚1-24,南桜塚1-12	-	4,500	-	-	-	○	-	-
	121	大塚公園	中桜塚4-15	-	7,900	-	-	-	○	-	-
122	下原公園	中桜塚5-20	-	1,800	-	-	-	○	-	-	
	合 計		1,720	21,080	-	-	-	-	-	-	
泉丘	123	泉丘小学校グラウンド	西泉丘1-10-1	-	10,297	-	-	-	○	-	-
		泉丘小学校体育館・校舎の一部	西泉丘1-10-1	1,782	-	○	-	○	-	-	-
	124	第十七中学校グラウンド	西泉丘2-2432-2	-	8,200	-	-	-	○	-	-
		第十七中学校体育館・校舎の一部	西泉丘2-2432-2	1,808	-	○	-	○	-	-	-
125	旭丘こども園	西泉丘1-9-1	108	-	○	-	○	-	-	-	
126	熊野田公園	旭丘2	-	11,000	-	-	-	○	-	○	
	合 計		3,698	29,497	-	-	-	-	-	-	
東泉丘	127	東泉丘小学校グラウンド	東泉丘3-2-1	-	8,800	-	-	-	○	-	-
		東泉丘小学校体育館・校舎の一部	東泉丘3-2-1	1,678	-	○	-	○	-	-	-
	128	東泉丘4丁目第2公園	東泉丘4-20-5	-	1,653	-	-	-	○	-	-
	合 計		1,678	10,453	-	-	-	-	-	-	

小学校区名	No.	名称	所在地	避難施設面積 [m ²]	避難場所面積 [m ²]	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大火災
中豊島	129	中豊島小学校グラウンド	曽根東町6-13-1	-	6,690	-	-	-	○	-	-
	130	中豊島小学校校舎の一部	曽根東町6-13-1	1,678	-	○	-	○	-	-	-
		第四中学校グラウンド	服部本町4-5-7	-	12,020	-	-	-	-	○	-
	131	第四中学校校舎の一部	服部本町4-5-7	1,852	-	○	-	-	-	-	-
		服部こども園	服部本町2-5-7	97	-	○	-	-	-	-	-
	132	アリア文化ホール	曽根東町3-7-1	2,928	-	○	-	-	-	-	-
	133	中央公民館	曽根東町3-7-3	412	-	○	-	-	-	-	-
	134	曽根東センター	曽根東町5-13-12	245	-	○	-	-	-	-	-
	135	服部図書館	服部本町5-2-8	135	-	○	-	-	-	-	-
			合 計		7,347	18,710					
寺内	136	寺内小学校グラウンド	寺内2-15-1	-	8,890	-	-	-	○	-	-
	137	寺内小学校校舎の一部	寺内2-15-1	1,454	-	○	-	-	-	-	-
		てらうちこども園	寺内1-12-1	198	-	○	-	-	-	-	-
	138	寺内北公園	東寺内町13	-	3,000	-	-	-	○	-	-
	139	寺内南公園	東寺内町10	-	2,200	-	-	-	○	-	-
	140	寺内配水場用地	東寺内町15	-	1,847	-	-	-	○	-	-
		合 計		1,652	15,937						
緑地	141	緑地小学校グラウンド	城山町4-1-1	-	6,400	-	-	-	○	-	-
	142	緑地小学校校舎の一部	城山町4-1-1	1,678	-	○	-	-	-	-	-
		住吉公園	長興寺北2-3	-	2,000	-	-	-	-	○	-
	143	長興寺公園	長興寺南1-5	-	2,500	-	-	-	○	-	-
	144	長興寺南公園	長興寺南4-6	-	2,300	-	-	-	○	-	-
	145	血池公園	南桜塚4-19	-	5,200	-	-	-	○	-	-
		合 計		1,678	18,400						
原田	146	原田小学校グラウンド	原田元町1-17-1	-	5,560	-	-	-	○	-	-
	147	原田小学校校舎の一部	原田元町1-17-1	1,622	-	○	-	-	-	-	-
		第一中学校グラウンド	曽根西町1-6-1	-	5,850	-	-	-	-	○	-
	148	第一中学校校舎の一部	曽根西町1-6-1	2,040	-	○	-	-	-	-	-
		原田こども園	原田元町2-22-1	322	-	○	-	-	-	-	-
	149	勝部センター	勝部1-5-8	306	-	○	-	-	-	-	-
150	曽根西センター	曽根西町4-5-1	266	-	○	-	-	-	-	-	
151	原田公園	原田元町1-11	-	2,100	-	-	-	-	○	-	
152	谷田公園	岡町南1-7,岡町南2-6	-	3,000	-	-	-	-	○	-	
153	勝部3丁目児童遊園	勝部3-7	-	1,764	-	-	-	-	○	-	
154	勝部広場	勝部2-8	-	9,200	-	-	-	-	○	-	
		合 計		4,556	27,474						

小学校区名	No.	名 称	所在地	避難施設 面積 [m ²]	避難場所 面積 [m ²]	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大火災	
豊島北	155	豊島北小学校グラウンド	豊根南町2-19-1	-	9,940	-	-	-	○	-	-	
	156	豊島北小学校校体育館・校舎の一部	豊根南町2-19-1	1,846	-	○	-	○	-	-	-	
	157	豊島体育館	服部西町4-12-1	3,501	-	○	-	○	-	-	-	
	158	青年の家いぶき	服部西町4-13-1	586	-	○	-	○	-	-	-	
	159	武道館ひびき	服部西町4-13-2	1,806	-	○	-	○	-	-	-	
	160	豊島公園	豊根南町1-4	-	63,000	-	-	-	○	-	○	
	161	ふれあい緑地芝生広場-1	服部西町5-7	-	7,100	-	-	-	○	-	-	
	162	ふれあい緑地芝生広場-2	服部西町5-20	-	19,200	-	-	-	○	-	○	
	163	ふれあい緑地遊戯広場-2	服部西町4-7	-	8,100	-	-	-	○	-	-	
	164	ふれあい緑地芝生広場-3	服部南町5-56	-	7,000	-	-	-	○	-	-	
	165	ふれあい緑地豊島温水プール(3-1街区)	服部西町5-1	-	10,600	-	-	-	○	-	○	
	166	ふれあい緑地豊島温水プール駐車場(3-1街)	服部西町5-5	-	3,400	-	-	-	○	-	-	
	167	ふれあい緑地球技広場(7街区)	服部西町4-1	-	14,300	-	-	-	○	-	○	
	168	ふれあい緑地テニスコート・駐車場(8街)	服部西町4-7	-	16,500	-	-	-	○	-	○	
	169	ロイヤルホームセンター豊中 合 計	服部南町5-92-1	-	3,520	○	-	-	○	-	-	
	170	豊島西小学校グラウンド	上津島3-4-1	7,739	162,660	-	-	-	-	-	-	
	豊島	171	豊島西小学校校体育館・校舎の一部	上津島3-4-1	-	5,330	-	-	-	○	-	-
		172	穂積南公園	上津島3-4-1	1,510	-	○	-	○	-	-	-
173		ふれあい緑地遊戯広場	穂積1-8	-	1,500	-	-	-	○	-	-	
174		さくら広場 合 計	服部南町3-11	-	6,800	-	-	-	○	-	-	
175		北条小学校グラウンド	稲津町1-11-1	-	9,970	-	-	-	○	-	-	
176		北条小学校校体育館・校舎の一部	北条町2-16-1	1,454	23,400	-	-	-	○	-	○	
177		北条小学校校体育館・校舎の一部	北条町2-16-1	-	11,130	-	-	-	○	-	-	
178		北条小学校校体育館・校舎の一部	北条町2-16-1	1,678	-	○	-	○	-	-	-	
179		第十六中学校グラウンド	北条町3-18-1	1,702	7,600	-	-	-	○	-	-	
180		北条公園	北条町3-18-1	-	2,600	○	-	-	-	○	-	
小曽根	181	北条西公園 合 計	北条町1-24	-	3,300	-	-	-	○	-	-	
	182	小曽根小学校グラウンド	小曽根1-2-1	3,380	24,630	-	-	-	○	-	-	
	183	小曽根小学校校体育館・校舎の一部	小曽根1-2-1	-	5,600	-	-	-	○	-	-	
	184	第十二中学校グラウンド	浜2-14-1	1,454	-	○	-	○	-	-	-	
	185	第十二中学校校体育館・校舎の一部	浜2-14-1	-	14,200	-	-	-	○	-	○	
186	小曽根公園 合 計	小曽根1-17	1,704	2,300	○	-	-	○	-	-		
187			3,158	22,100	-	-	-	○	-	-		

小学校区名	No.	名 称	所在地	避難施設 面積 [m ²]	避難場所 面積 [m ²]	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大火災
島田	182	島田小学校グラウンド	庄内栄町2-20-1	-	8,622	-	-	-	○	-	-
		島田小学校体育館・校舎の一部	庄内栄町2-20-1	1,378	-	○	-	○	-	-	-
	183	第七中学校グラウンド	庄内栄町5-10-1	-	11,462	-	-	-	○	-	○
		第七中学校体育館・校舎の一部	庄内栄町5-10-1	1,606	-	○	-	○	-	-	-
184	庄内公園	庄内栄町4-6	-	1,600	-	-	-	○	-	-	
	合 計			2,984	21,684						
野田	185	野田小学校グラウンド	野田町1-1	-	7,550	-	-	-	○	-	-
		野田小学校体育館・校舎の一部	野田町1-1	1,398	-	○	-	○	-	-	-
	186	第十中学校グラウンド	野田町8-1	-	12,300	-	-	-	○	-	○
		第十中学校体育館・校舎の一部	野田町8-1	1,368	-	○	-	○	-	-	-
	187	島田公園	庄内幸町1-12	-	1,800	-	-	-	○	-	-
	188	庄内北公園	庄内幸町1-6	-	3,500	-	-	-	○	-	-
	189	野田中央公園	野田町9	-	9,492	-	-	-	○	-	○
	合 計			2,766	34,642						
高川	190	高川小学校グラウンド	豊南町東1-1-1	-	7,200	-	-	-	○	-	-
		高川小学校体育館・校舎の一部	豊南町東1-1-1	1,342	-	○	-	○	-	-	-
	191	小菅根南公園	小菅根5-8	-	2,500	-	-	-	○	-	-
	192	豊南東公園	豊南町東3-9	-	3,200	-	-	-	○	-	-
	合 計			1,342	12,900						

小学校区名	No.	名称	所在地	避難施設 面積 [m ²]	避難場所 面積 [m ²]	洪水	崖崩れ	高潮	地震	津波	大火災
豊南	193	豊南小学校グラウンド 豊南小学校体育館・校舎の一部	豊南町西2-19-1 豊南町西2-19-1	1,342 1,342	6,262 6,262	— ○	— —	— ○	○ —	— —	— —
		計									
庄内	194	西町公園	庄内西町4-17	—	2,400	—	—	—	○	—	—
	195	庄内東公園	庄内東町6-14	—	1,800	—	—	—	○	—	—
	196	庄内幸町ひろば	庄内幸町3-12	—	1,539	—	—	—	○	—	—
		計		0	5,739						
庄内南	197	庄内南小学校グラウンド	大黒町1-2-15	—	5,397	—	—	—	○	—	—
		庄内南小学校体育館・校舎の一部	大黒町1-2-15	1,349	—	○	—	○	—	—	—
	198	大黒町南公園	大黒町3-13	—	3,600	—	—	—	○	—	—
	199	島江北公園	島江町1-3	—	2,500	—	—	—	○	—	—
	200	大黒町公園	大黒町2-15	—	2,800	—	—	—	○	—	—
		計		1,349	14,297						
千成	201	千成小学校グラウンド	千成町2-2-65	—	7,720	—	—	—	○	—	—
		千成小学校体育館・校舎の一部	千成町2-2-65	1,398	—	○	—	○	—	—	—
	202	千成センター	千成町2-4-28	152	—	—	—	—	—	○	—
	203	菰江公園	三和町3-3	—	10,000	—	—	—	○	—	○
	204	アルゴゼブンの一部	神州町1-15	—	14,136	○	—	○	—	—	—
		計		1,550	31,856						
庄内西	205	庄内西小学校グラウンド	庄本町4-1-10	—	9,300	—	—	—	○	—	—
		庄内西小学校体育館・校舎の一部	庄本町4-1-10	1,342	—	○	—	○	—	—	—
	206	大島センター	大島町2-19-12	140	—	—	—	—	—	○	—
	207	神崎川公園	大島町3-9	—	23,000	—	—	—	○	—	○
	208	庄本公園	庄本町3-7	—	2,700	—	—	—	○	—	—
	209	二葉町北第2公園	二葉町2-16	—	5,322	—	—	—	○	—	—
	210	神崎川日光ハイソ	大島町3-11-20	—	—	○	—	○	—	○	—
	211	キコーナ豊中インター店の一部	庄内宝町2-8-30	—	2,153	○	—	○	—	—	—
212	グリーンズスポーツセンターみづぼの花	大島3-9-2-1	222	—	○	—	○	—	—	—	
		計		1,704	42,475						

豊中市合計 212ヶ所 1,601,208m²

指定避難所等一覧表 小学校区別

(1) 指定避難所

小学校区名	No.	名 称	所在地	避難施設面積 [㎡]
北丘	1	北丘小学校体育館・校舎の一部	新千里北町2-19-1	1,286
	2	幼保連携型認定こども園北丘聖愛園	新千里北町1-18-1	380
		合 計		1,666
東丘	3	東丘小学校体育館・校舎の一部	新千里東町3-1-1	1,118
	4	第八中学校体育館・校舎の一部	新千里東町3-2-1	1,480
	5	東丘こども園	新千里東町2-6-1	176
	6	千里文化センター	新千里東町1-2-2	314
	7	千里体育館	新千里東町3-8-1	167
		合 計		3,255
西丘	8	西丘小学校体育館・校舎の一部	新千里西町2-23-1	1,118
	9	西丘こども園	新千里西町2-2-1	360
	10	千里少年文化館	新千里西町2-7-1	288
		合 計		1,766
南丘	11	南丘小学校体育館・校舎の一部	新千里南町2-13-1	1,342
	12	第九中学校体育館・校舎の一部	新千里南町1-4-1	1,808
	13	千里青雲高等学校体育館・校舎の一部	新千里南町1-5-1	5,023
	14	白鳩チルドレンセンター南丘	新千里南町3-9-4	360
		合 計		8,533
新田	15	新田小学校体育館・校舎の一部	上新田2-19-1	1,510
		合 計		1,510
新田南	16	新田南小学校体育館・校舎の一部	上新田4-9-1	1,846
	17	しんでんこども園	上新田3-7-1	470
		合 計		2,316
少路	18	少路小学校体育館・校舎の一部	西緑丘2-10-1	1,894
	19	第十一中学校体育館・校舎の一部	西緑丘2-11-1	2,200
		合 計		4,094
北緑丘	20	北緑丘小学校体育館・校舎の一部	北緑丘2-4-1	1,646
	21	第十四中学校体育館・校舎の一部	北緑丘1-1-1	1,808
	22	のばたけこども園	北緑丘1-3-1	222
	23	北緑丘こども園	北緑丘2-2-1	95
	24	豊島高等学校体育館・校舎の一部	北緑丘3-2-1	14,227
		合 計		17,998
桜井谷東	25	桜井谷東小学校体育館・校舎の一部	桜の町7-5-1	1,614
	26	あゆみ学園	桜の町3-12-10	195
		合 計		1,809
上野	27	上野小学校体育館・校舎の一部	上野東2-8-8	2,070
	28	豊中等学校体育館・校舎の一部	上野西2-5-12	3,651
		合 計		5,721
東豊台	29	東豊台小学校体育館・校舎の一部	東豊中町6-2-1	1,398
		合 計		1,398
東豊中	30	東豊中小学校体育館・校舎の一部	東豊中町5-1-1	1,398
	31	ゆたかこども園	東豊中町5-2-1	599
	32	東豊中図書館		64
	33	東豊中こども園	東豊中町5-3-1	96
	34	東豊会館	東豊中町3-11-1	232
		合 計		2,389
熊野田	35	熊野田小学校体育館・校舎の一部	赤阪1-5-1	1,902
	36	第三中学校体育館・校舎の一部	栗ヶ丘町1-1	2,096
	37	第十五中学校体育館・校舎の一部	熊野町3-8-1	1,648
		合 計		5,646

小学校区名	No.	名 称	所在地	避難施設面積 [m ²]
野畑	38	野畑小学校体育館・校舎の一部	向丘3-1-1	2,070
	39	野畑図書館	春日町4-11-1	158
	40	のばだけ保育園	向丘3-2-1	143
	41	箕面自由学園高等科体育館	宮山町4-21-1	
		合 計		2,371
桜井谷	42	桜井谷小学校体育館・校舎の一部	柴原町3-11-1	1,678
	43	第二中学校体育館・校舎の一部	宮山町2-1-1	1,704
	44	第十三中学校体育館・校舎の一部	柴原町2-14-1	1,816
	45	桜井谷こども園	柴原町3-11-35	80
	46	柴原体育館	柴原町4-4-18	1,260
		合 計		6,538
刀根山	47	刀根山小学校体育館・校舎の一部	刀根山5-2-1	1,790
	48	刀根山高等学校体育館・校舎の一部	刀根山6-9-1	13,990
	49	とねやまこども園	刀根山6-1-15	280
	50	アトリオとねやま保育園	刀根山4-1-1	117
	51	大阪大学豊中キャンパス内第一体育館	待兼山町1-4	
		合 計		16,177
蛍池	52	蛍池小学校体育館・校舎の一部	蛍池中町1-15-1	1,454
	53	第十八中学校体育館・校舎の一部	蛍池中町4-7-1	1,304
	54	蛍池こども園	蛍池西町1-18-5	263
	55	蛍池人権まちづくりセンター	蛍池北町2-3-1	304
	56	蛍池センター	蛍池中町1-1-1	408
		合 計		3,733
箕輪	57	箕輪小学校体育館・校舎の一部	箕輪1-1-1	1,286
	58	走井センター	走井1-21-9	98
	59	箕輪センター	箕輪1-20-1	87
		合 計		1,471
克明	60	克明小学校体育館・校舎の一部	岡町北3-4-1	1,405
	61	第五中学校体育館・校舎の一部	立花町1-10-1	1,480
	62	おかまち保育園	岡町北3-5-18	134
	63	岡町図書館	岡町北3-4-2	210
	64	豊中人権まちづくりセンターこども園	岡町北3-13-7	361
	65	山ノ上センター	宝山町7-5	135
		合 計		3,725
大池	66	大池小学校体育館・校舎の一部	本町1-7-12	1,902
	67	本町こども園	本町5-8-52	189
		合 計		2,091
桜塚	68	桜塚小学校体育館・校舎の一部	北桜塚2-6-1	1,566
	69	生活情報センターくらしかん	北桜塚2-2-1	649
	70	桜塚高等学校体育館・校舎の一部	中桜塚4-1-1	8,530
	71	さくらづか保育園	中桜塚2-9-24	81
	72	福祉会館	中桜塚2-28-7	420
	73	母子父子福祉センター	中桜塚2-29-31	56
	74	地域共生センター	中桜塚2-28-8	399
		合 計		11,701
南桜塚	75	南桜塚小学校体育館・校舎の一部	南桜塚2-2-1	1,720
		合 計		1,720
泉丘	76	泉丘小学校体育館・校舎の一部	西泉丘1-10-1	1,782
	77	第十七中学校体育館・校舎の一部	西泉丘2-2432-2	1,808
	78	旭丘こども園	西泉丘1-9-1	108
		合 計		3,698
東泉丘	79	東泉丘小学校体育館・校舎の一部	東泉丘3-2-1	1,678
		合 計		1,678

小学校区名	No.	名 称	所在地	避難施設面積 [㎡]
中豊島	80	中豊島小学校体育館・校舎の一部	曾根東町6-13-1	1,678
	81	第四中学校体育館・校舎の一部	服部本町4-5-7	1,852
	82	服部こども園	服部本町2-5-7	97
	83	アクア文化ホール	曾根東町3-7-1	2,928
	84	中央公民館	曾根東町3-7-3	412
	85	曾根東センター	曾根東町5-13-12	245
	86	服部図書館	服部本町5-2-8	135
		合 計		7,347
寺内	87	寺内小学校体育館・校舎の一部	寺内2-15-1	1,454
	88	てらうちこども園	寺内1-12-1	198
		合 計		1,652
緑地	89	緑地小学校体育館・校舎の一部	城山町4-1-1	1,678
		合 計		1,678
原田	90	原田小学校体育館・校舎の一部	原田元町1-17-1	1,622
	91	第一中学校体育館・校舎の一部	曾根西町1-6-1	2,040
	92	原田こども園	原田元町2-22-1	322
	93	勝部センター	勝部1-5-8	306
	94	原田センター	原田元町3-14-33	318
	95	曾根西センター	曾根西町4-5-1	266
		合 計		4,874
豊島北	96	豊島北小学校体育館・校舎の一部	曾根南町2-19-1	1,846
	97	てしまこども園	曾根南町2-19-2	561
	98	穂積センター	服部西町4-1-15	218
	99	豊島体育館	服部西町4-12-1	3,501
	100	青年の家いぶき	服部西町4-13-1	586
	101	武道館ひびき	服部西町4-13-2	1,806
	102	豊島北センター	曾根南町2-19-16	224
		合 計		8,742
豊島西	103	豊島西小学校体育館・校舎の一部	上津島3-4-1	1,510
	104	利倉センター	利倉1-5-6	307
	105	上津島センター	上津島2-14-36	281
	106	利倉西センター	利倉西1-4-22	122
		合 計		2,220
豊島	107	豊島小学校体育館・校舎の一部	服部西町3-6-5	1,454
	108	てしま保育園	服部西町3-5-12	244
	109	夢の鳥保育園	服部南町5-6-9	192
	110	服部南センター	服部南町4-1-15	297
	111	服部寿センター	服部寿町2-19-9	131
	112	しいの実学園	稲津町1-1-20	552
	113	穂積南センター	穂積1-9-1	119
		合 計		2,989
北条	114	北条小学校体育館・校舎の一部	北条町2-16-1	1,678
	115	第十六中学校体育館・校舎の一部	北条町3-18-1	1,702
	116	小曾根こども園	北条町3-15-1	169
		合 計		3,549
小曾根	117	小曾根小学校体育館・校舎の一部	小曾根1-2-1	1,454
	118	第十二中学校体育館・校舎の一部	浜2-14-1	1,704
	119	小曾根センター	小曾根1-18-30	325
	120	浜センター	浜2-14-2	265
		合 計		3,748
島田	121	島田小学校体育館・校舎の一部	庄内栄町2-20-1	1,378
	122	第七中学校体育館・校舎の一部	庄内栄町5-10-1	1,606
	123	庄内少年文化館	庄内栄町5-4-14	311
	124	島田こども園	庄内栄町3-12-18	174
	125	島田センター	庄内栄町3-12-18	332
	126	庄内宝センター	庄内宝町1-6-10	150
		合 計		3,951

小学校区名	No.	名 称	所在地	避難施設面積 [㎡]	
野田	127	野田小学校体育館・校舎の一部	野田町1-1	1,398	
	128	第十中学校体育館・校舎の一部	野田町8-1	1,368	
	129	野田こども園	野田町1-2	14	
	130	野田センター	野田町1-2	324	
	131	庄内東センター	庄内東町3-7-15	339	
	132	庄内体育館	野田町4-1	2,499	
	133	ローズ文化ホール		433	
	134	庄内幸センター	庄内幸町1-6-8	146	
		合 計		6,521	
高川	135	高川小学校体育館・校舎の一部	豊南町東1-1-1	1,342	
	136	高川こども園	小曾根4-7-1	473	
	137	高川センター	小曾根4-7-1	296	
	138	高川複合施設	高川図書館	豊南町東1-1-2	75
			高川スポーツルーム		200
	139	豊南西センター	豊南町西1-20-7	86	
		合 計		2,472	
豊南	140	豊南小学校体育館・校舎の一部	豊南町西2-19-1	1,342	
	141	豊南西こども園	豊南町西4-16-1	92	
	142	豊南会館	豊南町西4-16-1	209	
	143	豊南東センター	豊南町東4-6-10	96	
			合 計		1,739
庄内	146	庄内市民センター	庄内幸町5-8-1	366	
	147	庄内幸町図書館	庄内幸町4-26-14	60	
			合 計		426
庄内南	148	庄内南小学校体育館・校舎の一部	大黒町1-2-15	1,349	
	149	庄内こども園	大黒町3-19-27	155	
	150	栄町こども園	島江町1-3-9-101	191	
	151	労働会館	三和町1-1-63	562	
	152	庄内南センター	大黒町3-13-18	129	
	153	日出センター	日出町1-2-18	130	
		合 計		2,516	
千成	154	千成小学校体育館・校舎の一部	千成町2-2-65	1,398	
	155	せんなりこども園	千成町2-2-1	424	
	156	三国センター	三国1-3-15	99	
	157	千成センター	千成町2-4-28	152	
	158	庄内文化センター	庄内公民館	三和町3-2-1	219
			庄内図書館		34
		合 計		2,326	
庄内西	159	庄内西小学校体育館・校舎の一部	庄本町4-1-10	1,342	
	160	庄内西こども園	二葉町1-17-1	139	
	161	庄本センター	庄本町3-1-17	114	
	162	大島センター	大島町2-19-12	140	
	163	グリーンスポーツセンターみつぼの花	大島町3-9-2-1	222	
			合 計		1,957

豊中市合計 163ヶ所 171,711㎡

(2) 福祉避難所

No.	名 称	所在地
1	千里介護予防センター	新千里東町1-2-2
2	柴原介護予防センター	柴原町4-4-5
3	庄内介護予防センター	三和町3-2-1
4	原田介護予防センター	原田元町3-13-1
5	庄本介護予防センター	庄本町3-1-15
6	東豊中老人憩の家	東豊中町5-3-1
7	服部介護予防センター	服部本町5-2-8
8	特別養護老人ホームほづみ	穂積1-9-1
9	高川介護予防センター	豊南町東1-1-2
10	高川老人憩の家	
11	豊南老人憩いの家	豊南町西4-7-34
12	障害福祉センターひまわり	稲津町1-1-20
13	小曾根校区南郷の家	浜1-19-21
14	梅花中学校・梅花高等学校体育館	上野西1-5-30

備書物資及び場所一覧表

(令和3年7月14日現在)

備書内容											備書内容			備書内容			備書内容					
学校名	保管場所	毛布 枚	ござ 枚	アルファ化米(備用) 食	アルファ化米(食) 食	アルファ化米(備用) 食	アルファ化米(食) 食	消毒水 本	哺乳瓶 個	サークルマスク 枚	消毒液 本	生用品 枚	おむつ(廃品) 枚	おむつ(備用) 枚	簡易便座 個	簡易トイレ 個	簡易シート 張	DS2マスク 枚	簡易ヘッド 台	フェイスシールド 枚	ブルーシート 枚	
1	克明 中学校4階	810	800	3,000	3,000	3,360	3,360	2,022	342	342	832	832	1,440	1,440	30	30						
2	克明 南館3階	850	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	540	540	1,440	1,440	30	30						
3	克明 北校舎3階	850	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	342	342	832	832	1,440	1,440	30	30						
4	克明 校舎地下	380	340	1,200	1,200	1,056	1,056	5,022	148	148	672	672	1,440	1,440	10	10						
5	豊島 中学校2階	850	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	342	342	832	832	1,440	1,440	30	30						
6	小菅根 本館4階	770	820	3,000	3,000	3,024	3,024	5,022	336	336	840	840	1,440	1,440	30	30						
7	庄内南 北館3階	820	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	342	342	832	832	1,440	1,440	35	35						
8	野田・庄内 東館3階	830	840	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	560	560	1,440	1,440	30	30						
9	千成 本館4階	820	830	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	560	560	1,440	1,440	35	35						
10	北丘(きらら) 3号館2階	850	840	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	342	342	832	832	1,440	1,440	30	30						
11	北丘 4号館1階	830	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	540	540	1,440	1,440	30	30						
12	東豊中 北校舎4階	850	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	540	540	1,440	1,440	30	30						
13	東豊中 北校舎4階	890	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	540	540	1,440	1,440	30	30						
14	南丘 北館3階	850	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	540	540	1,440	1,440	30	30						
15	豊島北 3階	850	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	540	540	1,440	1,440	30	30						
16	野畑 屋外倉庫	30				1,008	1,008															
17	北条 北校舎4階	810	780	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	540	540	1,440	1,440	30	30						
18	北条 1階	850	850	3,000	3,000	3,000	3,000	5,022	302	302	540	540	1,440	1,440	30	30						
19	中央防災倉庫	1,338	990	3,000	6,000	18,816	2,050	100	625	100	5,022	1,080	388	388	360	26,800	90	550	540		300	
20	現職者専用 屋外倉庫	290	30												180	11,000	90					
21	現職者専用 屋外倉庫	46	50	1,800		1,800		5,022							16,100							
22	大塚文学 屋外倉庫																					
23	中央防災倉庫 屋外倉庫			9,400																		
24	クレーン・ボクスト 屋外倉庫																					
25	西丘 本館1階	1,230				10,296																
26	少路 1階会議室	2,000																				
27	熊野田 体育館台下(備用)									532,556										20,000	22,200	
28	文書館 (備用)	1,710	390																			
*上記各品を至小中学校(不織布毛布等30枚)																						
*第2・9・13・14中学校を除く(全13中学校(ござ))																						
合計		20,404	15,300	63,400	6,000	2,050	81,360	100	625	532,556	100	92,418	10,228	5,596	540	54,900	180	221,040	540	22,200	0	300
数値的根拠		53,470	1,070	5,347	200,513	535	5,940	22,200	59,040	200,513	200,513	200,513	200,513	200,513	535	535	0	0	0	0	0	1,530

※トイレ関係一庄内西小学校

※備書場所の広さ
大池小:60㎡、克明小:48㎡、ほか:63㎡

※粉ミルクは市立豊中病院にて流通備蓄91.2kg(950g入り)×96缶

※各小中学校(庄内西小除く)にて配置しているトイレトイレットペーパーは流通備蓄

※全小中学校及び第3・9・13・14中学校にてジョイントマットを64枚備蓄(1枚あたり60cm×60cm×1cm)

消毒器具・機材の保有状況

種 別	台 数
有機動力噴霧器積載車（2t・軽トラ各1台） （都市基盤部）	2台
電動式噴霧器 （都市基盤部）	1台

豊中市災害対策本部条例

公布	昭和 39.8.1	条例 29
沿革	平成 12.3.31	条例 32
	平成 19.3.23	条例 1
	平成 24.9.28	条例 54

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、豊中市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受けて、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

- 第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。
- 4 部長は、災害対策本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(委任規定)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

[昭和39.10規則31により、昭和39.10.1から施行]

附 則 (平成12.3.31 条例32)

この条例は、公布の日から施行する。

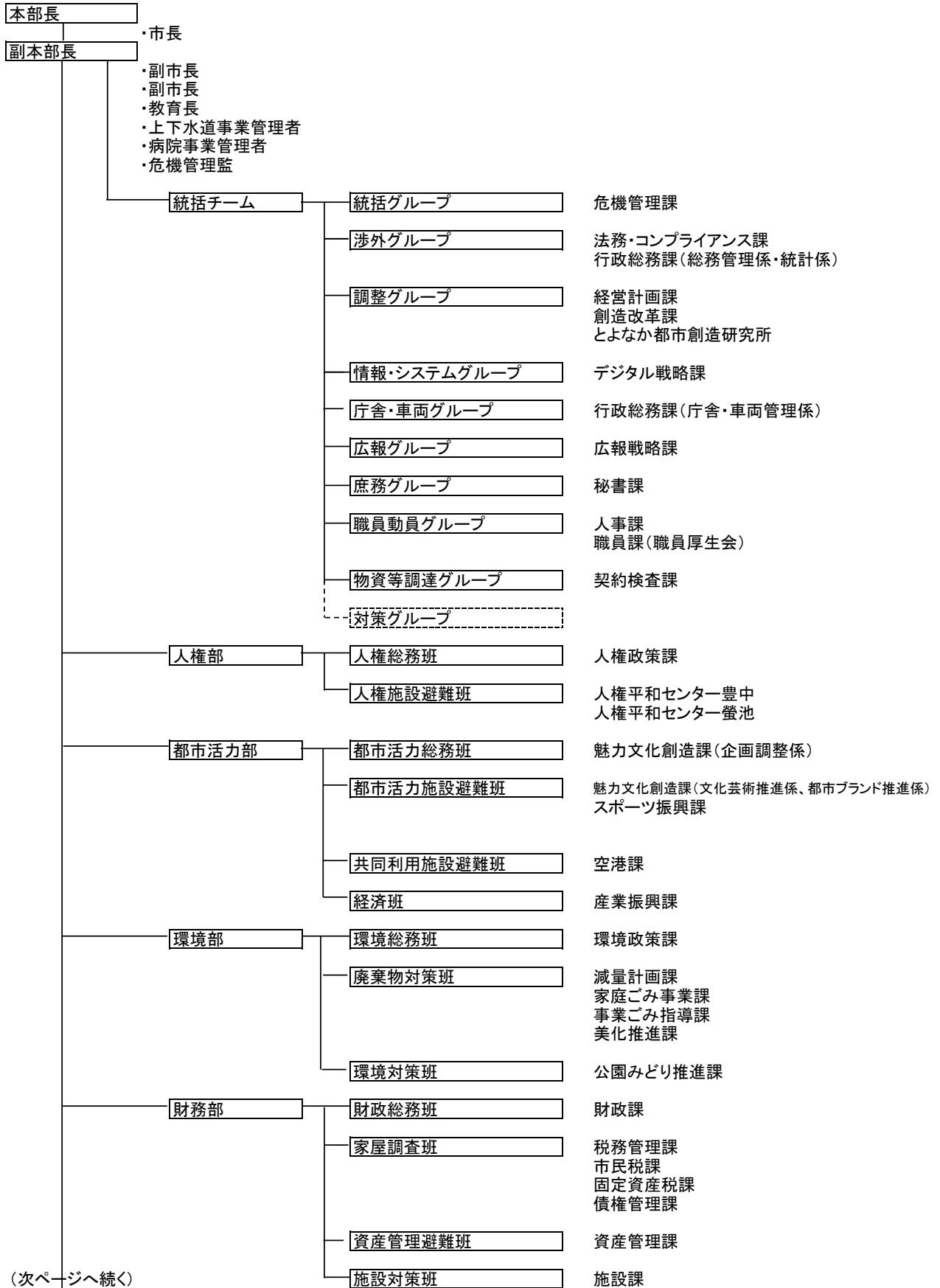
附 則 (平成19.3.23 条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24.9.28 条例54)

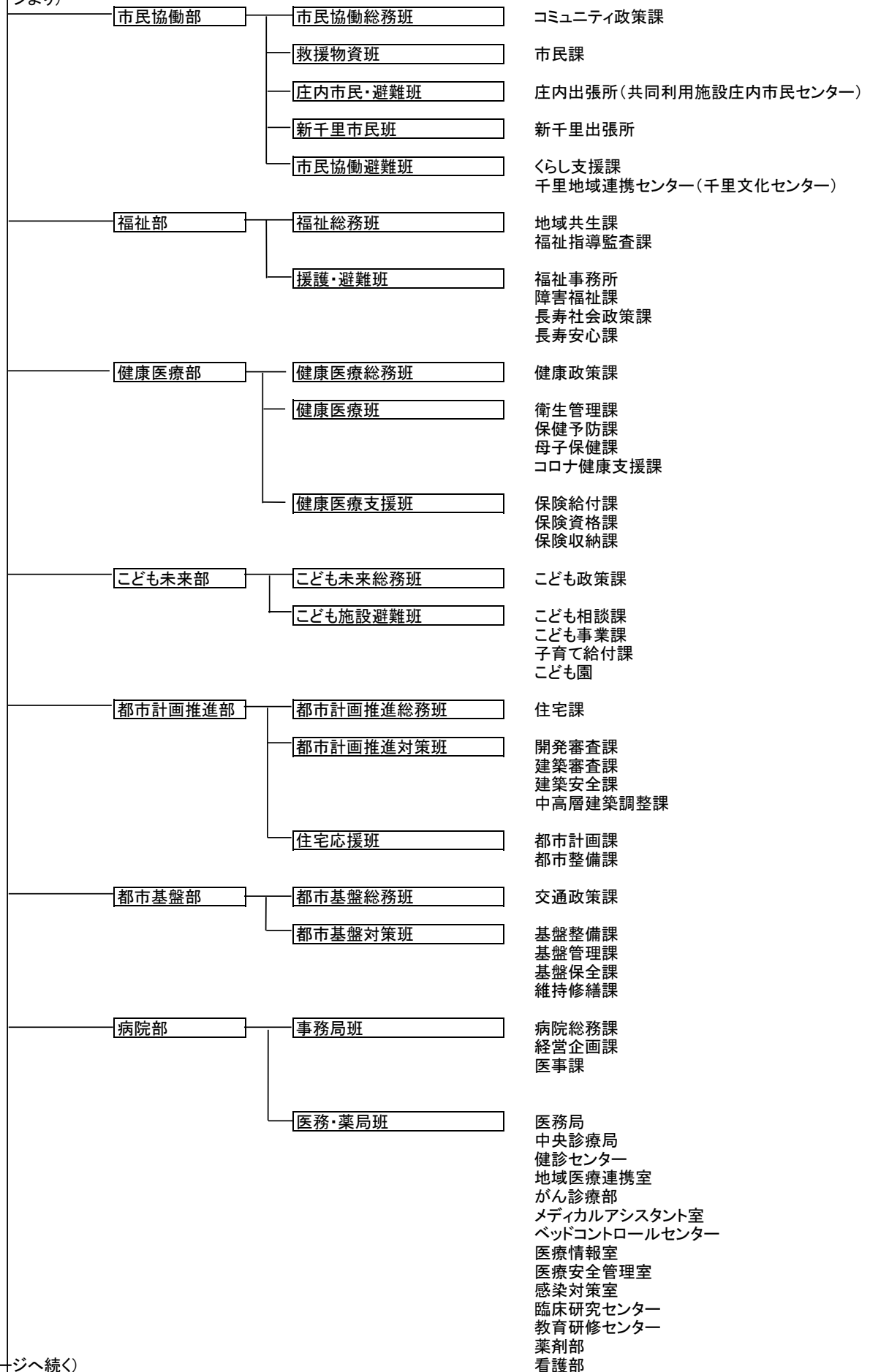
この条例は、公布の日から施行する。

令和4年度 災害対策本部機構図



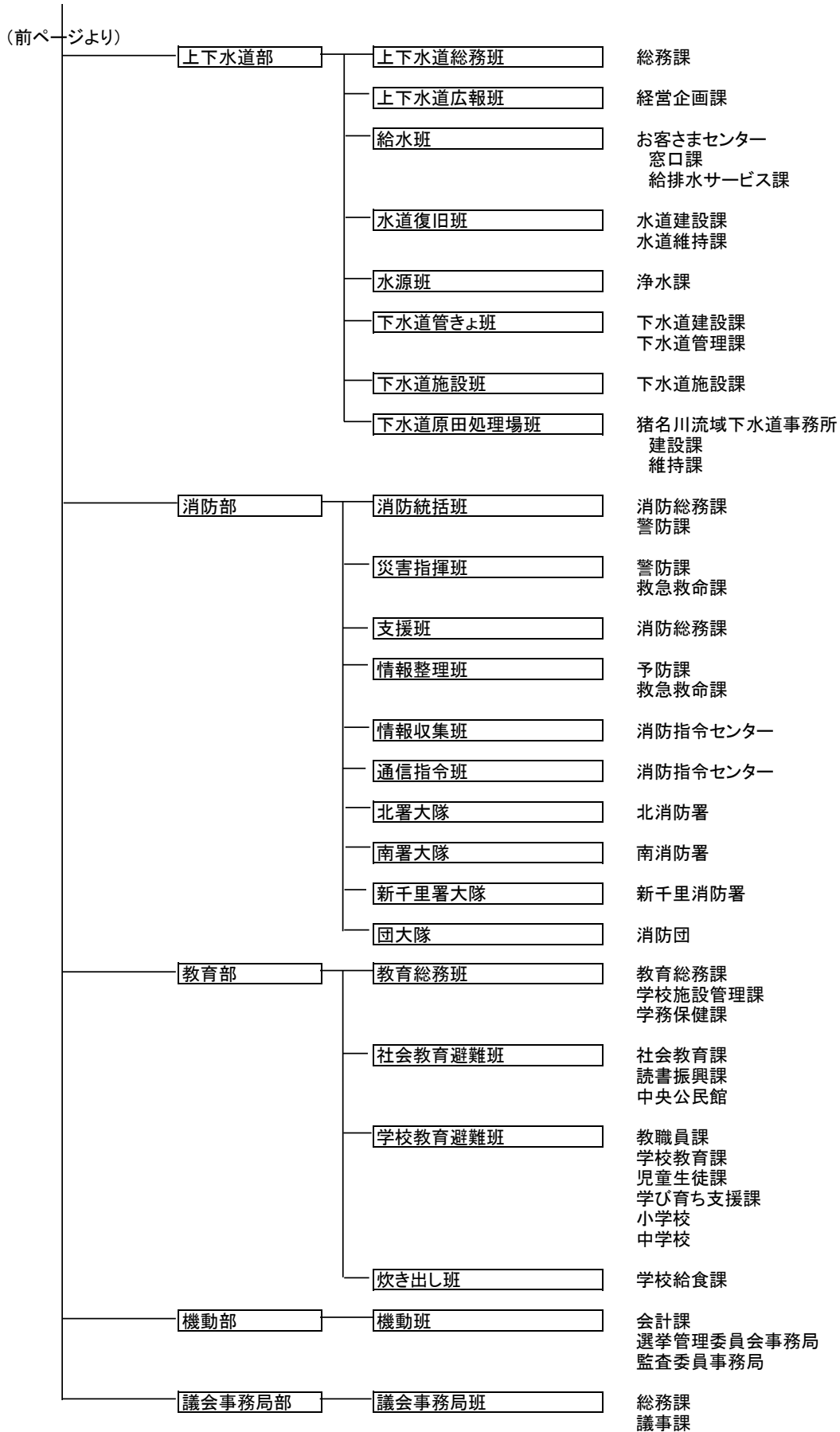
令和4年度 災害対策本部機構図

(前ページより)



(次ページへ続く)

令和4年度 災害対策本部機構図



令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
統括チーム		危機管理課 行政総務課 経営計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長・副本部長の指示に基づく他部への職員派遣に関する事 2. 所管する協定等に基づく応援要請と受入れに関する事 3. 部内各班との連絡調整および本部との連絡に関する事 4. 部の庶務に関する事 5. 所管施設の被害状況の情報収集及び応急対策に関する事 6. 市民相談窓口への職員派遣に関する事
人権部	人権総務班	人権政策課	
都市活力部	都市活力総務班	魅力文化創造課 (企画調整係)	
環境部	環境総務班	環境政策課	
財務部	財政総務班	財政課	
市民協働部	市民協働総務班	コミュニティ政策課	
福祉部	福祉総務班	地域共生課	
健康医療部	健康医療総務班	健康政策課	
こども未来部	こども未来総務班	こども政策課	
都市計画推進部	都市計画推進総務班	住宅課	
都市基盤部	都市基盤総務班	交通政策課	
病院部	事務局班	病院総務課	
上下水道部	上下水道総務班	総務課	
消防部	消防統括班	消防総務課	
教育部	教育総務班	教育総務課	
機動部	機動班	会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	
議会事務局部	議会事務局班	総務課	

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
統括チーム ◎危機管理監 ○総務部長 ○都市経営部長	統括グループ 危機管理課長	危機管理課	1. 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 2. 災害対策本部会議に関すること 3. 災害対策に係る総合調整に関すること 4. 避難指示または勧告等の発令に関すること 5. 警戒区域の設定及び解除に関すること
	渉外グループ 行政総務課長	法務・コンプライアンス課 行政総務課 (総務管理係・統計係)	1. 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること 2. 大阪府現地災害対策本部との連携に関すること 3. 災害救助法の申請手続きに関すること 4. 自衛隊の派遣要請及び活動支援に関すること 5. 府、他市町村及び関係機関等への応援要請及び相互協力に関すること 6. 国・府等への被害状況及び災害救助の実施状況等の報告、記録に関すること 7. 陳情の受付に関すること 8. 情報・システムグループの応援に関すること
	調整グループ 経営計画課長	経営計画課 創造改革課 とよなか都市創造 研究所	1. 各部が実施する具体的な応急対策の調整に関すること 2. 他部の所管に属さない事務等の調整に関すること 3. 対策本部の指示命令及び本部情報の各部への伝達に関すること 4. 対策本部会議の資料作成に関すること
	情報・システムグループ デジタル戦略課長	デジタル戦略課	1. 対策本部情報端末の稼働確保と運用（危機管理対策支援システムに係る部分を除く）に関すること 2. 地震・気象情報等の収集に関すること 3. 各部からの情報全般のとりまとめ及び伝達に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
	庁舎・車両グループ 行政総務課主幹 (管理担当)	行政総務課 (庁舎・車両管理係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎の管理に関する事 2. 庁舎の電話交換及び仮設電話の設置に関する事 3. 人員・輸送車両の確保及び運用に関する事 4. 輸送需要の把握に関する事
	広報グループ 広報戦略課長	広報戦略課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民、報道機関等への情報提供及び報道機関との連絡調整に関する事 2. 広報手段の確保に関する事 3. 臨時（災害）広報紙の発行に関する事 4. 災害記録（写真・ビデオ等）に関する事 5. 市民相談窓口の開設及び市民相談に関する事
	庶務グループ 秘書課長	秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2. 災害視察及び見舞者の接遇に関する事 3. 市寄託分義援金品の受入れに伴う礼状に関する事 (市民協働部救援物資班との調整を含む)
	職員動員グループ 人材戦略長	人事課 職員課(職員厚生会)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員配備の総合調整及び参集状況の取りまとめに関する事 2. 職員の公務災害補償等に関する事 3. 被災職員の援助に関する事 4. 職員の仮眠場所の確保及び給食に関する事
	物資等調達グループ 契約検査課長	契約検査課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急対策に係る物品、資機材等の調達及び工事等の契約に関する事 2. 食料、生活必需品等の救援物資の調達に関する事 3. 建設業者及び機械等の動員に関する事
	対策グループ 危機事態を所管する部長が指名する職員	班長が所属する課の職員等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該危機事態に関する情報の収集・整理に関する事 2. 応急対策の検討及び指示に関する事 3. 応急対策用資機材の調達に関する事

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
人権部 ◎人権文化政策監 ○参事兼人権政策課長	人権総務班 人権政策課主幹 人権施設避難班 センター館長	人権政策課 人権平和センター	1. 外国人への災害情報等の提供及び伝達に関すること 1. 教育総務班との連絡に関すること 2. 所管避難施設の開設管理及び収容に関すること 3. 避難者の把握及び報告に関すること 4. 市民協働避難班との連携に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
都市活力部 ◎都市活力部長 ○次長兼スポーツ振興課長	都市活力総務班 魅力文化創造課長	魅力文化創造課 (企画調整係)	1. 他部局との連絡調整に関する事 2. 所管避難施設及び避難者用の救援物資のとりまとめに関する事 3. 各班の応援に関する事
	都市活力施設避難班 スポーツ振興課主幹	魅力文化創造課 (文化芸術推進係、都市ブランド推進係) スポーツ振興課	1. 教育総務班との連絡に関する事 2. 所管避難施設の開設管理及び収容に関する事 3. 避難者の把握及び報告に関する事 4. 指定管理者との連絡及び調整に関する事
	共同利用施設避難班 空港課長	空港課 (共同利用施設) ※庄内市民センターを除く	1. 教育総務班との連絡に関する事 2. 所管避難施設の開設管理及び収容に関する事 3. 避難者の把握及び報告に関する事 4. 避難所の運営に関する事
	経済班 産業振興課長	産業振興課	1. 財務部との連絡調整に関する事 2. 事業者・農地及び農畜産物等の被害調査及び被災証明の発行に関する事 3. 事業者及び農業者向け災害関係融資の斡旋・紹介に関する事 4. 事業者及び農業者等の相談に関する事 5. 量販店等の営業状況調査に関する事 6. 量販店等の早期の営業再開、適正な物資等の供給等の要請に関する事 7. 物価の実態に関する情報の収集に関する事

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
環境部 ◎環境部長 ○次長兼環境政策課長	環境総務班 環境政策課主幹	環境政策課	1. 部内施設及び清掃工場の被害調査の取りまとめに関する事 2. アスベスト・有害物質の情報収集に関する事 3. 災害初期の救出業務に関する事
	廃棄物対策班 資源循環長	減量計画課 家庭ごみ事業課 事業ごみ指導課 美化推進課	1. 臨時ごみ及び災害廃棄物の収集及び処理計画に関する事 2. 廃棄物処理業者の指導及び連絡調整に関する事 3. 倒壊家屋等の解体処理申請の受理及び調整に関する事 4. 仮設トイレに関する事 5. 再生利用の受入状況の確認に関する事 6. 被災地のし尿処理等に関する事 7. 臨時ごみの処理日時等の広報に関する事 8. 臨時ごみ、災害廃棄物の収集に関する事 9. 物資の輸送等、福祉部の応援に関する事 10. 道路等の障害物の除去に関する事 11. 建築物、構築物等の転倒、落下物等による障害物の除去に関する事 12. 除去廃棄物等の分別及び搬送に関する事
	環境対策班 公園みどり推進課長	公園みどり推進課	1. 災害初期の救出業務に関する事 2. 公園関連施設、樹木等の被害調査及び応急対策、災害復旧に関する事 3. 応急仮設住宅建設用地の確保に関する事

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
財務部 ◎財務部長 ○次長兼税務・債 権管理長	財政総務班 財政課長	財政課	1. 災害時の応急財政措置に関すること 2. 国、府等の補助金及び要望事項に関すること 3. 災害関係経費のとりまとめに関すること
	家屋調査班 固定資産税課長	税務管理課 市民税課 固定資産税課 債権管理課	1. 府・国税等の減免措置等の把握に関すること 2. 建物の被害状況と当該建物の居住者の調査に関すること 3. 災証明書（被災者用、被災住家用）の発行に関すること ※災害救助法適用の有無に関わらず、自然災害に伴う災害対策関係本部設置時の災害に係るもの
	資産管理避難班 資産管理課主幹	資産管理課	1. 地区会館等（自治会館は除く）の臨時避難所に関すること 2. 応急仮設住宅の建設用地の確保に関すること 3. 被災者入居用住宅の確保に関すること 4. 所管避難施設の開設管理及び収容に関すること 5. 避難者の把握及び報告に関すること 6. 教育総務班との連絡に関すること
	施設対策班 施設課長	施設課	1. 市有施設の被害状況のとりまとめに関すること 2. 市有施設の応急危険度判定に関すること 3. 被災住宅の応急修理及び住宅障害物の除去に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
市民協働部 ◎市民協働部長 ○次長兼コミュニティ政策課長	市民協働総務班 市民協働部参事	コミュニティ政策課	1. 自治会館の臨時避難所に関すること 2. 専門ボランティアの要請に関する調整及び関係機関への要請に関すること
	救援物資班 市民課長	市民課	1. 市寄託分の義援金品の受入れ、出納管理及び礼状に関すること 2. 府・関係機関からの被災者用の災害応急用食料・生活必需物資の調達及び出納管理に関すること
	庄内市民・避難班 庄内出張所長	庄内出張所（共同利用施設庄内市民センター）	1. 市寄託分の義援金品の受入れに関すること 2. 広報グループとの連絡調整に関すること 3. 管轄区域内の災害に係る記録に関すること 4. 教育総務班との連絡に関すること 5. 所管避難施設の開設管理及び収容に関すること 6. 避難者の把握及び報告に関すること 7. 各部避難班との連携、調整に関すること
	新千里市民班 新千里出張所長	新千里出張所	1. 市寄託分の義援金品の受入れに関すること 2. 広報グループとの連絡調整に関すること 3. 管轄区域内の災害に係る記録に関すること
	市民協働避難班 暮らし支援課長 千里地域連携センター長	暮らし支援課 千里地域連携センター（千里文化センター）	1. 教育総務班との連絡に関すること 2. 所管避難施設の開設管理及び収容に関すること 3. 避難者の把握及び報告に関すること 4. 社会教育避難班及び人権施設避難班との連携に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
福祉部 ◎福祉部長 ○次長兼福祉指導 監査課長	福祉総務班 地域共生課長	地域共生課 福祉指導監査課	1. 災害見舞金・災害障害見舞金等の支給及び 災害援護資金等の貸付に関すること 2. 災害弔慰金に係る調整及び支給に関すること 3. 災害弔慰金支給対象者認定審査会に関すること 4. 被災者生活再建支援金に関すること 5. 遺体に対する必要措置に関すること 6. 社会福祉協議会との連絡等に関すること 7. 日本赤十字社・豊中市赤十字奉仕団との連絡 等に関すること 8. 教育総務班との連絡に関すること 9. 所管避難施設の開設管理及び収容に関すること 10. 避難者の把握及び報告に関すること
	援護・避難班 福祉事務所長	福祉事務所 障害福祉課 長寿社会政策課 長寿安心課	1. 生活必需品等のとりまとめ・精算に関する こと 2. 食料・生活必需品等の搬送、配給に関する こと（備蓄品を含む） 3. 福祉相談窓口の設置及び巡回相談に関すること 4. 被災者の福祉関連要望の把握に関すること 5. 教育総務班との連絡に関すること 6. 避難施設の開設管理及び収容に関すること 7. 避難者の把握及び報告に関すること 8. 社会福祉施設等の入所者の保護に関すること 9. 要配慮者の安否確認及び在宅福祉サービスの 継続提供に関すること 10. 要配慮者の二次的避難所への移送及び福祉 施設への緊急入所等に関すること 11. 援護者、支援者及び施設管理者等への災害 情報等の提供及び伝達に関すること 12. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復 旧に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
健康医療部 ◎健康医療部長 ○健康医療部理事 ○次長兼健康政策課長	健康医療総務班 健康政策課主幹	健康政策課	1. 医療本部との連絡調整に関すること 2. 医療情報の収集（医療機関の被害調査含む）に関すること。 3. 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関への協力要請に関すること（連絡調整、傷病者の把握、府への医師等の従事命令要請を含む） 4. 医療救護所の設営等に関すること 5. 医療救護班の編成と医療救護活動に関すること 6. （一財）医療保健センターとの連絡調整に関すること
	健康医療班 保健予防課長	衛生管理課 保健予防課 母子保健課 コロナ健康支援課	1. 医療・健康相談に関すること（調整・取りまとめを含む） 2. 環境衛生の確保、感染症の予防及び感染症患者発生に対する措置に関すること 3. 食品衛生及び食中毒の予防に関すること 4. 被災者の健康対策及び心のケア対策に関すること 5. 愛がん動物に関すること
	健康医療支援班 保険長	保険給付課 保険資格課 保険収納課	1. 現地調査など医療機関の被害調査支援及び被災証明の発行に関すること。 2. 援護・避難班の応援に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
こども未来部 ◎こども未来部長 ○次長兼こども事業課長	こども未来総務班 こども政策課長	こども政策課	1. 部内の人員配置に関する事 2. 他部局との連絡調整に関する事 3. 部内各班の応援に関する事 4. 国・府等への被害状況等の報告、記録に関する事
	こども施設避難班 こども事業課主幹	こども相談課 こども事業課 子育て給付課 こども園	1. 教育総務班との連絡に関する事 2. 所管避難施設の開設管理に及び収容に関する事 3. 避難者の把握及び報告に関する事 4. 民間事業所の被災状況の把握及び相談に関する事 5. 緊急保育対策に関する事 6. 要配慮者施設管理者への災害情報提供等の伝達に関する事 7. 園児の避難計画に関する事 8. 園と保護者との連絡に関する事 9. 休園処置に関する事 10. 園児の安否確認、保護、健康管理に関する事 11. 通園路の被害状況や安全点検に関する事 12. 保育料の減免措置に関する事 13. 災害時のこども家庭支援及びこども家庭相談に関する事

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
都市計画推進部 ◎都市計画推進部 長 ○次長	都市計画推進総務班 住宅課長	住宅課	1. 各種住宅対策のとりまとめに関する事 2. 避難施設の要配慮者等の応急仮設住宅、公的住宅等への優先入居の措置に関する事 3. 被災者の公共住宅等の一時入居に関する事 4. 住宅対策の総合調整及び管理に関する事
	都市計画推進対策班 建築安全課長	開発審査課 建築審査課 建築安全課 中高層建築調整課	1. 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定調査に関する事 2. 応急危険度判定士の応援要請に関する事 3. 二次災害防止のための建築物等の応急措置の指導、立入禁止に関する事 4. 宅地等の被害調査、土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関する事 5. 被災建築物等の応急措置・復旧に係る相談に関する事 6. 避難指示または勧告に係る事前調査に関する事
	住宅応援班 都市整備課長	都市計画課 都市整備課	1. 再開発区域等の被害状況の調査に関する事 2. 区画整理区域等の被害状況の調査に関する事 3. 木造賃貸住宅所有者の相談に関する事 4. 災害復旧資機材の輸送に関する事 5. 緊急復旧対応を行う場合や物資の輸送需要に対応する場合に必要な作業員等の輸送に関する事

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
都市基盤部 ◎都市基盤部長 ○次長兼交通政策課長	都市基盤総務班 交通政策課主幹	交通政策課	1. 人員配置、車両の配車計画に関する事 2. 部内の災害記録に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 輸送路の確保に関する情報交換及び協力体制の確立に関する事 5. 広域応援の受入れに関する事 6. 部内の応援に関する事
	都市基盤対策班 基盤保全課長	基盤整備課 基盤管理課 基盤保全課 維持修繕課	1. 道路、橋梁、樹木、水路等の被害調査及び応急対策、災害復旧に関する事 2. 市管理道路等の応急復旧工事に関する事 3. 土木構造物等の応急措置に関する事 4. 道路上等の障害物の除去に関する事 5. 災害廃棄物の除去に関する事 6. 道路の管理に関する事 7. 緊急輸送路・交通規制情報の収集に関する事 8. 輸送路の選定及び道路交通の確保に関する事 9. 土砂災害警戒区域等の危険個所の点検に関する事 10. 災害初期の救出業務に関する事 11. 道路復旧等に係る資機材等の調整に関する事 12. 防疫業務に関する事 13. 水門・樋門等の監視、開閉に関する事 14. ため池、水路等の障害物除去及び応急対策に関する事 15. 水路関係施設の二次災害の防止に関する事 16. ため池等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視に関する事

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
病院部 ◎総長 ○病院長	事務局班 事務局長	病院総務課 経営企画課 医事課	1. 医療本部との連絡調整に関すること 2. 広域応援要請及び後方医療機関への搬送に関する こと 3. 医療用資機材・医薬品の調達、調整、整備 及び運送に関すること 4. 被災傷病者の把握及び報告に関すること
	医務・薬局班 副院長	医務局 中央診療局 健診センター 地域医療連携室 がん診療部 メディカルシフト室 ベットコントロールセンター 医療情報室 医療安全管理室 感染対策室 臨床研究センター 教育研修センター 薬剤部 看護部	1. 被災傷病者の救護に関すること（応急救護所 での救護を含む） 2. 遺体の検案の協力に関すること 3. 医療・健康相談に関すること 4. 被災者の健康管理、精神保健活動に関する こと 5. 被災者の巡回診療に関すること 6. 健康医療総務班との連携に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
上下水道部 ◎上下水道局 経営部長 ○上下水道局 技術部長	上下水道総務班 総務課長	総務課	1. 他機関への連絡調整に関する事 2. 府、自衛隊等の応援要請及び調整に関する事 3. 職員の状況把握及び動員指令に関する事 4. 車両及び応急給水機器の確保に関する事 5. 補償等に関する事 6. 応急用資機材・食料その他応急物資等の緊急調達に関する事 7. 応急復旧資機材の確保に関する事 8. 各班の応援に関する事 9. 特命事項に関する事
	上下水道広報班 経営企画課長	経営企画課	1. 上下水道関係情報の収集及び記録に関する事 2. 議会・市長部局・報道機関・局職員等に対する情報提供及び協力要請に関する事 3. 市民に対する広報等に関する事 4. 市民からの要望等の処理に関する事 5. 業務システムの安定稼働及び復旧に関する事 6. 応急対策に必要な資金の確保に関する事 7. 応急復旧資機材等の在庫管理に関する事
	給水班 窓口課長	お客さまセンター 窓口課 給排水サービス課	1. 飲料水の搬送等応急給水の総合指揮に関する事 2. 配水池での応急給水に関する事 3. 車両による給水所への飲料水の搬送に関する事 4. 給水所での給水の実施に関する事 5. 仮設給水栓による給水の実施に関する事 6. 医療機関、福祉施設等への給水の実施に関する事 7. 登録修繕対応指定業者に対する依頼に関する事 8. 簡易専用水道及び他の水源等の活用による給水作業の実施に関する事 9. 需要家との折衝及び調整に関する事

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
	水道復旧班 水道建設課長	水道建設課 水道維持課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内各地区の給・配水計画に関する事 2. 復旧方法の調整・策定に関する事 3. 監督官庁への連絡及び建設業者への応援依頼・作業指導に関する事 4. 配水管に起因する赤水等発生時の対策処理に関する事 5. 被害給・配水管等の修理に関する事 6. 応急修繕に関する一切の業務に関する事 7. 修繕等に関する調整・処理に関する事 8. 被害給・配水管の破損による漏水等の調査に関する事
	水源班 浄水課長	浄水課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 流量調整弁等による配水量のコントロールに関する事 2. 大阪広域水道企業団との連絡調整に関する事 3. 受・配水量の計画・調整に関する事 4. 取水・浄水・配水施設の被害調査の実施及び二次災害の防止に関する事 5. 取水・浄水・配水場等施設の運転・操作に関する事 6. 取水・浄水・配水場等施設の点検・復旧に関する事 7. 原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関する事
	下水道管きよ班 下水道建設課長	下水道建設課 下水道管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幹線公共下水道管きよ（流域幹線含む）の機能調査に関する事 2. 災害時指定輸送路内の下水道施設調査に関する事 3. 河川の被害調査及び被害確認時の管理者連絡に関する事（風水害時は除く） 4. 下水道管きよの応急修繕に関する事 5. 災害初期の救出業務やその他緊急応急対策の応援に関する事

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
	下水道施設班 下水道施設課長	下水道施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 処理場、ポンプ場の運転操作に関すること 2. 下水道施設の被害調査の実施に関すること 3. 下水道施設の二次災害の防止に関すること 4. 下水道施設の応急修繕に関すること 5. 災害初期の救出業務やその他緊急応急対策の 応援に関すること
	下水道原田処理場班 事務所長	猪名川流域 下水道事務所 建設課 維持課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の運転操作に関すること 2. 大阪府、兵庫県及び関連市町との連絡調整に 関すること 3. 施設の被害調査及び応急対応に関すること 4. 施設の二次災害の防止に関すること 5. 施設の災害復旧に関すること 6. 災害初期の救出業務やその他緊急応急対策の 応援に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
消防部 消防団 ◎消防局長 ○次長	消防統括班 消防総務課長	消防総務課 警防課	1. 警防本部の設置及び廃止に関する事 2. 警防本部の対応方針の決定に関する事 3. 各班への対応指示及び履行管理に関する事 4. 警防本部の運営に関する事 5. 災害対策本部との連絡調整に関する事 6. 協定等に基づく応援要請と受入れの決定に関する事
	災害指揮班 警防課長	警防課 救急救命課	1. 災害状況等の把握と分析に関する事 2. 災害防ぎょ活動方針の策定に関する事 3. 消防隊の編成及び統括指揮に関する事 4. 消防団の隊運用に関する事 5. 協定等に基づく応援要請と受入れの調整に関する事 6. 防災関係機関・医療機関との連絡調整に関する事 7. その他の災害活動に関する事 8. 自主防災組織、消防防災協力事業所等との連絡調整に関する事 9. 火災原因調査に関する事 10. 火災によるり災証明書の交付体制の確立に関する事
	支援班 消防総務課長補佐	消防総務課	1. 消防職員及び消防団員（以下「消防職団員」という。）の被害状況の把握に関する事 2. 消防関係施設の損害状況の把握に関する事 3. 消防職員及び消防団員（以下「消防職団員」という。）の動員情報のとりまとめに関する事 4. 消防職団員、消防職団員家族の救護、支援及び安否確認に関する事 5. 消防職団員の労務管理、健康管理及び公務災害に関する事 6. 警防活動に従事して負傷した市民等の公務災害に関する事 7. 自家給油施設の確認、燃料調達に関する事 8. 消防職団員の食料等の確保に関する事 9. 重機、資機材、消耗品等の調達に関する事 10. 広報広聴に関する事 11. その他、他の班に属さないこと

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
	情報整理班 予防課長	予防課 救急救命課	1. 災害情報、被害状況等の整理に関する事 2. 被害報の作成に関する事 3. 活動経過記録の作成に関する事 4. 市内震災状況図等の作成に関する事 5. 国及び府への災害報告に関する事 6. その他情報の整理に関する事
	情報収集班 消防指令センター 副センター長	消防指令センター	1. 災害情報、被害状況等の収集と仕分けに関する事 2. 災害発生状況概要及び即報対象災害報告の作成に関する事 3. 医療情報の収集に関する事 4. 国及び府への災害の即報に関する事 5. その他情報の収集に関する事
	通信指令班 消防指令センター長	消防指令センター	1. 災害受信及び出場命令に関する事 2. 出場隊への情報提供に関する事 3. 通信機器等の保全及び応急修理に関する事 4. その他指令に関する事
	北署大隊 北消防署長	北消防署	1. 火災、救急、救助及び警備等の災害対応に関する事 2. 災害現場における指揮に関する事 3. 警防本部への報告及び調整に関する事 4. 非常用車両等の運用及び人員配置に関する事 5. 災害現場における緊急消防援助隊との連携に関する事 6. 自主防災組織等住民組織との連携に関する事 7. 消防防災協力事業所との連携に関する事 8. 避難指示または勧告等の伝達に関する事 9. 火災による災証明書発行に関する事 10. その他警防活動に関する事
	南署大隊 南消防署長	南消防署	業務は北署大隊に同じ
	新千里署大隊 新千里消防署長	新千里消防署	業務は北署大隊に同じ

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
	団大隊 消防団長	消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災、救助、救護及び警備等の災害対応に関すること 2. 災害等の情報収集に関すること 3. 出火防止、避難に係る広報に関すること 4. 団員の食料、飲料水等に係る総務班への要請に関すること 5. 団隊の消防車両用燃料に係る総務班への要請に関すること 6. 警防本部への報告及び調整に関すること 7. 避難指示または勧告等の伝達に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
教育部 ◎教育委員会 事務局長 ○教育政策監	教育総務班 教育総務課長	教育総務課 学校施設管理課 学務保健課	1. 職員の公務災害補償等に関すること 2. 被災職員の援助に関すること 3. 避難各班が把握する避難者情報等のとりまとめ及び報告に関すること 4. 全避難施設及び避難者用の救援物資のとりまとめに関すること 5. 必要食料の品目、数量の把握及び連絡に関すること 6. 給与に関すること 7. 校区内の被害状況、通学路の安全点検に関すること 8. 就学援助費の支給に関すること 9. 学用品等の調達に関すること 10. 児童・生徒の安否確認、保護、健康管理に関すること
	社会教育避難班 社会教育課長	社会教育課 読書振興課 中央公民館	1. 所管避難施設の開設管理及び収容に関すること 2. 避難者の把握及び報告に関すること 3. 教育総務班との連絡に関すること 4. 文化財の被害調査及び応急対策に関すること 5. 市民協働避難班との連携に関すること
	学校教育避難班 学校教育課長	教職員課 学校教育課 児童生徒課 学び育ち支援課 小学校 中学校	1. 児童・生徒の避難計画に関すること 2. 応急教育等の実施に関すること 3. 学校と保護者との連絡に関すること 4. 休校処置に関すること 5. 所管避難施設の開設管理及び収容に関すること 6. 避難者の把握及び報告に関すること 7. 教育総務班との連絡に関すること
	炊き出し班 学校給食課長 走井学校給食センター所長 原田南学校給食センター所長	学校給食課	1. 学校給食の実施に関すること 2. 被災者への給食の炊き出しに関すること 3. 給食の配送に関すること

令和4年度 災害対策本部業務分担

担当部 ◎部長・○副部長	班の名称 班 長	担当課	事務分掌
機動部 ◎会計管理者 ○選挙管理委員会 事務局長 ○監査委員事務局長	機動班 会計課長 選挙管理委員会事務局主幹 監査委員事務局主幹	会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1. 各部の応援に関する事
議会事務局 ◎市議会事務局長 ○次長兼議事課長	議会事務局班 総務課長	市議会事務局 総務課 議事課	1. 市議会及び本部との連絡調整に関する事 2. 豊中市議会災害対策支援本部の事務に関する事 3. 各部の応援に関する事

令和3年度 災害対策本部動員数一覧

災害対策本部動員数 合計	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
	439	1,488	1,941	2,333	1,535	1,236	114

統括チーム

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
統括チーム長	危機管理監	1	0	0	1	0	0	0
統括副チーム長	総務部長	1	0	0	1	0	0	0
	都市経営部長	1	0	0	1	0	0	0
統括グループ	危機管理課	8	0	0	8	0	0	0
渉外グループ	総務部行政総務課(総務管理係・統計係)	6	5	0	8	3	8	0
	総務部法務・コンプライアンス課	6	2	2	9	1	4	1
	(計)	12	7	2	17	4	12	1
調整グループ	都市経営部経営計画課	2	4	1	7	0	1	1
	都市経営部創造改革課	2	6	1	9	0	3	1
	都市経営部とよなか都市創造研究所	0	2	0	1	1	0	0
	(計)	4	12	2	17	1	4	2
情報・システムグループ	総務部デジタル戦略課	12	7	2	21	0	12	1
庁舎・車両グループ	総務部行政総務課(庁舎・車両管理係)	7	4	0	5	6	6	0
広報グループ	都市経営部広報戦略課	10	5	0	12	3	11	0
庶務グループ	都市経営部秘書課	3	0	1	4	0	3	1
職員動員グループ	総務部人事課	8	3	1	12	0	7	1
	総務部職員課(職員厚生会)	12	3	1	11	5	9	1
	(計)	20	6	2	23	5	16	2
物資等調達グループ	総務部契約検査課	8	3	1	8	4	7	1
	(チーム合計)	87	44	10	118	23	71	8

人権部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
人権部長	人権文化政策監	0	1	0	1	0	0	0
人権副部長	参事兼人権政策課長	0	1	0	1	0	0	0
人権総務班	人権政策課	0	5	1	4	2	5	1
人権施設避難班	人権平和センター	0	4	6	4	6	2	0
	(部合計)	0	11	7	10	8	7	1

都市活力部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
都市活力部長	都市活力部長	0	1	0	1	0	0	0
都市活力部副部長	都市活力部次長兼スポーツ振興課長	0	1	0	1	0	0	0
都市活力総務班	魅力文化創造課(企画調整係)	0	4	2	4	2	4	0
都市活力施設避難班	魅力文化創造課(文化芸術推進係、都市ブランド推進係)	0	4	5	7	2	4	0
	スポーツ振興課	0	3	4	4	3	3	0
	(計)	0	7	9	11	5	7	0
共同利用施設避難班	空港課	0	7	2	6	3	6	0
経済班	産業振興課	0	10	4	7	7	9	1
	(部合計)	0	30	17	30	17	26	1

環境部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
環境部長	環境部長	0	1	0	1	0	0	0
環境部副部長	環境部次長兼環境政策課長	0	1	0	1	0	0	0
環境総務班	環境政策課	0	10	11	13	8	6	1
廃棄物対策班	減量計画課	0	10	7	12	5	9	1
	家庭ごみ事業課	0	67	81	141	7	66	7
	事業ごみ指導課	0	6	7	9	4	6	1
	美化推進課	0	4	12	8	8	3	2
	(計)	0	87	107	170	24	84	11
環境対策班	公園みどり推進課	0	12	21	25	8	12	2
	(部合計)	0	111	139	210	40	102	14

財務部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
財務部長	財務部長	0	1	0	1	0	0	0
財務部副部長	財政部次長兼税務・債権管理長	0	1	0	1	0	0	0
財政総務班	財政課	0	8	7	9	6	7	1
家屋調査班	税務管理課	0	8	10	10	8	7	2
	市民税課	0	6	22	17	11	5	0
	固定資産税課	0	12	22	21	13	8	2
	債権管理課	0	13	22	27	8	12	2
	(計)	0	39	76	75	40	32	6
資産管理避難班	資産管理課	0	7	21	17	11	7	1
施設対策班	施設課	0	18	24	33	9	17	3
	(部合計)	0	74	128	136	66	63	11

令和3年度 災害対策本部動員数一覧

災害対策本部動員数 合計	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
	439	1,488	1,941	2,333	1,535	1,236	114

市民協働部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
市民協働部長	市民協働部長	0	1	0	1	0	0	0
市民協働部副部長	市民協働部次長兼コミュニティ政策課長	0	1	0	1	0	0	0
市民協働総務班	コミュニティ政策課	0	4	10	8	6	2	0
救援物資班	市民課	0	18	14	15	17	16	0
庄内市民・避難班	庄内出張所	0	2	3	4	1	1	1
新千里市民班	新千里出張所	0	1	5	3	3	0	0
市民協働避難班	くらし支援課	0	7	8	6	9	5	0
	千里地域連携センター(千里文化センター)	0	3	3	2	4	2	0
	(計)	0	10	11	8	13	7	0
(部合計)		0	37	43	40	40	26	1

福祉部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
福祉部長	福祉部長	0	1	0	1	0	0	0
福祉部副部長	福祉部次長兼福祉指導監査課長	0	1	0	1	0	0	0
福祉総務班	地域共生課	0	9	8	9	8	9	1
	福祉指導監査課	0	8	10	15	3	7	2
	(計)	0	17	18	24	11	16	3
援護・避難班	福祉事務所	0	36	72	50	58	33	2
	障害福祉課	0	15	14	20	9	14	1
	障害福祉センターひまわり	0	7	12	14	5	5	2
	長寿社会政策課	0	7	7	8	6	6	0
	長寿安心課	0	6	26	17	15	3	1
(計)	0	71	131	109	93	61	6	
(部合計)		0	90	149	135	104	77	9

健康医療部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
健康医療部長	健康医療部長	0	1	0	1	0	0	0
健康医療部副部長	健康医療部理事	0	1	0	1	0	0	0
健康医療総務班	健康医療部次長兼健康政策課長	0	1	0	1	0	0	0
健康医療班	健康政策課	0	11	18	13	16	11	1
	衛生管理課	0	10	12	12	10	10	1
	保健予防課	0	8	17	13	12	7	1
	母子保健課	0	8	22	7	23	7	0
(計)	0	26	51	32	45	24	2	
健康医療支援班	保険給付課	0	8	7	10	5	7	1
	保険資格課	0	7	16	13	10	6	2
	保険収納課	0	9	10	15	4	4	0
(計)	0	24	33	38	19	17	3	
(部合計)		0	64	102	86	80	52	6

こども未来部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
こども未来部長	こども未来部長	0	1	0	1	0	0	0
こども未来部副部長	こども未来部次長兼こども事業課長	0	1	0	1	0	0	0
こども未来総務班	こども政策課	0	6	8	9	5	4	1
こども施設避難班	こども相談課	0	10	9	10	9	10	0
	児童発達支援センター	0	8	27	10	25	7	0
	子育て支援センターほっぺ	0	6	3	2	7	6	0
	こども事業課	0	13	12	13	12	13	1
	こども園	0	142	279	124	297	113	9
	子育て給付課	0	6	13	10	9	5	1
(計)	0	185	343	169	359	154	11	
(部合計)		0	193	351	180	364	158	12

都市計画推進部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
都市計画推進部長	都市計画推進部長	0	1	0	1	0	0	0
都市計画推進部副部長	都市計画推進部次長	0	1	0	1	0	0	0
都市計画推進総務班	住宅課	0	3	8	4	7	3	0
都市計画推進対策班	開発審査課	0	4	6	7	3	2	1
	建築審査課	0	10	9	12	7	9	1
	建築安全課	0	3	4	3	4	2	0
	中高層建築調整課	0	5	1	5	1	4	1
	(計)	0	22	20	27	15	17	3
住宅応援班	都市計画課	0	8	10	13	5	7	0
	都市整備課	0	6	14	13	7	5	1
	(計)	0	14	24	26	12	12	1
(部合計)		0	41	52	59	34	32	4

令和3年度 災害対策本部動員数一覧

災害対策本部動員数 合計	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
	439	1,488	1,941	2,333	1,535	1,236	114

都市基盤部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
都市基盤部長	都市基盤部長	0	1	0	1	0	0	0
都市基盤部副部長	都市基盤部次長兼交通政策課長	0	1	0	1	0	0	0
都市基盤総務班	交通政策課	0	8	5	9	4	3	0
都市基盤対策班	基盤整備課	0	13	7	16	4	7	0
	基盤管理課	0	14	5	17	2	5	0
	基盤保全課	0	15	7	21	1	7	0
	(計)	0	42	19	54	7	19	0
維持修繕班	維持修繕課	0	20	21	35	6	18	0
	(部合計)	0	72	45	100	17	40	0

病院部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
病院部長	市立豊中病院総長	0	1	0	1	0	0	0
病院部副部長	市立豊中病院長	0	1	0	1	0	0	0
事務局班	病院総務課	0	6	10	6	10	4	0
	経営企画課	0	5	6	5	6	4	0
	医事課	0	2	9	2	9	1	0
	(計)	0	13	25	13	25	9	0
医務・薬局班	医務局	0	41	70	41	70	38	0
	中央診療局	0	34	54	34	54	29	0
	地域医療連携室	0	7	4	7	4	6	0
	がん診療部	0	3	2	3	2	2	0
	メディカルアシスタント室	0	1	0	1	0	1	0
	ベッドコントロールセンター	0	0	1	0	1	0	0
	医療情報室	0	2	5	2	5	1	0
	医療安全管理室	0	3	0	2	1	2	0
	感染対策室	0	1	2	1	2	0	0
	薬剤部	0	17	11	17	11	16	0
	看護部	0	266	271	266	271	265	0
(計)	0	375	420	374	421	360	0	
	(部合計)	0	390	445	389	446	369	0

上下水道部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
上下水道部長	上下水道局経営部長	0	1	0	1	0	0	0
上下水道部副部長	上下水道局技術部長	0	1	0	1	0	0	0
上下水道総務班	総務課	0	8	9	11	6	7	0
上下水道広報班	経営企画課	0	10	9	13	6	9	0
給水班	お客さまセンター窓口課	0	9	15	14	10	8	0
	お客さまセンター給排水サービス課	0	11	10	12	9	10	0
	(計)	0	20	25	26	19	18	0
水道復旧班	水道建設課	0	10	8	16	2	10	0
	水道維持課	0	24	12	36	0	24	0
	(計)	0	34	20	52	2	34	0
水源班	浄水課	0	10	6	10	6	10	0
下水道管きよ班	下水道建設課	0	9	5	12	2	8	0
	下水道管理課	0	5	11	13	3	4	0
	(計)	0	14	16	25	5	12	0
下水道施設班	下水道施設課	0	12	24	32	4	12	0
下水道原田処理場班	猪名川流域下水道事務所建設課	0	8	4	12	0	8	0
	猪名川流域下水道事務所維持課	0	18	17	30	5	18	0
	(計)	0	26	21	42	5	26	0
	(部合計)	0	136	130	213	53	128	0

消防部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
消防部長	消防局長	1	0	0	1	0	0	0
消防部副部長	消防局次長	0	0	0	0	0	0	0
消防統括班	消防総務課・警防課	7	0	0	7	0	0	0
災害指揮班	警防課・救急救命課	25	5	0	30	0	0	0
支援班	消防総務課	1	12	0	13	0	0	0
情報整理班	予防課・救急救命課	1	14	0	15	0	0	0
情報収集班	指令情報課	4	3	0	7	0	0	0
通信指令班	指令情報課	1	25	0	26	0	0	0
北署大隊	北消防署	123	7	0	130	0	0	0
南署大隊	南消防署	100	5	0	105	0	0	0
新千里署大隊	新千里消防署	89	5	0	94	0	0	0
	(部合計)	352	76	0	428	0	0	0

令和3年度 災害対策本部動員数一覧

災害対策本部動員数 合計	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
	439	1,488	1,941	2,333	1,535	1,236	114

教育部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
教育部長	教育委員会事務局長	0	1	0	1	0	0	0
教育部副部長	教育監	0	1	0	1	0	0	0
教育総務班	教育総務課	0	9	12	15	6	6	4
	学校施設管理課	0	8	9	11	6	5	3
	(計)	0	17	21	26	12	11	7
社会教育避難班	社会教育課	0	4	8	8	4	2	4
	青年の家いぶき	0	2	1	1	2	1	0
	読書振興課	0	3	58	5	56	3	2
	岡町図書館	0	2	13	3	12	2	1
	服部図書館	0	0	4	0	4	0	0
	庄内図書館	0	1	10	1	10	1	0
	高川図書館	0	1	3	1	3	1	0
	千里図書館	0	2	10	4	8	0	3
	東豊中図書館	0	2	3	2	3	1	0
	野畑図書館	0	1	12	2	11	0	1
	蛭池図書館	0	1	5	1	5	1	0
	中央公民館	0	2	5	2	5	2	0
	蛭池公民館	0	2	2	2	2	2	0
庄内公民館	0	2	1	3	0	1	0	
	(計)	0	25	135	35	125	17	11
学校教育避難班	教職員課	0	10	7	7	10	9	1
	学校教育課	0	11	12	16	7	9	4
	児童生徒課	0	5	37	35	7	5	3
	庄内少年文化館	0	3	0	3	0	1	1
	学び育ち支援課	0	4	6	4	6	3	1
	教育センター	0	6	6	8	4	5	0
	小学校	0	0	54	23	31	0	6
	中学校	0	0	3	2	1	0	1
	(計)	0	39	125	98	66	32	17
炊き出し班	学校給食課	0	3	7	4	6	2	3
	原田学校給食センター	0	1	1	1	1	0	0
	走井学校給食センター	0	14	13	12	15	12	8
	(計)	0	18	21	17	22	14	11
	(部合計)	0	101	302	178	225	74	46

機動部

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
機動部長	会計管理者	0	1	0	1	0	0	0
機動部副部長	選挙管理委員会事務局長	0	1	0	1	0	0	0
	監査委員事務局長	0	1	0	1	0	0	0
機動班	会計課	0	2	8	6	4	1	0
	選挙管理委員会事務局	0	5	2	3	4	5	0
	監査委員事務局	0	1	5	1	5	1	0
	(計)	0	8	15	10	13	7	0
	(部合計)	0	11	15	13	13	7	0

議会事務局

班名・役職名	担当部局・課名等	1号配備	2号配備	3号配備	災対	平常	初動要員	避難所開設要員
議会事務局部長	市議会事務局長	0	1	0	1	0	0	0
議会事務局副部長	市議会事務局次長兼議事課長	0	1	0	1	0	0	0
議会事務局班	市議会事務局総務課	0	3	2	3	2	2	1
	市議会事務局議事課	0	2	4	3	3	2	0
	(計)	0	5	6	6	5	4	1
	(部合計)	0	7	6	8	5	4	1

気象庁震度階級関連解説表

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

*震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動* による超高層ビル の揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのス ロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有 する施設の天井 等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

*規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 大阪管区気象台

豊中市	府県予報区	大阪府		
	一次細分区域	大阪府		
	市町村等をまとめた地域	北大阪		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	138
	洪水		流域雨量指数基準	旧猪名川流域=5, 天竺川流域=10.4, 千里川流域=11.2, 高川流域=6.9, 兎川流域=3.6
			複合基準*1	兎川流域=(11, 3.2)
			指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方], 猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	14
			土壌雨量指数基準	91
	洪水		流域雨量指数基準	旧猪名川流域=4, 天竺川流域=8.3, 千里川流域=8.9, 高川流域=5.5, 兎川流域=2.8
			複合基準*1	天竺川流域=(7, 7.1), 兎川流域=(7, 2.8)
			指定河川洪水予報による基準	猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ		①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2	
	低温		最低気温-5℃以下	
	霜		4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下	
着氷				
着雪		24時間降雪の深さ: 平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は大阪管区気象台の値。

< 府県版、市町村版参考資料 >

土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoishisu.html>) を参照。

流域雨量指数 : 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通過して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明 (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

表面雨量指数 : 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっていく量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

< 警報の危険度分布の基準値について >

危険度分布には、警報基準 (基準Ⅱ)、注意報基準 (基準Ⅰ) に加え、警報基準を大きく超過した基準 (基準Ⅲ) を用いている。

大雨警報 (浸水害) の危険度分布は、基準Ⅲ (大雨警報 (浸水害) を大きく超過した表面雨量指数基準)、基準Ⅱ (大雨警報 (浸水害) の表面雨量指数基準)、基準Ⅰ (大雨注意報の表面雨量指数基準) のいずれも、市町村等の域内において単一の値をとる。

洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅲ (洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準) 又は表面雨量指数基準、基準Ⅱ (洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準) のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」(約 1km 四方) 毎に設定している。

大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同して発表する淀川洪水予報

種 類	発 表 基 準	備 考
淀川氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	氾濫注意水位 (枚方) 4.50m
淀川氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位に上昇が見込まれるときに発表する。	避難判断水位 (枚方) 5.40m
淀川氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表する。	氾濫危険水位 (枚方) 5.50m
淀川氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。	

大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同して発表する猪名川洪水予報

種 類	発 表 基 準	備 考
猪名川氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	氾濫注意水位 (警報水位) (小戸) 2.50m
猪名川氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位に上昇が見込まれるときに発表する。	避難判断水位 (小戸) 3.40m
猪名川氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表する。	氾濫危険水位 (小戸) 4.00m
猪名川氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。	

大阪管区气象台及び大阪府西大阪治水事務所が
共同して発表する神崎川・安威川洪水予報

【神崎川洪水予報】

種 類	発 表 基 準	備 考
神崎川氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	氾濫注意水位 (三国) 3.80m
神崎川氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位に上昇が見込まれるときに発表する。	避難判断水位 (三国) 4.85m
神崎川氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表する。	氾濫危険水位 (三国) 5.00m
神崎川氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。	

被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死亡	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。	
	負傷者 (重傷者 軽傷者)	災害のため負傷し医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。	
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。	
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの、及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家の被害		非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他被害	田畑	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校における教育の用に供する施設をいう。	
道路	「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。		

被害項目		報告基準
その他被害	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾	「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の戸数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	り災者	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
被害金額	文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

【 総 則 】

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
-----	--

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和2年3月末時点）

*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。

3. 住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用

被害認定基準等は、災害の現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安という面と、各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準としての面がある。

したがって、災害が発生した場合には、被害の状況をより迅速かつ的確に報告する必要があり、一方で、災害による被害の程度を正確に把握する必要があるなど、同じ認定基準に基づいた調査であっても、行政目的と時間の経過によって、被害状況の把握方法と内容は変わってくるものである。

例えば、災害発生時からの確に災害対策を講じるためには、災害の規模、被害状況の全体像を一刻も早く把握することが最も重要である。したがって、この場合の認定基準は、速報性に重点を置いた報告の判断基準となる。

一方、災害に係る住家の被害調査は、この調査に基づいて発行される「罹災証明書」が被災者支援策の判断材料の一つとして用いられているが、これは災害の全体像でなく、個々の住家の被害程度に着目するものである。したがって、この場合の認定基準は、的確性に重点を置いた形で使用されることが求められる。

※平成25年6月21日に改正された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないと定められたところ（法第90条の2）。

※罹災証明書の交付に係る事務は、地方公共団体の自治事務として行う事実の証明であり、その交付基準については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により設定されるものである。なお、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給の申請などに必要となる住宅の被害の程度を証する書面に

については、本運用指針等を参考として地方公共団体が交付しているところである。

4. 適用範囲

本運用指針は、地震、水害及び風害による下表のような住家被害を想定して作成したものである。これら以外の災害で住家に被害が発生した場合、本運用指針の考え方を参考に、被害認定基準等に基づき適切に被害認定を行う。

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

5. 調査方法

災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。

●地震による被害

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する。ただし、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

●水害による被害

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

●風害による被害

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合及び明らかに被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

被害調査は、本運用指針及び調査票等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定する。

調査（地震・水害による被害の場合は第2次調査）実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

6. 判定方法

現行の住家の被害認定基準（平成13年6月28日以降）は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを「全壊」又は「半壊」としている。

元来、この基準は、「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号）に基づく災害報告など各省庁の災害報告の「住家全壊」「住家半壊」等の定義を統一するものとして通知されたものである（昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知。ただし、当時は「住家の主要な構成要素の経済的被害が住家全体に占める損害割合」ではなく「住家の主要構造部の被害額がその住家の時価に占める割合」であった。）。このうち災害報告については、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第2条第2項において「棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数」について報告を行う（住家の被害のうち「全壊」又は「半壊」の場合）ものとしている。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災当時、建物被害調査に関して、住家の被害認定基準のほかに、固定資産家屋評価における災害時の損耗減点補正のための「固定資産評価基準経年減点補正率基準表」（昭和38年2月25日自治省告示第158号）があったが、必ずしも大災害を想定したものではなかったため、被災市町では、「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」（（財）日本建築防災協会（当時））及び地震保険の損害調査の見方も参考にすること等を基本とし、被害調査の基準を建築の専門家の支援を受けつつ税務部局で作成した。

具体的には、倒壊家屋が昭和40年代以前の建物であろうとの想定の下で同年代の固定資産税実績をもとに建物の部位別構成比を求め、これに各被害率を乗じ、その合計を住家の被害認定基準に照らして「全壊」・「半壊」等と判定した。被害調査は、税務部局・消防部局・区役所が、他の政令指定都市の税務職員の応援を得て実施した。

このように、住家の被害認定基準を忠実に適用し住戸ごとの被害の程度（「全壊」・「半壊」等）を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、固定資産（家屋）評価等の専門的知識を要するものであることから、平成13年に本運用指針を定めるに当たっては、これら被災市町が作成した被害調査の基準等を踏まえ、次のように工学的見地から簡素化を図っている。

- ・固定資産（家屋）評価における災害時の損耗減点補正の考え方と同様に、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（「全壊」又は「半壊」等）を判定する。このとき、一般的な住家を想定し、部位別構成比を5%刻みで簡略化している。
- ・応急危険度判定等における被災状況の見方も参考とし、一定の要件に該当する場合には、その段階で、個々の部位の損害割合の積上げをしないで判定する。

その後の主な改定の内容は、次のとおりである。

- ・平成 21 年改定 「地震編・浸水編」の 2 部構成を「地震編・水害編・風害編」の 3 部構成へ変更 等
- ・平成 25 年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第 1 次調査（外観調査）」を追加 等
- ・平成 30 年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第 1 次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等
- ・令和 2 年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合 10%以上 20%未滿への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等
- ・令和 3 年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合 30%以上 40%未滿への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等

なお、各部位の全面積／本数／枚数の損傷程度がやむを得ない事情により確認できないときには、確認できる部分の面積／本数／枚数により損傷率を算定することも可とする。

具体的には、災害ごとに定める次の方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定することとする。また、被害の状況によっては「第 4 編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。

●地震による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流出し、又はずり落ちている場合、地震に伴う地盤被害により基礎に著しい損傷がある場合等は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。

(2) 傾斜による判定

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が $1/20$ 以上の場合は、住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未滿の場合は、(3)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を 15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が $1/30$ 以上の場合は、住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。

住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/30$ 未滿の場合は、(3)により住家の損害割合を算定

する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注1) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとす。

(3) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を「全壊」、40%以上50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を「半壊」、10%以上20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が、非木造の住家にあつては、柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

(注2) 非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

●水害による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合等は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

(2) 浸水深による判定

(【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ)

津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合^{*}には、一見して浸水深(最も浅い部分)が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定する。

津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合には、第1次調査において一見して浸水深(最も深い部分)が床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定する。

※外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100% (程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷が、外壁及び建具(サッシ・ガラス・ドア)にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。

(3) 傾斜による判定 (第2次調査のみ)

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が1/30以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

住家の傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を20%とすることができる。

(注3) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(4) 部位による判定 (第2次調査のみ)

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を「全壊」、40%以上50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上30%未満の場合を「半壊」、10%以上20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が、非木造の住家にあつては、柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

●風害による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

(2) 傾斜による判定

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。

住家の傾斜が 1/60 以上 1/20 未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を 15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が 1/30 以上の場合は、住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。

住家の傾斜が 1/60 以上 1/30 未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を 20%とすることができる。

(注4) 傾斜は原則として住家の 1 階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(3) 屋根等の損傷による判定

屋根等（木造・プレハブの住家にあつては、屋根、外壁及び建具、非木造の住家にあつては、外部仕上・雑壁・屋根及び建具）に、脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合を 10% 未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

(4) 部位による判定

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が 50%以上の場合を「全壊」、40%以上 50%未満の場合を「大規模半壊」、30%以上 40%未満の場合を「中規模半壊」、20%以上 30%未満の場合を「半壊」、10%以上 20%未満の場合を「準半壊」、10%未満の場合を「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。

●航空写真等を活用した判定について

発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

7. 部位別構成比の取扱いについて

本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位に係る施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。

8. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

9. 集合住宅の取扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定することも必要である。

※建物全体の傾きや躯体（外壁、屋根、柱・耐力壁）の損傷は建物全体共通の被害であるため、原則として1棟全体で判定し、その結果をもって各住戸の被害として認定する。水害等により浸水した階の住戸と浸水しなかった階の住戸のように、住戸間で明らかに被害程度が異なる部位（天井、内壁、建具、床、設備）がある住戸の場合、当該被害の大きい住戸については、住戸ごとに判定し、認定することも必要である。

10. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判定することを目的とした被害認定調査とは、その目的、判定の基準を異にするものであることから、被災者にこれらの判定・調査の混同が生じないよう、それぞれの判定・調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要である。

● 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使

用の可否について判定することにより、二次災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

被災宅地危険度判定は、地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止することを目的とする。宅地擁壁が倒壊していても住家に被害が及ばないケースもあり、被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判定された宅地に建てられている住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又はより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを判定しようとするものである。

● 地震保険損害調査・共済損害調査

地震保険損害調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うことを目的とする。地震保険の損害認定方法は、住家の被害認定の方法とは異なることから、地震保険で「全損」、「大半損」又は「小半損」と認定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

共済損害調査は、自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うことを目的とする。共済損害調査における損害の区分・認定方法は、住家の被害認定の区分・方法とは異なることから、共済損害調査の結果は必ずしも住家の被害認定調査の「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」等の認定とは一致しない。

● 応急危険度判定の判定結果の活用

住家の被害認定調査を実施するに当たり、傾斜度など応急危険度判定に係る調査の内容と共通する部分もあることから、本運用指針による被害認定調査に先立ち、応急危険度判定が実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

また、調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度

判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられる。

具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられる。

さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しく傾斜していることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

1 1. 調査結果の記録等

調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）については、被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果及びその理由について情報提供できるよう、適切に記録、整理しておく。

1 2. その他

国は住家の被害認定基準及び運用指針について地方公共団体に対して助言を行うとともに、必要に応じて被害認定に係る参考資料を整備する。

都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害認定を実施することができるよう、平時における被害認定調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟などにより、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法などについて、十分な知識を得るための環境を整備することが必要であると考えられる。

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難になることも想定すると、地元の被害認定調査経験者や税務課OBの活用、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受入れも重要であり、平時より協定締結等により応援・協力体制を整えておくことが必要である。

各都道府県においては、住家の被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を促進することも必要である。

<参考> 被害認定の流れ

災害に係る住家の被害の発生

第1編

地震による被害

詳細フローはP1-4及びP1-44

<第1次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位※による判定

<第2次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※第1次調査における判定の対象となる部位は、外部から調査可能な部位とする。

第2編

水害による被害

詳細フローはP2-4～6及びP2-46

<第1次調査>

- (1) 外観による判定
 - (2) 浸水深による判定
- 【木造・プレハブ】であり、かつ、戸建ての1～2階建ての場合

<第2次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第3編

風害による被害

詳細フローはP3-4及びP3-40

<調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 屋根等の損傷による判定
- (4) 部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第4編

詳細フローはP4-3

○地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法

<第1次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定

<第2次調査>

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定
- (4) 部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

関係機関の通信窓口

(令和４年１月現在)

機 関 名	窓 口	所 在 地	電 話 番 号
(国)			
猪名川河川事務所	工 務 課	池田市上池田 2-2-39	072(751)1986
大阪国道事務所	防 災 情 報 課	大阪市城東区今福西 2-12-35	(6932)1455
大阪農政事務所	地 域 第 一 課	茨木市宮島 1-3-1	072(633)1335
新関西国際空港(株) (関西エアポート(株))	大 阪 国 際 空 港 本 部 事 業 部	豊中市蛍池西町 3-371	(6854)3611
大阪管区气象台	気 象 防 災 部 予 報 課	大阪市中央区大手前 4-1-76	(6949)6302 8-816-8930
陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊	第 3 科	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	072(782)0001 内 4037 (FAX) 内 4034 8-824-0
(大阪府)			
危機管理室	災 害 対 策 課 災 害 対 策 グ ル ー プ	大阪市中央区大手前 3	(6944)6478 8-200-6041
池田土木事務所	地 域 支 援 ・ 企 画 課	池田市城南 1-1-1	072(751)8322 8-301-598
西大阪治水事務所	神 崎 川 出 張 所	大阪市淀川区新高 5-18-25	(6393)0221 8-240-342-8900 ～8902
(大阪府警察)			
豊中警察署	警 備 課	豊中市南桜塚 3-4-11	(6849)1234
豊中南警察署	警 備 課	豊中市庄内西町 5-1-10	(6334)1234

(指定公共機関及び指定地方公共機関)			
西日本電信電話(株) 関西支店	設備部災害対策室	大阪市都島区東野田 町4-15-82 NTTWEST -CAMPUS B棟10F	(6450)5231
西日本高速道路(株) 関西支社	大阪高速道路事務所 【名神高速】	茨木市大字小坪井 527-12	(6877)4852 【6876-9044】
西日本高速道路(株) 関西支社	神戸高速道路事務所 【中国自動車道】	西宮市山口町下山口 145	078(904)2861
阪神高速道路(株) 管理本部	管理企画部総務課	大阪市港区石田 3-1-25	(6576)3881
豊中市医師会	事務局	豊中市上野坂2-6-1	(6848)1671
大阪ガス(株)	地域開発チーム	東大阪市稲葉2-3-17	072(966)5314 休日・夜間 0120-5-19424
関西電力送配電(株) 大阪支社	大阪北総務部 コミュニケーション統括グループ	豊中市浜4-2-2	070(2452)2791
日本通運(株)豊中支店	支店長	豊中市服部西町 5-18-1	(6862)1421 夜間(6862)1424
阪急電鉄(株)豊中駅	駅長	豊中市本町1-1-1	(6852)4158 無線175
阪急バス(株)	運輸部安全管理課	豊中市岡上の町 1-1-16	(6152)5139
北大阪急行電鉄(株)	鉄道事業部業務課	豊中市寺内2-4-1	(6865)0645 夜間(6871)0512
大阪モノレール(株)	安全推進室	吹田市千里万博公園 1-8	(6875)5788 夜間(6875)3083
(その他)			
(株)ジェイコムウエスト	北大阪局管理部	豊中市新千里西町 1-2-2 住友商事千里ビル 北館7階	(7178)2560

広報戦略課 2025 豊中市 8-503-8900

豊中市防災無線構成表

(令和3年7月現在)

とよなか同報通信システム（同報系防災行政無線）構成

	無線局種別	設置場所（施設名）	設置方法	設置場所住所	備考
1	同報親局	危機管理課		中桜塚3-1-1	
2	同報補助局	消防局警防課		岡上の町1-8-24	
3	遠隔制御装置	消防局消防指令センター		東泉丘4-6-7	
4	同報子局	克明小学校	校内自立柱	岡町北3-4-1	
5	同報子局	桜塚小学校	校内自立柱	北桜塚2-6-1	
6	同報子局	大池小学校	校舎屋上	本町1-7-12	サイレン局
7	同報子局	蛭池小学校	校内自立柱	蛭池中町1-15-1	
8	同報子局	桜井谷小学校	校内自立柱	柴原町3-11-1	サイレン局
9	同報子局	熊野田小学校	校内自立柱	赤阪1-5-1	
10	同報子局	中豊島小学校	校内自立柱	曾根東町6-13-1	
11	同報子局	豊島小学校	校内自立柱	服部西町3-6-5	サイレン局
12	同報子局	原田小学校	校内自立柱	原田元町1-17-1	サイレン局
13	同報子局	小曾根小学校	校内自立柱	小曾根1-2-1	サイレン局
14	同報子局	豊南小学校	体育館屋上	豊南町西2-19-1	サイレン局
15	同報子局	上野小学校	敷地内自立柱	上野東2-8-8	サイレン局
16	同報子局	南桜塚小学校	校内自立柱	南桜塚2-2-1	サイレン局
17	同報子局	新田小学校	校内自立柱	上新田2-19-1	
18	同報子局	庄内南小学校	校舎屋上	大黒町1-2-15	サイレン局
19	同報子局	庄内西小学校	校舎屋上	庄本町4-1-10	サイレン局
20	同報子局	野田小学校	校内自立柱	野田町1-1	
21	同報子局	島田小学校	校内自立柱	庄内栄町2-20-1	サイレン局
22	同報子局	千成小学校	校内自立柱	千成町2-2-65	
23	同報子局	北丘小学校	校内自立柱	新千里北町2-19-1	サイレン局
24	同報子局	東丘小学校	敷地内自立柱	新千里東町3-1-1	サイレン局
25	同報子局	東豊中小学校	校内自立柱	東豊中町5-1-1	
26	同報子局	豊島西小学校	校内自立柱	上津島3-4-1	サイレン局
27	同報子局	千里西町公園	園内自立柱	新千里西町2-23	サイレン局
28	同報子局	高川小学校	敷地内自立柱	豊南町東1-1-1	サイレン局
29	同報子局	刀根山小学校	校内自立柱	刀根山5-2-1	サイレン局
30	同報子局	南丘小学校	敷地内自立柱	新千里南町2-13-1	サイレン局
31	同報子局	豊島北小学校	校内自立柱	曾根南町2-19-1	
32	同報子局	泉丘小学校	校内自立柱	西泉丘1-10-1	サイレン局
33	同報子局	少路小学校	校内自立柱	西緑丘2-10-1	
34	同報子局	野畑小学校	校内自立柱	向丘3-1-1	サイレン局
35	同報子局	東豊台小学校	校内自立柱	東豊中町6-2-1	
36	同報子局	箕輪小学校	校内自立柱	箕輪1-1-1	サイレン局
37	同報子局	北条小学校	校内自立柱	北条町2-16-1	サイレン局
38	同報子局	寺内小学校	校内自立柱	寺内2-15-1	
39	同報子局	緑地小学校	校内自立柱	城山町4-1-1	サイレン局
40	同報子局	桜井谷東小学校	校内自立柱	桜の町7-5-1	
41	同報子局	東泉丘小学校	敷地内自立柱	東泉丘3-2-1	
42	同報子局	北緑丘緑道内	自立柱	北緑丘2-1-23	
43	同報子局	新田南小学校	校内自立柱	上新田4-9-1	
44	同報子局	服部緑地公園	園内自立柱	服部緑地	サイレン局
45	同報子局	大阪大学豊中地区 (豊中柴原線道路敷)	自立柱	待兼山町38	
46	同報子局	危機管理課		中桜塚3-1-1	モニター局
47	同報子局	第一中学校	校内自立柱	曾根西町1-6-1	
48	同報子局	第五中学校	校内自立柱	立花町1-10-1	
49	同報子局	第七中学校	校内自立柱	庄内栄町5-10-1	
50	同報子局	第八中学校	校内自立柱	新千里東町3-2-1	
51	同報子局	第九中学校	校内自立柱	新千里南町1-4-1	

	無線局種別	設置場所（施設名）	設置方法	設置場所住所	備考
52	同報子局	第十中学校	校内自立柱	野田町 8-1	
53	同報子局	第十二中学校	校内自立柱	浜 2-14-1	
54	同報子局	第十三中学校	校内自立柱	柴原町 2-14-1	
55	同報子局	第十五中学校	校内自立柱	熊野田 3-8-1	
56	同報子局	第十七中学校	校内自立柱	西泉丘 2-2432-2	
57	同報子局	第十八中学校	校内自立柱	蛸池中町 4-7-1	
58	同報子局	千里文化センター	建物屋上	新千里東町 1-2-2	
59	同報子局	勝部センター	敷地内自立柱	勝部 1-5-8	
60	同報子局	利倉西 2 丁目 （猪名川河川敷）	自立柱	利倉西 1-4-22	
61	同報子局	ふれあい緑地遊戯広場 第 3 駐車場	敷地内自立柱	勝部寿町 3-11	
62	同報子局	神崎川公園	建物屋上	大島町 3-9	サイレン局
63	同報子局	寺内配水場	敷地内自立柱	東寺内町 15	
64	同報子局	市役所第一庁舎	建物屋上	中桜塚 3-1-1	
65	同報子局	文化芸術センター	建物屋上	曾根東町 3-7-2	

とよなか移動通信システム（移動系防災行政無線）構成

第 1 指令局及び副指令局

	区分	無線機型式	呼出番号	呼出名称	設置場所
1	指令局	半固定	1 0 0	危機管理課	危機管理課
2	副指令局	ポータブル	9 9	危機管理 2	危機管理課

第 2 移動局（関係機関）

	常置区分	無線機型式	呼出番号	呼出名称	設置場所
1	常置	半固定	1 1 0	豊中警察	豊中警察署
2	常置	半固定	1 1 1	豊中南警察	豊中南警察署
3	常置	携帯	1 3 5	ケーブルネット	㈱ジェイコムウエスト豊中・池田局
4	常置	携帯	1 4 0	社会福祉協議会	（社福）豊中市社会福祉協議会
5	常置	ポータブル	1 5 0	医療保健センター	（財）豊中市医療保健センター
6	常置	携帯	1 5 5	北大阪急行	北大阪急行電鉄㈱
7	常置	携帯	1 6 0	大阪モノレール	大阪高速鉄道㈱
8	常置	携帯	1 6 5	大阪ガス	大阪ガス㈱北東部導管部緊急保安チーム保安推進グループ
9	常置	ポータブル	1 7 0	大阪空港	国土交通省大阪空港事務所
10	常置	半固定	1 7 5	阪急電鉄	阪急電鉄㈱豊中駅
11	常置	半固定	1 8 0	阪急バス	㈱阪急バス豊中営業所
12	常置	携帯	1 8 5	西日本高速	西日本高速道路㈱吹田管理事務所
13	常置	携帯	1 9 0	N T T	西日本電信電話㈱関西支店
14	常置	携帯	1 9 5	関西電力	㈱関西電力北摂営業所
15	常置	半固定	1 9 9	医師会	（社）豊中市医師会事務局

第 3 移動局（内部局）

	常置区分	無線機型式	呼出番号	呼出名称	設置場所（所管課等）
1	非常置	携帯	1 0 1	危機管理 3	危機管理課
2	非常置	携帯	1 0 2	危機管理 4	危機管理課
3	非常置	携帯	1 0 3	危機管理 5	危機管理課
4	非常置	携帯	1 0 4	危機管理 6	危機管理課
5	非常置	携帯	1 0 5	危機管理 7	危機管理課
6	非常置	携帯	1 1 8	消防携帯	消防局警防課
7	常置	半固定	1 1 9	消防局	消防局消防指令センター
8	常置	半固定	1 4 5	豊中病院	市立豊中病院事務局総務企画課
9	常置	ポータブル	2 0 0	水路課	都市基盤部基盤管理課
10	常置	ポータブル	2 0 1	道路維持課	都市基盤部基盤保全課
11	常置	半固定	2 0 2	維持事務所	維持修繕事務所（維持修繕課）
12	常置	半固定	2 0 3	交通政策課	都市基盤部交通政策課
13	非常置	携帯	2 0 4	道路維持 2	都市基盤部基盤保全課
14	非常置	携帯	2 0 5	道路維持 3	都市基盤部基盤保全課

	常置区分	無線機型式	呼出番号	呼出名称	設置場所(所管課等)
15	非常置	携帯	206	道路維持4	都市基盤部基盤保全課
16	非常置	携帯	207	道路事務所2	維持修繕事務所(維持修繕課)
17	非常置	携帯	208	道路事務所3	維持修繕事務所(維持修繕課)
18	非常置	携帯	209	道路事務所4	維持修繕事務所(維持修繕課)
19	非常置	携帯	210	道路事務所5	維持修繕事務所(維持修繕課)
20	非常置	携帯	211	道路事務所6	維持修繕事務所(維持修繕課)
21	非常置	携帯	212	道路事務所7	維持修繕事務所(維持修繕課)
22	非常置	携帯	213	水路2	維持修繕事務所(維持修繕課)
23	非常置	携帯	214	水路3	維持修繕事務所(維持修繕課)
24	非常置	携帯	215	水路4	都市基盤部基盤管理課
25	非常置	携帯	216	水路事務所2	都市基盤部基盤管理課
26	非常置	携帯	217	水路事務所3	都市基盤部基盤管理課
27	非常置	携帯	218	水路事務所4	都市基盤部基盤管理課
28	非常置	携帯	219	水路事務所5	都市基盤部基盤管理課
29	非常置	携帯	220	水路事務所6	都市基盤部基盤管理課
30	非常置	携帯	221	水路事務所7	都市基盤部基盤管理課
31	非常置	携帯	222	水路事務所8	都市基盤部基盤管理課
32	非常置	携帯	223	水路事務所9	都市基盤部基盤管理課
33	非常置	携帯	224	道路管理1	都市基盤部基盤管理課
34	非常置	携帯	225	道路管理2	都市基盤部基盤管理課
35	常置	半固定	250	上下水総務課	上下水道局総務課
36	常置	ポータブル	251	下水管理課	上下水道局下水道管理課
37	常置	半固定	252	猪名川流域	上下水道局猪名川流域下水道事務所
38	常置	半固定	253	庄内下水処理場	上下水道局下水道施設課
39	非常置	携帯	254	上下水2	上下水道局下水道管理課
40	非常置	携帯	255	上下水3	上下水道局下水道管理課
41	非常置	携帯	256	上下水4	上下水道局下水道管理課
42	非常置	携帯	257	上下水5	上下水道局下水道管理課
43	非常置	携帯	258	上下水6	上下水道局下水道管理課
44	常置	ポータブル	280	住宅課	都市計画推進部住宅課
45	非常置	携帯	281	都市計画2	危機管理課
46	非常置	携帯	282	都市計画3	危機管理課
47	非常置	携帯	283	都市計画4	危機管理課
48	非常置	携帯	284	都市計画5	危機管理課
49	非常置	携帯	285	都市計画6	危機管理課
50	常置	ポータブル	400	空港課	都市活力部空港課
51	常置	ポータブル	401	勝部センター	勝部センター(空港課)
52	常置	ポータブル	402	原田センター	原田センター(空港課)
53	常置	ポータブル	403	利倉センター	利倉センター(空港課)
54	常置	ポータブル	404	穂積センター	穂積センター(空港課)
55	常置	ポータブル	405	野田センター	野田センター(空港課)
56	常置	ポータブル	406	豊南会館	豊南会館(空港課)
57	常置	ポータブル	407	三国センター	三国センター(空港課)
58	常置	ポータブル	408	庄内東センター	庄内東センター(空港課)
59	常置	ポータブル	409	島田センター	島田センター(空港課)
60	常置	ポータブル	410	上津島センター	上津島センター(空港課)
61	常置	ポータブル	411	小曾根センター	小曾根センター(空港課)
62	常置	ポータブル	412	服部南センター	服部南センター(空港課)
63	常置	ポータブル	413	高川センター	高川センター(空港課)
64	常置	ポータブル	414	豊南東センター	豊南東センター(空港課)
65	常置	ポータブル	415	浜センター	浜センター(空港課)
66	常置	ポータブル	416	箕輪センター	箕輪センター(空港課)
67	常置	ポータブル	417	服部寿センター	服部寿センター(空港課)
68	常置	ポータブル	418	走井センター	走井センター(空港課)
69	常置	ポータブル	419	庄内南センター	庄内南センター(空港課)
70	常置	ポータブル	420	豊南西センター	豊南西センター(空港課)

	常置区分	無線機型式	呼出番号	呼出名称	設置場所（所管課等）
71	常置	ポータブル	4 2 1	庄本センター	庄本センター(空港課)
72	常置	ポータブル	4 2 2	千成センター	千成センター(空港課)
73	常置	ポータブル	4 2 3	大島センター	大島センター(空港課)
74	常置	ポータブル	4 2 4	日出センター	日出センター(空港課)
75	常置	ポータブル	4 2 5	山ノ上センター	山ノ上センター(空港課)
76	常置	ポータブル	4 2 6	蛭池センター	蛭池センター(空港課)
77	常置	ポータブル	4 2 7	豊島北センター	豊島北センター(空港課)
78	常置	ポータブル	4 2 8	庄内宝センター	庄内宝センター(空港課)
79	常置	ポータブル	4 2 9	庄内幸センター	庄内幸センター(空港課)
80	常置	ポータブル	4 3 0	曾根西センター	曾根西センター(空港課)
81	常置	ポータブル	4 3 1	曾根東センター	曾根東センター(空港課)
82	常置	ポータブル	4 3 2	利倉西センター	利倉西センター(空港課)
83	常置	ポータブル	4 3 3	穂積南センター	穂積南センター(空港課)
84	常置	携帯	5 0 0	環境政策課	環境部環境政策課
85	常置	ポータブル	5 1 0	減量推進課	環境部家庭ごみ事業課
86	非常置	携帯	5 1 1	美化推進課	環境部事業ごみ指導課
87	非常置	携帯	5 1 2	減量推進課 2	環境部事業ごみ指導課
88	常置	ポータブル	5 1 3	北部事業所	環境部減量計画課
89	非常置	携帯	5 1 4	北部事業所 2	環境部減量計画課
90	常置	ポータブル	5 1 5	中部事業所	環境部美化推進課
91	非常置	携帯	5 1 6	中部事業所 2	環境部家庭ごみ事業課
92	常置	ポータブル	5 1 7	保健医療課	健康医療部健康政策課
93	常置	ポータブル	5 1 8	豊中病救急	危機管理課
94	常置	携帯	5 3 0	スポーツ振興課	都市活力部スポーツ振興課
95	常置	ポータブル	5 3 1	公園みどり	環境部公園みどり推進課
96	非常置	携帯	5 3 2	公園みどり 2	環境部公園みどり推進課
97	非常置	携帯	5 3 3	公園みどり 3	環境部公園みどり推進課
98	常置	携帯	5 3 4	花と緑相談所	花とみどりの相談所
99	常置	ポータブル	5 5 0	クリーンL	豊中市伊丹市クリーンランド総務課
100	常置	携帯	6 0 0	コミュニティ政策課	市民協働部コミュニティ政策課
101	常置	半固定	6 0 1	庄内出張所	市民協働部庄内出張所
102	常置	半固定	6 0 2	新千里出張所	市民協働部新千里出張所
103	常置	ポータブル	7 0 0	地域福祉課	福祉部地域共生課
104	常置	半固定	7 0 1	火葬場	火葬場(地域共生課)
105	常置	携帯	7 0 2	健康増進課	健康医療部母子保健課
106	常置	ポータブル	7 0 3	庄内保健S	健康医療部母子保健課庄内保健センター
107	常置	半固定	8 0 0	教育総務課	教育委員会教育総務課
108	非常置	携帯	8 8 0	教育総務 2	教育委員会教育総務課
109	常置	ポータブル	8 0 1	克明小学校	克明小学校
110	常置	ポータブル	8 0 2	桜塚小学校	桜塚小学校
111	常置	ポータブル	8 0 3	大池小学校	大池小学校
112	常置	ポータブル	8 0 4	蛭池小学校	蛭池小学校
113	常置	ポータブル	8 0 5	桜井谷小学校	桜井谷小学校
114	常置	ポータブル	8 0 6	熊野田小学校	熊野田小学校
115	常置	ポータブル	8 0 7	中豊島小学校	中豊島小学校
116	常置	ポータブル	8 0 8	豊島小学校	豊島小学校
117	常置	ポータブル	8 0 9	原田小学校	原田小学校
118	常置	ポータブル	8 1 0	小曾根小学校	小曾根小学校
119	常置	ポータブル	8 1 1	豊南小学校	豊南小学校
120	常置	ポータブル	8 1 2	上野小学校	上野小学校
121	常置	ポータブル	8 1 3	南桜塚小学校	南桜塚小学校
122	常置	ポータブル	8 1 4	新田小学校	新田小学校
123	常置	ポータブル	8 1 5	庄内小学校	危機管理課
124	常置	ポータブル	8 1 6	庄内南小学校	庄内南小学校
125	常置	ポータブル	8 1 7	庄内西小学校	庄内西小学校
126	常置	ポータブル	8 1 8	野田小学校	野田小学校

	常置区分	無線機型式	呼出番号	呼出名称	設置場所（所管課等）
126	常置	ポータブル	818	野田小学校	野田小学校
127	常置	ポータブル	819	島田小学校	島田小学校
128	常置	ポータブル	820	千成小学校	千成小学校
129	常置	ポータブル	821	北丘小学校	北丘小学校
130	常置	ポータブル	822	東丘小学校	東丘小学校
131	常置	ポータブル	823	東豊中小学校	東豊中小学校
132	常置	ポータブル	824	豊島西小学校	豊島西小学校
133	常置	ポータブル	825	西丘小学校	西丘小学校
134	常置	ポータブル	826	高川小学校	高川小学校
135	常置	ポータブル	827	刀根山小学校	刀根山小学校
136	常置	ポータブル	828	南丘小学校	南丘小学校
137	常置	ポータブル	829	豊島北小学校	豊島北小学校
138	常置	ポータブル	830	泉丘小学校	泉丘小学校
139	常置	ポータブル	831	少路小学校	少路小学校
140	常置	ポータブル	832	野畑小学校	野畑小学校
141	常置	ポータブル	833	東豊台小学校	東豊台小学校
142	常置	ポータブル	834	箕輪小学校	箕輪小学校
143	常置	ポータブル	835	北条小学校	北条小学校
144	常置	ポータブル	836	寺内小学校	寺内小学校
145	常置	ポータブル	837	緑地小学校	緑地小学校
146	常置	ポータブル	838	桜井谷東小学校	桜井谷東小学校
147	常置	ポータブル	839	東泉丘小学校	東泉丘小学校
148	常置	ポータブル	840	北緑丘小学校	北緑丘小学校
149	常置	ポータブル	841	新田南小学校	新田南小学校
150	常置	ポータブル	851	第一中学校	第一中学校
151	常置	ポータブル	852	第二中学校	第二中学校
152	常置	ポータブル	853	第三中学校	第三中学校
153	常置	ポータブル	854	第四中学校	第四中学校
154	常置	ポータブル	855	第五中学校	第五中学校
155	常置	ポータブル	856	第六中学校	危機管理課
156	常置	ポータブル	857	第七中学校	第七中学校
157	常置	ポータブル	858	第八中学校	第八中学校
158	常置	ポータブル	859	第九中学校	第九中学校
159	常置	ポータブル	860	第十中学校	第十中学校
160	常置	ポータブル	861	第十一中学校	第十一中学校
161	常置	ポータブル	862	第十二中学校	第十二中学校
162	常置	ポータブル	863	第十三中学校	第十三中学校
163	常置	ポータブル	864	第十四中学校	第十四中学校
164	常置	ポータブル	865	第十五中学校	第十五中学校
165	常置	ポータブル	866	第十六中学校	第十六中学校
166	常置	ポータブル	867	第十七中学校	第十七中学校
167	常置	ポータブル	868	第十八中学校	第十八中学校
168	常置	ポータブル	890	いぶき	教育委員会社会教育課(いぶき)
169	常置	ポータブル	891	千里体育館	千里体育館(スポーツ振興課)
170	常置	ポータブル	892	柴原体育館	柴原体育館(スポーツ振興課)
171	常置	ポータブル	893	豊島体育館	豊島体育館(スポーツ振興課)
172	常置	ポータブル	894	庄内体育館	庄内体育館(スポーツ振興課)

災 害 時 広 報 車 両 一 覧 表

(令和4年2月1日現在)

車 種	車両管理形態等	駐 車 場 所	車 両 番 号	キ ー 保 管 場 所
1. 軽貨物車	行政総務課運用	第3駐車場	480ひ	庁舎・車両管理係
			44-07	
2. 軽貨物車	行政総務課運用	第3駐車場	480ひ	庁舎・車両管理係
			56-26	

※ 車両の運転は、行政総務課職員が対応する。

災 害 時 広 報 車 両 一 覧 表

(令和4年2月1日現在)

車 種	車両管理形態等	駐 車 場 所	車 両 番 号	キ ー 保 管 場 所
1 ワゴン車	減量計画課	環境事業所 駐車場	303と 29-56	減量計画課
2 ワゴン車	減量計画課	環境事業所 駐車場	303そ 40-65	減量計画課
3 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 45-86	減量計画課
4 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 45-87	減量計画課
5 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 45-88	減量計画課
6 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 45-89	減量計画課
7 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 45-90	減量計画課
8 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 55-78	減量計画課
9 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 55-79	減量計画課
10 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 57-83	減量計画課
11 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 57-84	減量計画課
12 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 57-85	減量計画課
13 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 58-86	減量計画課
14 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 58-87	減量計画課
15 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 58-88	減量計画課
16 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 60-99	減量計画課
17 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 61-01	減量計画課
18 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 61-02	減量計画課
19 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 61-03	減量計画課
20 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 68-64	減量計画課

車種	車両管理形態等	駐車場所	車両番号	キー保管場所
21 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 68-65	減量計画課
22 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 68-66	減量計画課
23 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 68-67	減量計画課
24 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 68-68	減量計画課
25 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 68-69	減量計画課
26 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 69-00	減量計画課
27 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 69-01	減量計画課
28 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 69-02	減量計画課
29 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 69-03	減量計画課
30 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 70-36	減量計画課
31 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 70-37	減量計画課
32 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 70-38	減量計画課
33 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 70-39	減量計画課
34 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 70-48	減量計画課
35 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 70-51	減量計画課
36 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 70-52	減量計画課
37 2tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 70-53	減量計画課
38 3tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 45-91	減量計画課
39 3tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 60-97	減量計画課
40 3tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800そ 70-50	減量計画課
41 3tプレス	減量計画課	環境事業所 駐車場	800す 94-09	減量計画課
42 2tダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	400む 98-34	減量計画課
43 2tダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	400む 98-35	減量計画課

車種	車両管理形態等	駐車場所	車両番号	キー保管場所
44 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100た 18-27	減量計画課
45 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100た 18-28	減量計画課
46 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100た 18-29	減量計画課
47 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100た 22-45	減量計画課
48 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100た 22-46	減量計画課
49 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100た 22-47	減量計画課
50 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100た 34-90	減量計画課
51 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100た 34-91	減量計画課
52 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100た 42-34	減量計画課
53 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100そ 98-41	減量計画課
54 2t深ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	100そ 98-43	減量計画課
55 2tトラック	減量計画課	環境事業所 駐車場	100そ 62-59	減量計画課
56 軽ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	480ほ ・527	減量計画課
57 軽ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	480ほ ・528	減量計画課
58 軽ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	480ふ 38-69	減量計画課
59 軽ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	480ふ 38-70	減量計画課
60 軽ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	480ふ 38-71	減量計画課
61 軽ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	480ほ 45-06	減量計画課
62 軽ダンプ	減量計画課	環境事業所 駐車場	480ほ 45-07	減量計画課

災 害 時 の 広 報 文 例

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度５弱以上の場合）

※ １－１ 地震発生直後から３０分後位の場合

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛ける
とともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、豊中市役所です。ただ今大きな地震がありました。
まず、火の元を消してください。ガスの元栓を閉めてください。
電気器具のスイッチも切ってください。風呂場に火の気はありませんか。
電気が途絶えた場合、照明には懐中電灯を使ってください。
照明のスイッチを繰り返し入れたり切ったりすると、漏れているガスに引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。
- こちらは豊中市役所です。
皆さん、落ち着いて周りを見てください。地震で一番怖いのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓は閉まっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでけがをしないよう、スリッパや靴を履かせてください。
慌てて外に飛び出さないでください。
もし、ガスの匂いがしたら、メーターの部分の元栓が閉まっているか確認してください。
そして全員家から外へ出てください。
屋外にいる人は、周りに何も無い所にとどまり、様子を見てください。
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。
ガラスや屋根瓦などの落下物に気をつけてください。
ブロック塀から離れてください。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。
- こちらは豊中市役所です。
車のエンジンを切って、車を左側に寄せてください。
エンジンを切って、取りあえず道路の様子を見てください。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように必ず空けておいてください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。

繰り返し、お知らせします。……………

（３回繰り返すことをもって、１セットとして使用すること）

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度5弱以上の場合）

※ 1 - 2 地震発生30分後以降2時間以内の場合

- (注) 1. 情報の空白時間帯を作らないよう、30分～1時間おきに広報車、職員巡回などにより伝達すること。
2. 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、豊中市役所です。先程の地震は「震度〇〇」と発表されました。ガラスの破片などでけがをしないよう、スリッパや靴を履いてください。慌てて外に飛び出さないでください。自宅にいる人は、そのまま中にいてください。建物の周りは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。外に出る時は、玄関のドアにメモを張っておき、行き先が分かるようにしておいてください。壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦の落下に注意して、ブロック塀から離れて歩いてください。垂れ下がった電線には、絶対に触れないでください。以上、豊中市役所です。
 - こちらは豊中市役所です。落ち着いて周りをみてください。地震で一番怖いのは火事です。消し忘れた火はありませんか。電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。地震で受話器が外れたままになってませんか。もう一度確かめてください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。以上、豊中市役所です。
 - こちらは、豊中市役所です。先程の地震は「震度〇〇」と発表されました。自宅にいる人はそのまま中にいてください。水道は使えますか。使えたら、水はできるだけ確保してください。風呂桶やポリタンク、ビンなどに水を溜めておいてください。トイレの水は流さないでください。タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声を掛けてあげてください。出所の分からない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いします。以上、豊中市役所です。
 - こちらは、豊中市役所です。地域の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って、直ちに行動を開始してください。市民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。以上、豊中市役所です。
- 繰り返し、お知らせします。……………
(3回繰り返しすることをもって、1セットとして使用すること)

[例 文 1]
地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）

※ 1 - 3 地震発生 2 時間～ 6 時間以内の場合

- (注) 1. 情報の空白時間帯を作らないよう、1～2 時間おきに広報車、職員巡回などにより伝達すること。
2. 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、豊中市役所です。先程の地震は「震度〇〇」と発表されました。家族にけががないか確かめてください。小さい子どもさんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。ガラスの破片などでけがをしないよう、スリッパや靴を履かせてください。以上、豊中市役所です。
 - こちらは、豊中市役所です。先程の地震は「震度〇〇」と発表されました。余震がまだ続いています。余震に気をつけてください。近所の人たちの安否を確かめてください。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。お年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家庭はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声を掛けてあげてください。まず、火の元を消し、ガスの元栓は閉めてあげてください。電気器具のスイッチも切ってあげてください。以上、豊中市役所です。
 - こちらは、豊中市役所です。豊中市付近の震度は「震度〇〇」と発表されました。あなたがしばらくの間、してはならないことは次のとおりです。
 - 電話は使わない。
 - 水は無駄にしない。
 - 見物に出かけない。
 - 必要もないのに表に出ない。
 - ガス漏れのおそれがあるので、
 - ・照明スイッチを入れたり切ったりしない。
 - ・マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
 - ・タバコはしばらく、がまんしてください。出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いします。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。地域の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って、直ちに行動を開始してください。市民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。以上、豊中市役所です。
- 繰り返し、お知らせします。……………
(3 回繰り返すことをもって、1 セットとして使用すること)

[例 文 1]
地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）

※ 1 - 4 地震発生 6 時間以降の場合

- (注) 1. 情報の空白時間帯を作らないよう、2～3 時間おきに広報車、職員巡回などにより伝達すること。
2. 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、豊中市役所です。
これまでに分かった被害の状況をお知らせいたします。
亡くなられた方及び重傷の方は、○人です。
その内訳は、○○地区で○人、○○地区で人です。
半壊又は全壊した家屋は、○棟です。
その内訳は、○○地区で○棟、○○地区で棟です。
詳しい情報は、最寄りの小学校などの避難所で直接おたずねください。
出所の分からない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。
 - こちらは、豊中市役所です。
現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間、自分たちだけでやれるよう、地域の人たちとともに準備してください。
子どもさんやお年寄りの方、体の不自由な方がいたら、まず一声掛けて安心させることを心掛けてください。
復旧に何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、最寄りの小学校などの避難所で直接おたずねください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
出所の分からない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。
 - こちらは豊中市役所です。
地域の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って、直ちに行動を開始してください。
市民の皆様も、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。
以上、豊中市役所です。
- 繰り返し、お知らせします。……………
(3 回繰り返すことをもって、1 セットとして使用すること)

[例 文 2]

火災地区住民への避難指示の伝達

- こちらは、豊中市役所です。
避難の用意をしてください。
〇〇地区の火災は、△△の方向へ燃え広がっています。
(〇〇地区の火災は、△△の方向へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意してください。
お年寄りや子どもさんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。……………

- こちらは豊中市役所です。
避難指示が出ました。
〇〇地区の火災は、△△の方向へ燃え広がっています。
(〇〇地区の火災は、△△の方向へ燃え広がる危険があります。)
〇〇地区の住民の方々は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ)避難してください。
・なお、現場に警察官や市の職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って、落ち着いて避難してください。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。……………
(避難が完了するまで、繰り返すこと)

[例 文 3]

がけ崩れ危険地区住民への避難指示の伝達

- こちらは豊中市役所です。
避難指示が出ました。
〇〇地区は、がけ崩れの危険があります。
市民の皆さんは、直ちに避難してください。
避難先は、〇〇(小学校、中学校、共同利用施設など)です。
・なお、現場に警察官や市の職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って、落ち着いて避難してください。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。……………
(避難が完了するまで、繰り返すこと)

[例文 4]

水災地区住民への避難指示の伝達

- こちらは、豊中市役所です。
 避難の用意をしてください。
 現在、〇〇町付近は、河川増水（又は高潮）のため危険な状態となりつつあります。
 お年寄りや子どもさんを安全な△△（小学校、中学校、協同利用施設など）へ早めに
 避難させてください。
 また、その他の人もいつでも避難できるよう準備してください。
 火の元を消してください。
 避難する際の荷物は、背負ったり肩に掛けたりできる程度の最小限の非常用持出品に
 とどめ、両手は空けるようにしましょう。
 繰り返し、お知らせします。……………
 以上、豊中市役所です。

- こちらは豊中市役所です。
 避難指示が出ました。
 〇〇地区一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。
 （〇〇地区一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水のおそれがあります。）
 〇〇地区の住民の方々は、直ちに避難してください。
 避難先は、〇〇（小学校、中学校、共同利用施設など）です。
 ・なお、現場に警察官や市の職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その
 指示に従って、落ち着いて避難してください。
 避難のための十分な時間の無い方は、屋内の高い場所か近くの高い建物に避難して
 下さい。
 繰り返し、お知らせします。……………
 以上、豊中市役所です。
 （避難が完了するまで、繰り返すこと）

[例文 5]

安否情報の伝達（こども園・学校・事業所等）

- こちらは、豊中市役所です。
 これまでに分かった安否情報をお知らせします。
 - △△地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
 - 私立の保育所、小・中学校及びこども園の園児や児童・生徒及び職員については、
 現在、全員無事との報告が入っています。
 なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校などで保護しています。
 - 〇〇学校、〇〇学校では、数人のケガ人が出ていますが、いずれも軽傷で、生命
 に別状はありません。児童・生徒は、全員、各学校などで保護しています。
 - 〇〇こども園、〇〇小学校の園児・児童・生徒は、全員無事に〇〇へ避難していま
 す。
 - 〇〇小学校、〇〇中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は
 消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（〇〇）に待機しています。
 - 〇〇株式会社〇〇工場は、従業員全員の無事が確認されました。
 〇〇食品は、大きな被害もなく、現在応急食料供給のための弁当製造に全力をあげ
 ています。
 - 〇〇ビルは、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
 〇〇ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してい
 だっています。
 以上、豊中市役所です。

 繰り返し、お知らせします。……………
 （3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること）

[例文 6]

道路状況と交通規制

- こちらは、豊中市役所です。
道路交通情報についてお知らせいたします。
- (その1) 現在、市内の道路は地震のため、
- 大阪市内への道路と名神高速道は、すべて車の通行が禁止されています。
- [○ 次に、市内のすべての道路(○○通り、○○線)も○○のため、通行が禁止されています。]
- ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。
- (その2) 現在、市内の道路は、すべての車の通行が禁止されています。
- 市民の皆さん、車は使用しないでください。
- 以上、豊中市役所です。
- 繰り返し、お知らせします。……………
(3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること)

[例文 7]

交通機関の運行状況

- (その1)
- こちらは、豊中市役所です。
交通機関の運行状況について、お知らせいたします。
現在、府内のJR・私鉄・バスなどは、地震のためすべて運転を中止しています。
各交通機関は、運転施設の点検を行っておりますが、まだ運転の再開見通しは立っておりません。今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意してください。
- (その2)
- 豊中市役所から交通機関の運行状況に付いてお知らせします。
現在、府内のJR・私鉄は次の路線で運転が一部再開されています。
○○線全区間 ○○線全区間
○○線 ○○・○○間 ○○線 ○○・○○間
- なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。
市民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意してください。
- 以上、豊中市役所です。
- 繰り返し、お知らせします。……………
(3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること)

[例文 8]

避難所の開設状況

- こちらは、豊中市役所です。
避難所の設置場所についてお知らせします。
豊中市では、被災された方々のために、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、・・・（近くの小学校や中学校など）に避難所を開設しました。
お困りの方は、直接避難所へおいでください。
なお、ケガをされた方々のために、〇〇に救護所を開設しています。
以上、豊中市役所です。

繰り返し、お知らせします。……………
（3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること）

[例文 9]

救護所の開設状況

- こちらは、豊中市役所です。
救護所の設置場所についてお知らせします。
豊中市では、負傷された方々のために、臨時救護所を〇〇小学校、……………に開設しました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、救護所へ連れて行ってください。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。……………
（3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること）

[例文 10]

応急給水の連絡

- こちらは、豊中市役所です。
現在、市内全域（又は〇〇町、〇〇町一帯）は、地震のため断水しています。
豊中市では、〇〇小学校、……………で飲料水を配っていますので、ご利用ください。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。……………
（3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること）

[例文 11]

水利用にあたっての市民への協力要請

- こちらは豊中市役所です。
水の利用に関する皆さんへの協力を要請しています。
次のことを守るようぜひ協力してください。
 - 飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめてください。
 - 長い間、汲み置いた水は、必ず沸かしてから飲んでください。
 - 蛇口から濁った水が出た場合は、バケツなどに汲み置き、うわ水を沸かして利用してください。
 - 底に溜まった濁り水や汲み替えた水は、掃除や選択などの生活用水に使用するなど水の有効利用に努めましょう。以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。……………
（3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること）

災害医療機関一覧

(令和3年1月1日現在)

災害拠点病院（基幹災害拠点病院）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東 3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	865

災害拠点病院（地域災害拠点病院）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
大阪市立総合医療センター	534-0021	大阪市都島区都島本通 2 丁目 13 番 22 号	06-6929-1221	06-6929-2041	1063
独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	686
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964
大阪市立大学医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区旭町 1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	972
社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院	565-0862	吹田市津雲台 1 丁目 1 番 6 号	06-6871-0121	06-6871-0130	343
大阪大学医学部附属病院	565-0871	吹田市山田丘 2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086
大阪府三島救命救急センター	569-1124	高槻市南芥川町 11 番 1 号	072-683-9911	072-683-6111	41
大阪医科大学附属病院	569-8686	高槻市大学町 2 番 7 号	072-683-1221	072-682-3822	832
関西医科大学附属病院	573-1191	枚方市新町 2 丁目 3 番 1 号	072-804-0101	072-804-0131	751
学校法人 関西医科大学 関西医科大学総合医療センター	570-8507	守口市文圃町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
大阪府立中河内救命救急センター	578-0947	東大阪市西岩田 3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30
市立東大阪医療センター	578-8588	東大阪市西岩田三丁目 4 番 5 号	06-6781-5101	06-6781-2194	547
学校法人近畿大学近畿大学病院	589-8511	大阪狭山市大野東 377-2	072-366-0221	072-366-0206	929
堺市立総合医療センター	593-8304	堺市西区家原寺町 1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
りんくう総合医療センター（大阪府泉州救命救急センター）	588-8577	泉佐野市りんくう往来北 2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
医療法人警和会 大阪警察病院	543-0035	大阪市天王寺区北山町 10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
多根総合病院	560-0025	大阪市西区九条南 1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304
医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院	596-8522	岸和田市加守町 4 丁目 27-1	072-445-9915	072-445-9791	341

特定診療災害医療センター

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	541-8567	大阪市中央区大手前3丁目1番69号	06-6945-1181	06-6945-1900	500
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	573-0022	枚方市宮之阪三丁目16番21号	072-847-3261	072-840-6206	473
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	583-8588	羽曳野市はびきの3丁目7-1	072-957-2121	072-958-3291	426
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	594-1101	和泉市室堂町840番地	0725-56-1220	0725-56-5682	375

市町村災害医療センター（災害拠点病院等と重複指定の医療機関は省略）…※北摂地域を抜粋

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
市立池田病院	563-8510	池田市城南3-1-18	072-751-2881	072-754-6374	364
箕面市立病院	562-0014	箕面市萱野5-7-1	072-728-2001	072-728-8232	317
市立豊中病院	560-8565	豊中市柴原町4-14-1	06-6843-0101	06-6858-3531	613
市立吹田市市民病院	564-8567	吹田市岸部新町5番7号	06-6387-3311	06-6380-5825	431
大阪府豊能郡豊能町国民健康保険診療所	563-0219	豊能郡豊能町余野61-1	072-739-0004	072-739-0217	0
能勢町国民健康保険診療所	563-0122	豊能郡能勢町上田尻605-1	072-737-0064	072-737-0064	0

災害医療協力病院…※豊能二次医療圏を抜粋

※★は災害拠点病院、●は市町村災害医療センターを兼ねる医療機関。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
市立池田病院●	563-8510	池田市城南3-1-18	072-751-2881	072-754-6374	364
医療法人マックスール異病院	563-0031	池田市天神1-5-22	072-763-5100	072-763-5145	75
医療法人互恵会池田回生病院	563-0053	池田市建石町8-47	072-751-8001	072-751-4191	97
社会医療法人北斗会 さわ病院	561-0803	豊中市城山町1-9-1	06-6865-1211	06-6865-1261	455
医療法人豊済会 小曽根病院	561-0814	豊中市豊南町東2-6-4	06-6332-0135	06-6332-1644	557
市立豊中病院●	560-8565	豊中市柴原町4-14-1	06-6843-0101	06-6858-3531	613
関西メデイカル病院	560-0083	豊中市新千里西町1丁目1番7の2号	06-6836-1199	06-6836-1198	225
大阪脳神経外科病院	561-0836	豊中市庄内宝町2-6-23	06-6333-0080	06-6332-8540	122
医療法人善正会 上田病院	561-0833	豊中市庄内幸町4-28-12	06-6334-0831	06-6332-8022	94
医療法人蔵春堂 小西病院	561-0802	豊中市曾根東町2丁目9番14号	06-6862-1701	06-6864-2220	37

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
医療法人若葉会 豊中若葉会病院	560-0003	豊中市東豊中町 5-13-18	06-6856-9550	06-6856-9554	115
社会医療法人彩樹 豊中緑ヶ丘病院	560-0004	豊中市少路 1 丁目 8 番 12 号	06-6853-1700	06-6853-1750	60
医療法人篤友会 千里山病院	561-0871	豊中市東寺内町 5-25	06-6385-2395	06-6337-8258	59
医療法人松柏会榎坂病院	564-0063	吹田市江坂町 4-32-1	06-6384-3365	06-6384-3446	360
社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会吹田病院	564-0013	吹田市川園町 1 番 2 号	06-6382-1521	06-6382-2498	440
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター	564-8565	吹田市岸部新町 6 番 1 号	06-6170-1070	06-6170-1602	550
医療法人タイワ会大和病院	564-0062	吹田市垂水町三丁目 22 番 1 号	06-6380-1981	06-6380-2568	171
社会医療法人愛仁会 井上病院	564-0053	吹田市江の木町 16 番 17 号	06-6385-8651	06-6386-1131	127
社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院★	565-0862	吹田市津雲台 1 丁目 1 番 6 号	06-6871-0121	06-6871-0130	343
市立吹田市民病院●	564-8567	吹田市岸部新町 5 番 7 号	06-6387-3311	06-6380-5825	431
医療法人協和会協和会病院	564-0001	吹田市岸部北 1-24-1	06-6339-3455	06-6339-0787	301
医療法人沖繩徳洲会 吹田徳洲会病院	565-0814	吹田市千里丘西 21 番 1 号	06-6878-1110	06-6878-5222	365

災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

（令和2年7月14日）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、供与	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は 1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間					備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内					1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏 18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	
		全壊	冬 31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	
		半壊	夏 6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	
		半壊	冬 10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内			患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内			妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内			1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により 応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内		災害発生の日から1ヵ月以内					

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,800円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技 士、歯科衛生士 15,900円以内 保健師、助産師、看護師、 准看護師 15,700円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術、建築技術者 15,500円以内 大工 26,300円以内 左官 27,000円以内 とび職 24,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

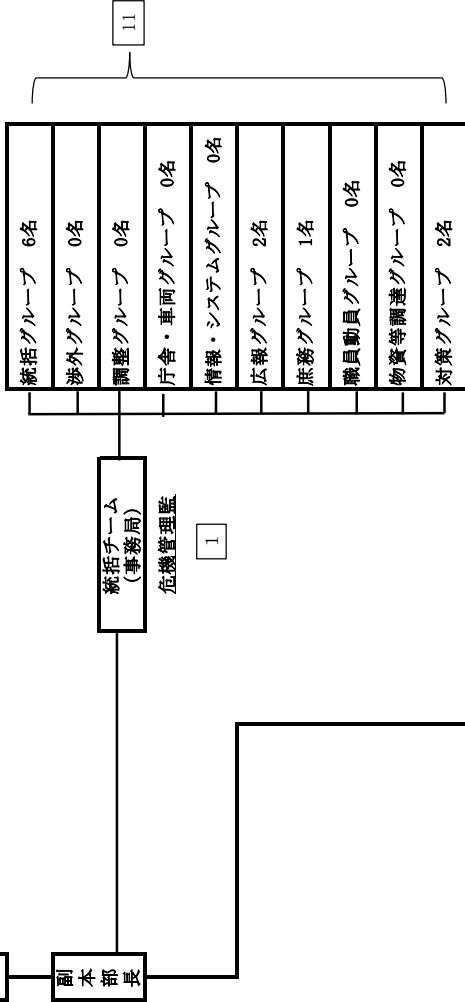
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

令和3年度 豊中市風水害対策本部機構図 A-1号配備

A-1号配備

風水害対策本部
副本部長
11名
統括グループ 6名
渉外グループ 0名
調整グループ 0名
庁舎・車両グループ 0名
情報・システムグループ 0名
広報グループ 2名
庶務グループ 1名
職員動員グループ 0名
物資等調達グループ 0名
対策グループ 2名

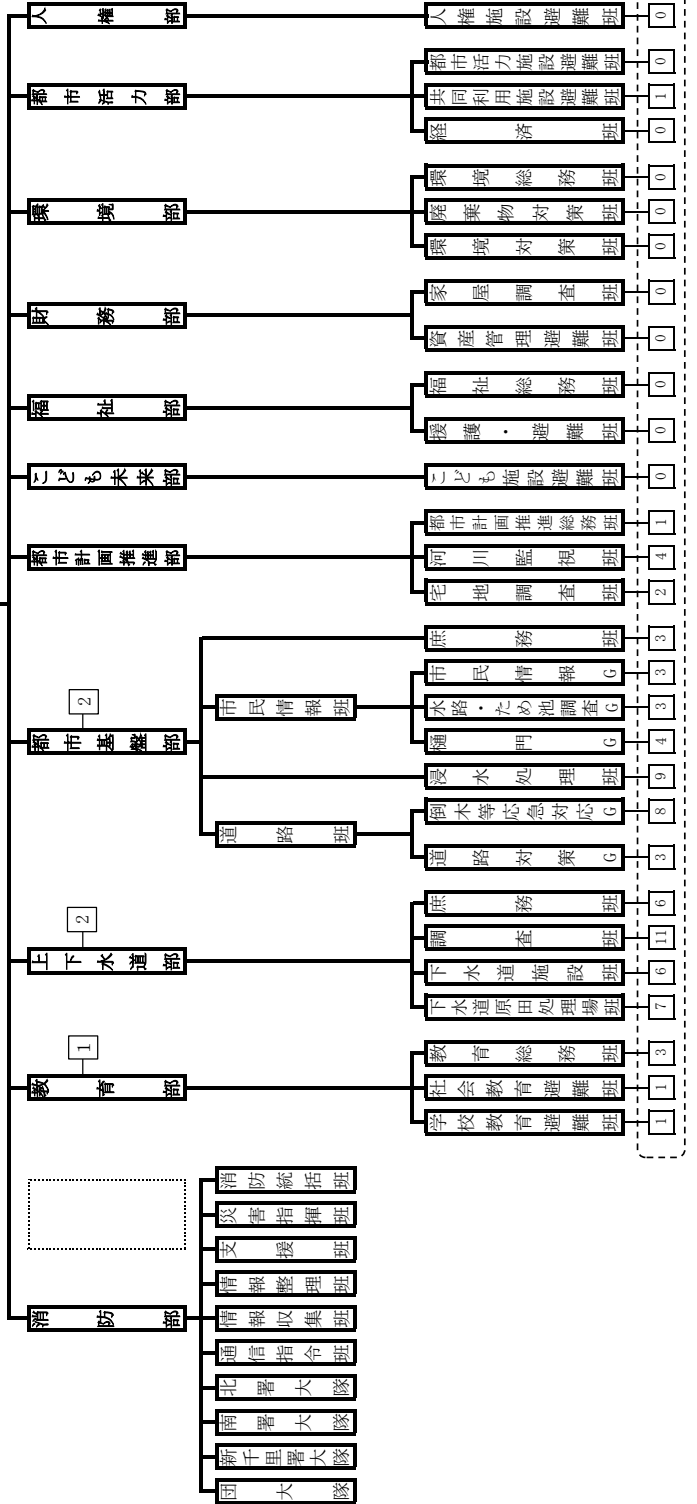
(※消防部動員数除く)



各口内の職員数合計

93

※都市基盤部長・副部長
上下水道部長・副部長
教育部長
統括チーム長 を含む



※班長・G長含む

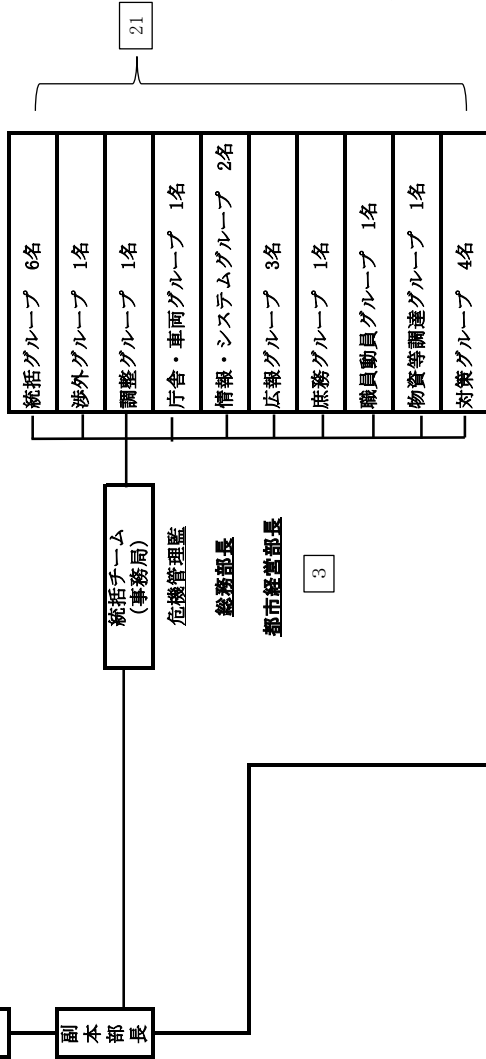
76

令和3年度 豊中市風水害対策本部機構図 A-2号配備

A-2号配備

風水害対策本部 160名

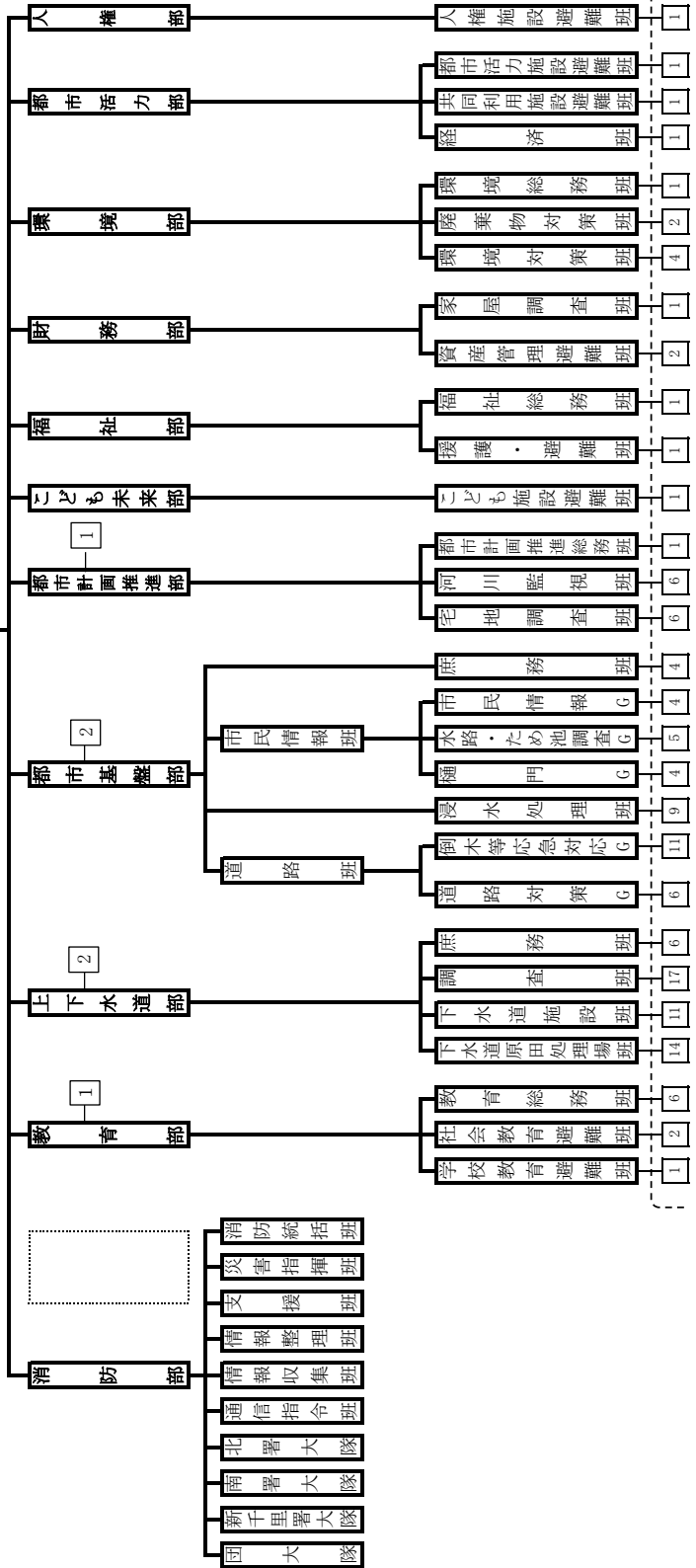
(※消防部動員数除く)



各口内の職員数合計

160

※都市基盤部長・副部長
上下水道部長・副部長
教育部長
統括チーム長 を含む



※班長・G長含む

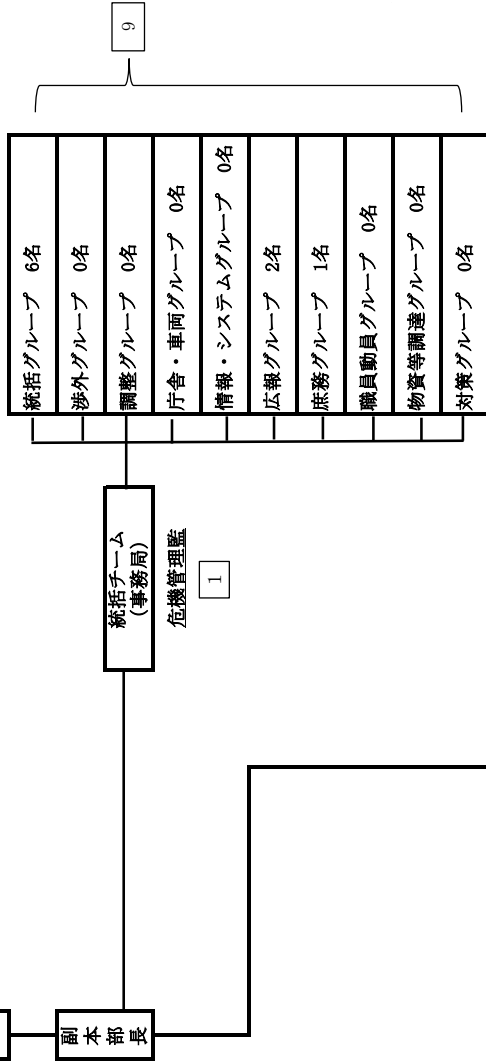
130

令和3年度 豊中市風水害対策本部機構図 B号配備(土砂災害対策)

B号配備

風水害対策本部 48名

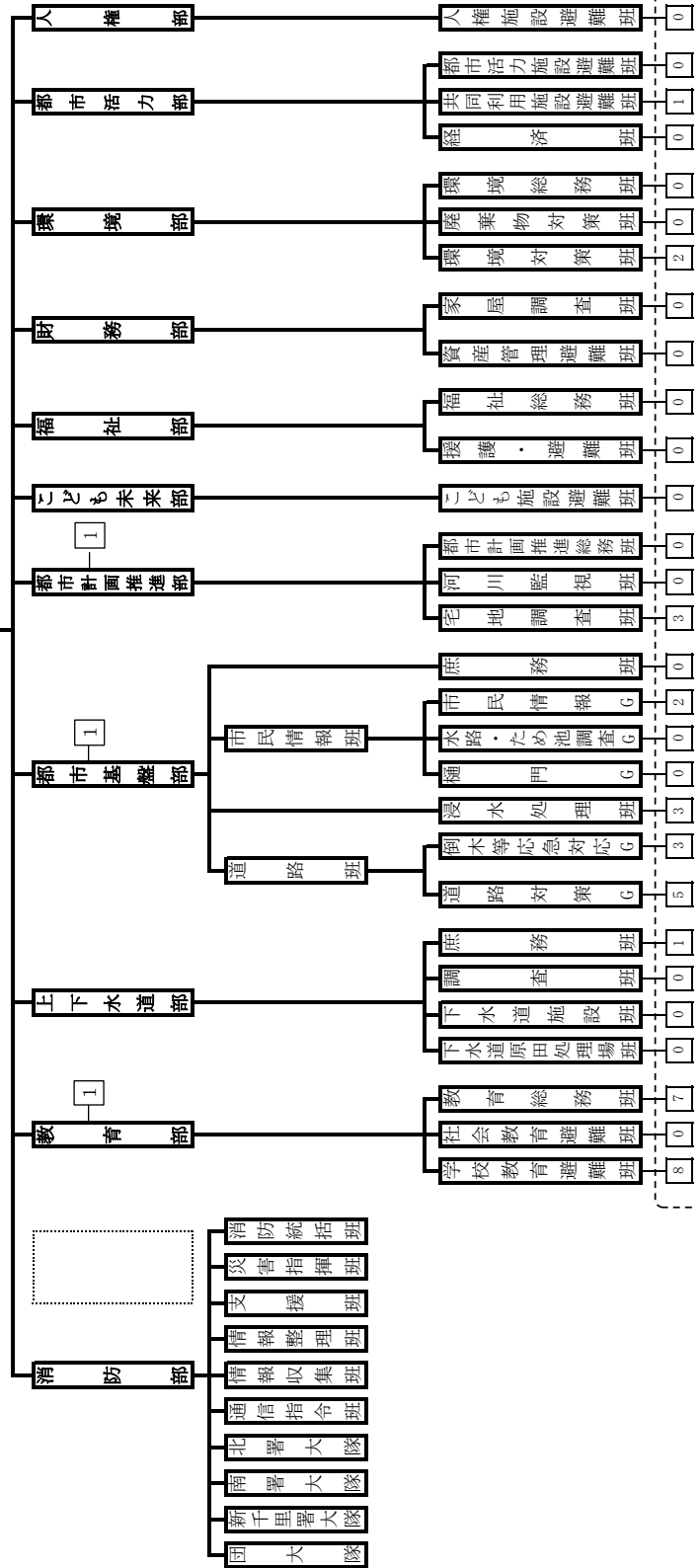
(※消防部動員数除く)



各口内の職員数合計

48

※都市基盤部長・副部長
上下水道部長・副部長
教育部長
統括チーム長 を含む



※班長・G長含む

35

令和4年度 風水害対策本部業務分担

	班 名 班 長	担 当 課 (A-1配備-A-2配備-B配備)	業 務 内 容
統括チーム ◎危機管理監 ○総務部長 ○都市経営部長	統括グループ 危機管理課長	危機管理課 (6-6-6)	1 本部設置及び廃止に関する事 2 本部会議に関する事 3 対策に係る総合調整に関する事 4 避難指示または勧告等の発令に関する事 5 警戒区域の設定及び解除に関する事
	渉外グループ 行政総務課長	法務・コンプライアンス課 行政総務課(総務管理係・統計係) (0-1-0)	1 関係機関との連絡調整に関する事
	調整グループ 経営計画課長	経営計画課 創造改革課 とよなか都市創造研究所 (0-1-0)	1 各部局が実施する具体的な応急対策の調整に関する事 2 配備指令等、本部の指示命令及び本部情報の各部への情報伝達に関する事 3 対策本部会議の資料作成に関する事
	庁舎・車両グループ 行政総務課主幹(管理担当)	行政総務課(庁舎・車両管理係) (0-1-0)	1 庁舎の管理に関する事 2 庁舎の電話交換及び仮設電話の設置に関する事 3 人員・輸送車両の確保及び運用に関する事
	情報・システムグループ デジタル戦略課長	デジタル戦略課 (0-2-0)	1 対策本部の情報端末の稼働確保及び運用に関する事 2 気象情報等の収集に関する事 3 各部からの情報全般のとりまとめ及び伝達に関する事
	広報グループ 広報戦略課長	広報戦略課 (2-3-2)	1 市民、報道機関等への情報提供及び報道機関との連絡調整に関する事 2 災害記録(写真・ビデオ等)に関する事
	庶務グループ 秘書課長	秘書課 (1-1-1)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事
	職員動員グループ 人材戦略課長	人事課 職員課(職員厚生会) (0-1-0)	1 職員の動員配備の総合調整及び参集状況の取りまとめに関する事 2 教育総務班の応援に関する事
	物資調達グループ 契約検査課長	契約検査課 (0-1-0)	1 市内建設業協会等及び機械等の動員に関する事 2 災害対策に係る物品、応急資機材、災害応急資機材の調達及び工事等の契約に関する事 3 食料、生活必需品等救援物資の調達に関する事
対策グループ 危機事態を所管する部長が指名する職員	都市基盤部 上下水道局 (2-4-0)	1 応急対策の検討及び指示に関する事	
人権部 ◎人権文化政策監 ○参事兼人権政策課長	人権施設避難班 センター館長	人権平和センター (0-1-0)	1 自主避難者に関する事 2 教育総務班の応援に関する事
都市活力部 ◎都市活力部長 ○次長兼スポーツ振興課長	都市活力施設避難班 スポーツ振興課主幹	魅力文化創造課(文化芸術推進係、都市ブランド推進係) スポーツ振興課 (0-1-0)	1 所管施設の避難場所の確保に関する事 2 自主避難者に関する事 3 教育総務班の応援に関する事
	共同利用施設避難班 空港課長	空港課 (1-1-1)	1 自主避難者に関する事 2 教育総務班との連絡に関する事
	経済班 産業振興課長	産業振興課 (0-1-0)	1 被害建物(非住家)の調査計画に関する事 2 計画に基づいた部内職員の動員に関する事 3 都市基盤部市民情報班の応援に関する事

令和4年度 風水害対策本部業務分担

	班 名 班 長	担 当 課 (A-1配備-A-2配備-B配備)	業 務 内 容
環境部 ◎環境部長 ○次長兼環境政策課長	環境総務班 環境政策課主幹	環境政策課 (0-1-0)	1 部内各班・統括チームとの連絡調整に関する事 2 部内の他の班に属さないこと
	廃棄物対策班 資源循環長	減量計画課 (0-2-0)	1 災害に伴う廃棄物の収集・処理計画に関する事 2 収集計画による部内職員の動員に関する事
	環境対策班 公園みどり推進課長	公園みどり推進課 (0-4-2)	1 公園関連施設・樹木等の被害調査及び応急対策、 災害復旧に関する事
財務部 ◎財務部長 ○次長兼税務・債権管理長	家屋調査班 固定資産税課長	税務管理課 市民税課 固定資産税課 債権管理課 (0-1-0)	1 被害建物の調査計画に関する事 2 計画に基づいた部内職員の動員に関する事 3 被害建物（住家）の調査に関する事 4 災証明書（被災者用、被災住家用）の発行に関する事
	資産管理避難班 資産管理課主幹	資産管理課 (0-1-0)	1 自主避難者に関する事 2 教育総務班の応援に関する事 3 ため池の点検調査に関する事 4 都市基盤部市民情報班の応援に関する事
福祉部 ◎福祉部長 ○次長兼福祉指導監査課長	福祉総務班 地域共生課長	地域共生課 福祉指導監査課 (0-1-0)	1 部内各班・統括チームとの連絡調整に関する事 2 援護・避難班の応援に関する事 3 部内の他の班に属さないこと
	援護・避難班 福祉事務所長	福祉事務所 障害福祉課 長寿社会政策課 長寿安心課 (0-1-0)	1 開設避難所への救援物資の搬送・配布に関する事 2 要配慮者への対応に関する事
子ども未来部 ◎子ども未来部長 ○次長兼子ども事業課長	子ども施設避難班 子ども事業課主幹	子ども相談課 子ども事業課 子育て給付課 (0-1-0)	1 自主避難者に関する事 2 教育総務班の応援に関する事
都市計画推進部 ◎都市計画推進部長 ○次長	都市計画推進総務班 住宅課長	住宅課 (1-1-0)	1 部内各班・統括チームとの連絡調整に関する事
	河川監視班 都市計画課長	都市計画課 都市整備課 (4-6-0)	1 河川の監視に関する事 (神崎川を除く)
	宅地調査班 建築安全課長	開発審査課 建築審査課 建築安全課 中高層建築調整課 (2-6-3)	1 宅地等の被害状況調査に関する事 2 土砂災害警戒区域等の危険個所の点検に関する事

令和4年度 風水害対策本部業務分担

	班名 班長	担当課 (A-1配備-A-2配備-B配備)	業務内容	
都市基盤部 ◎都市基盤部長 ○次長兼交通政策課長	庶務班 交通政策課主幹	交通政策課 (3-4-0)	1 部内各班・統括チームとの連絡調整に関する事 2 部内職員の動員に関する事 3 部内の他の班に属さないこと	
	市民情報班 基盤管理課長	市民情報グループ (責) 基盤管理課長		
		基盤整備課 基盤管理課 基盤保全課 (3-4-2)	1 市民からの情報受付、記録、報告書作成に関する事 2 雨量、気象情報(河川水位含む)等の収集に関する事 3 府(池田土木事務所)河川部局との連絡調整に関する事 4 維持修繕課との連絡調整に関する事 5 風水害活動の記録に関する事 6 応急対策用資機材の調達要請に関する事 7 業者応援の要請に関する事	
		水路・ため池調査グループ (責) 基盤保全課主幹		
		基盤整備課 基盤管理課 基盤保全課 (3-5-0)	1 ため池の点検調査に関する事 2 水路の点検調査に関する事 3 維持修繕課との連絡調整に関する事	
	浸水処理班 維持修繕課長	樋門グループ (責) 基盤保全課設備係長		
		基盤保全課 (4-4-0)	1 水門、樋門の開閉に関する事	
	道路班 基盤整備課長	維持修繕課 (9-9-3)	1 道路冠水、家屋の浸水における応急対応(土のう運搬、設置、ポンプ排水等)に関する事 2 水防資機材の調達に関する事 3 浸水被害家屋等の防疫作業に関する事	
		倒木等応急対応グループ (責) 維持修繕課長		
		維持修繕課 (8-11-3)	1 街路樹の倒木対応(応急復旧工事を含む)に関する事	
上下水道部 ◎上下水道局技術部長 ○上下水道局経営部長	庶務班 総務課長	道路対策グループ (責) 基盤保全課長		
		基盤整備課 基盤管理課 基盤保全課 (3-6-5)	1 市管理道路の点検、街路樹の倒木等調査に関する事 2 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関する事 3 維持修繕課との連絡調整に関する事	
		総務課 経営企画課 お客さまセンター 窓口課 給排水サービス課 (6-6-1)	1 局職員の動員に関する事 2 局内各班・統括チームとの連絡調整に関する事 3 情報受付・記録、報告書作成(市民情報班と連携)に関する事 4 応急対策用資機材の調達要請(都市基盤部庶務班と連携)に関する事 5 停電断水に関する事	
		調査班 下水道建設課長	下水道建設課 下水道管理課 水道建設課 水道維持課 (11-17-0)	1 浸水被害現地の調査(簡易な処理含む)に関する事 2 都市基盤部水路ため池調査グループとの連絡調整に関する事
下水道施設班 下水道施設課長	下水道施設課 (6-11-0)	1 庄内処理場及び市内各ポンプ場の運転操作に関する事		
下水道原田処理場班 事務所長	猪名川流域 下水道事務所 (7-14-0)	1 原田処理場の運転操作に関する事		

令和4年度 風水害対策本部業務分担

	班 名 班 長	担 当 課 (A-1配備-A-2配備-B配備)	業 務 内 容
教育部 ◎教育委員会事務局長 ○教育政策監	教育総務班 教育総務課長	教育総務課 学校施設管理課 学務保健課 (3-6-7)	1 自主避難受入れ施設の調整に関する事 2 自主避難者状況等の取りまとめに関する事 3 避難勧告等に伴う指定避難施設の開設に関する事
	社会教育避難班 社会教育課長	社会教育課 読書振興課 中央公民館 (1-2-0)	1 教育委員会施設の避難場所の確保に関する事 2 教育総務班の応援に関する事
	学校教育避難班 学校教育課長	教職員課 学校教育課 児童生徒課 学び育ち支援課 小学校 中学校 (1-1-8)	1 教育委員会施設の避難場所の確保に関する事 2 教育総務班の応援に関する事
消防部 ◎消防局長 ○消防局次長			1 消防計画に定める水防活動に関する事

※水防本部機構のみでは対応できない事態が生じた場合は、本部長の指示により、災害対策本部機構に基づき水防本部体制の充実を図る。

豊中市関係水防倉庫一覧表

(令和4年3月1日現在)

管理	倉庫名 (所在地)	構造	床面積 [㎡]	種類	備考
豊中市 都市基盤部 維持修繕課	利倉 (豊中市利倉2-192)	軽量鉄骨2階建 スレート葺	109.05	専用	水防用 資材
	野田 (豊中市稲津町1)	プレハブ平屋建	28.00	専用	水防用
	桜井谷 千里川左岸 (豊中市向丘2-453-1)	鉄筋コンクリート造	28.77	専用	水防用
淀川右岸水防 事務組合	渡場 (豊中市豊南町東3)	木造中2階 カラーベスト葺	66.12	専用	水防用
	庄内 (豊中市神州町)	軽量鉄骨2階建 波型カラー鉄板葺	40.42	専用	水防用
	中之島 (豊中市二葉町)	軽量鉄骨2階建 スレート葺	37.98	専用	水防用

水 防 用 資 機 材 一 覧 表

(令和4年3月1日現在)

種 別	都市基盤部	北消防署	南消防署	消防団	合 計
1. 救命衣	40			280	330
2. 土のう	7000	346	418		6,764
3. ビニール袋	1,600				1,600
4. 山土 [m ³]	10				10
5. ビニールロープ(細) [巻]					0
6. ロープ(命綱を含む)	16			28	16
7. 掛矢 [丁]	33	8	10	10	67
8. スコップ [丁]	290	58	30	53	411
9. 蛸 [丁]	24	8	4	8	45
10. 鋸 [丁]	23	5	14		42
11. 鎌 [丁]	140	9	20		69
12. クリッパー [丁]	19				19
13. 2.4m杭 [本]	700				400
14. 2.0m杭 [本]	1600				600
15. 1.0m杭 [本]	200				800
16. ホース [本]	0				0
17. バール [丁]	21				21
18. ハンマー [丁]	17	6	11		34
19. チス	25				25
20. セット [丁]	17				17
21. ツルハシ [丁]	40	17	8	14	89
22. 皿籠 [丁]	32				32
23. 発電機 [台]	10				10
24. 水中ポンプ(ホース付)	12				12
25. エンジン付ポンプ	6				5
26. 鳶口小(大)	25				25
27. 一輪車	22				22
28. 手鉤(大・小を含む)	158				158
29. フォーク	43				43
30. シノ	40				40
31. 備中鍬	22				22
32. 投光器	20				35
33. ボート	1	1	1		3
34. ビニールシート	300				300
35. 強力ライト	7				7

※消防関係については、水防用のみ記載。

水防区域一覽表

河川	関係土木事務所	担当水防管理団体	C 要水防区域		B 重要水防区域		A 特に重要な水防区域		水防区域延長合計 m
			区	延長	区	延長	区	延長	
天竺川	池田	豊中市			自 神崎川合流点 至 一級河川区域	5,009	自 砂畑橋上流90m 至 谷田橋上流30m	2,600	7,609
	池田	豊中市			自 神崎川合流点 至 一級河川区域	5,560	自 天竺橋上流10m 至 熊野田上橋上流0m	2,100	
兔川	池田	豊中市			自 東豊中橋下流30m 至 一級河川区域	297	自 天竺川合流点 至 東豊中橋下流30m	1,230	1,527
	池田	豊中市			自 東豊中橋下流30m 至 一級河川区域	303	自 天竺川合流点 至 東豊中橋下流30m	1,230	
千里川	池田	豊中 箕面市			自 猪名川合流点 至 一級河川区域	10,727			10,727
	池田	豊中 箕面市			自 猪名川合流点 至 一級河川区域	10,665			
猪名川	池田	池田市			自 管理区域始点 至 兵庫県境	450			450
旧猪名川	池田	豊中市			自 神崎川合流点 至 一級河川区域	1,425			1,425
高川	池田	豊中市			自 神崎川合流点 至 暗渠出口	2,314	自 高川橋下流50m 至 念仏橋下流120m 自 暗渠出口 至 一級河川区域	1,950	4,264
	池田	豊中市			自 神崎川合流点 至 暗渠出口	1,290	自 高川橋下流50m 至 新石橋下流100m 自 暗渠出口 至 一級河川区域	2,950	
神崎川	池田	大阪市					自 高川合流点下流 至 江口橋	7,143	7,143
	池田	淀川右岸水防事務組合 吹田市					同上	5,981	

淀川右岸水防事務組合区域図



樋 門 管 理 者 名 簿

(平成 31年 3月 1日 現在)

樋 門 名	所 在 地	所 管	操 作	摘 要
落合自動堰	上新田1-1	豊中市 (資産管理課)	地 元	天竺川上新田落合橋上流
城 前	原田南1-15	豊中市 (基盤保全課)	地 元	
利 倉 (転倒ゲート)	利倉2-17	豊中市 (基盤保全課)	地 元	
新寸賀尻樋門	名神口3-6	豊中市 (基盤保全課)	豊中市 (基盤保全課)	豊能南部排水幹線水路の 旧猪名川への合流点
石 橋	服部寿町4-4	豊中市 (基盤保全課)	地 元	
穂 積 橋	穂積2-6	豊中市 (基盤保全課)	地 元	
穂 積	穂積2-7	豊中市 (基盤保全課)	地 元	
2 号 樋 門	穂積2-16	豊中市 (基盤保全課)	豊中市 (基盤保全課)	中央幹線下水路敷 (穂積ポンプ場西)
寸賀尻樋門	名神口3-2	豊中市 (基盤保全課)	豊中市 (基盤保全課)	中央幹線下水路の 旧猪名川への合流点
皿 池 樋 門	南桜塚4-19	豊中市 (基盤保全課)	地 元	中央幹線下水路敷 (皿池公園東側)
十ノ坪樋門	原田西町	大阪航空局 大阪空港事務所	関西エアポート 株式会社	空港外周水路猪名川合流点
原田終末処理 場排水樋門	原田西町	上下水道局 (原田処理場)	原田処理場	原田終末処理場内
利倉南排水 樋 門	利倉西2	上下水道局 (庄内処理場)	庄内処理場	猪名川への合流点 (利倉ポンプ場)
旧猪名川 防潮水門	尼崎市戸ノ内	豊中市 (基盤保全課)	豊中市 (基盤保全課)	旧猪名川と神崎川の合流点 (大阪府兵庫県より 維持操作を受託管理)

角 落 設 置 場 所

(平成 31年 3月 1日 現在)

角 落 名	所 在 地	管 理 者	摘 要
砂畑橋角落	庄内東町5-9 先 豊南町西5-15 先	庄内東消防分団 小曾根消防分団	天竺川左・右岸(砂畑橋)

水 防 信 号 設 置 施 設 一 覧 表

(令和3年4月1日 現在)

(水防機関)

名 称	位 置	備 考
豊中市千里川水位情報システム	千里園 1 - 9	下流より
	千里園 3 - 1	
	千里園 3 - 6	上流へ

(消防機関)

	名 称	位 置	備 考
1	豊中市北消防署	岡上の町 1 - 8 - 2 4	
2	〃 〃 原田出張所	原田元町 3 - 9 - 6	
3	〃 〃 蛭池出張所	蛭池西町 1 - 2 5 - 1 0	
4	〃 南消防署	庄内幸町 5 - 7 - 1	
5	〃 〃 服部出張所	服部本町 4 - 1 - 7	
6	〃 新千里消防署 桜井谷出張所	西緑丘 1 - 1 - 1 4	
7	〃 〃 東泉丘出張所	東泉丘 4 - 6 - 7	
8	豊中市消防団克明分団	岡町北 3 - 4 - 3	
9	〃 桜塚分団	中桜塚 2 - 2 8 - 8	
10	〃 大池分団	本町 1 - 7 - 4	
11	〃 蛭池分団	蛭池中町 3 - 9 - 2 0	R4.2時点使用不可 R5年度末竣工予定
12	〃 桜井谷分団	桜の町 3 - 3 - 1 3	
13	〃 熊野田分団	熊野町 4 - 3 - 2 7	
14	〃 上新田分団	上新田 1 - 6 - 1 1	
15	〃 中豊島分団	服部本町 4 - 1 - 5	
16	〃 〃	長興寺南 3 - 5 - 1	
17	〃 南豊島分団	勝部 2 - 6 - 3 3	
18	〃 〃	原田元町 2 - 6 - 1 8	
19	〃 豊島分団	服部寿町 1 - 3 - 1	
20	〃 〃	利倉 1 - 1 1 - 2 0	
21	〃 小曾根分団	小曾根 1 - 7 - 1 0	
22	〃 庄内北分団	庄内東町 3 - 8 - 1 6	
23	〃 〃	庄内栄町 1 - 2 0 - 1 2	
24	〃 庄内東分団	大黒町 3 - 1 3 - 2 0	
25	〃 〃	庄内東町 5 - 1 0 - 1 8	
26	〃 庄内西分団	庄本町 3 - 2 - 1 9	
27	〃 〃	大島町 2 - 6 - 1 0	

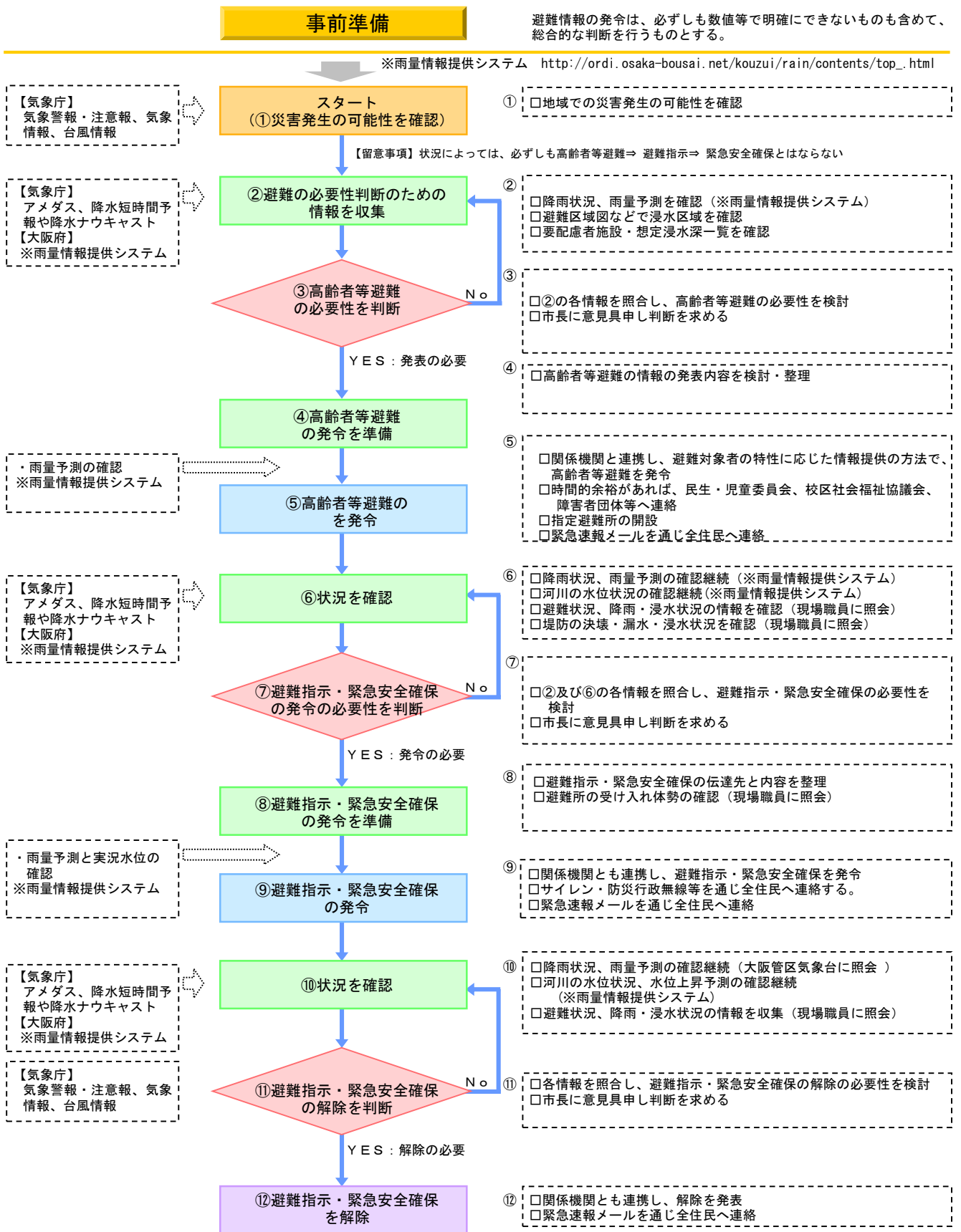
水 防 工 法 一 覧 表

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材		
水	越	積土のう 工法	堤防天端に土のうを所要の 高さに積み上げる	一般河川	土のう、杭又は竹	
	越	せき板工法	堤防天端に杭を打ち、せき 板を固定する	都市周辺河川 (土のうの入手 困難)	杭、板、くぎ	
	越	鋼板防護 工法	支柱を鋼板に通して天端に 打ち込む		鋼板、支柱、アタッ チメント、鉄線	
	越	じゃかご 積み工法	堤防天端にじゃかごを横積 みにする	急流河川	鉄線じゃかご、詰 石、 防水シート	
	水	裏むしろ 張り工法	堤防裏のり面をむしろで被 覆する	あまり高くない 堤体の固い箇所	むしろ又はシート 杭、 竹、土のう、ロープ	
	水	裏のり防護 工法	堤防裏のり面をむしろで被 覆する	都市周辺河川	むしろ又はシート、 土のう	
	水	裏のり積み 土のう工法	胸壁護岸の裏のりから土の うを積み上げる		土のう	
	水	吸水性ゲル 水のう工法	水を吸収させ、膨張した水 のうを並べる	地下鉄、建物な どの都市施設の 水害現場	吸水性ゲル水のう	
	水	改良積み 土のう工法	堤防天端に杭を打ち、シー トを張り裏に土のうを積む		杭、防水シート、 土のう	
水	漏	川	詰め土のう 工法	川表の吸込口に土のうを積 む	一般河川（水深 の浅い所、構造 物のある所）	土のう、なわ、杭、
		川	むしろ張り 工法	川表の吸い込み面にむしろ を張る	一般河川の水深 の浅い所	竹、なわ、むしろ又 はシート、土のう
		川	たたみ張り 工法	川表の吸い込み面にたたみ を張る	一般河川の水深 の浅い所	たたみ、土のう、 なわ、杭
		川	継ぎむしろ 張り工法	川表の吸い込み面に継ぎむ しろを張る	一般河川の漏水 面の広い所	むしろ、なわ、杭、 ロープ、竹、土の う
		川	シート張り 工法	川表の漏水面に防水シート を張る	都市周辺河川	防水シート、鉄パイ プ、杭、ロープ、 土のう
	漏	川 裏	釜段工法	裏小段、裏のり先平地に円 形に土のうを積み上げる	一般河川	土のう、むしろ、杭
		水マット式 釜段法	かまつき土のうの代わり に、 ビニロン帆布製中空円形の 水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう 入手困難)	水のう、ポンプ、 鉄パイプ、樋	

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材	
漏水	川	鉄板式かまつき工法	かまつきの土のうの代わりに、鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、鉄パイプ、樋
	裏	月の輪工法	裏小段、裏のり先にかかるように、半円形に土のうを積み上げる	一般河川	土のう、むしろ、杭、樋
		水マット式月の輪工法	月の輪工法の土のうの代わりに、ビニロン帆布製の土のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	水のう、ポンプ、鉄パイプ、樋
		導水むしろ張り工法	裏のり、犬走り等にむしろを張る	越流堤(漏水の少ない箇所)	むしろ又はシート、土のう、丸太又は竹
		たる伏せ工法	裏小段、裏のり先地に、底抜きたる又は桶を置く	一般河川	たる又は桶、土のう、むしろ又はシート
洗掘	むしろ・たたみ・継ぎむしろ・シート張り工法	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	捨て土のう・捨て石工法	裏のり面決壊箇所に土のう又は大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	木流し工法	樹木又は竹におもり土のうを付け、洗掘部を覆う	急流河川	樹木、土のう、なわ、杭	
	竹網流し工法	竹で格子を組み洗掘面に入れ格子内に土のうを入れる	緩流河川	竹、なわ、土のう、杭	
	立てかご工法	じゃかごをのり面に縦に配置し、洗掘面を覆う	急流河川 砂利堤防	じゃかご、石、杭、ロープ、鉄線	
決壊	わく入れ工法	深掘れ箇所に川倉、牛わく鳥脚等を投入する	急流河川	丸太、じゃかご、石、杭、ロープ、鉄線	
	築きまわし工法	裏のりが洗掘されたとき堤防断面の不足を補うため、裏のりに土のうを入れて補強する	凸側堤防 他の工法の併用	杭、竹、土のう、土砂	
	ソルコマット活用工法	ソルコマットで洗掘面を覆う	緩流河川	ソルコマット、クレーン	

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主に使用する資材		
裏のり崩壊	亀裂	びょうぶ返し工法	竹を骨材として、これに藁等をあて屏風状のものを作り、川表の洗掘面を覆う	比較的緩流河川	竹、わら、なわ、土のう、鉄線	
		竹さし竹工法	裏のり面の亀裂が浅いとき、のり面がすべらないように	粘土質堤防	竹杭、土のう	
		力杭工法	竹をさす裏のり先付近に杭を打込む	粘土質堤防	杭、土のう	
		五徳縫い工法	裏のり面の亀裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ	
		かご止め工法	裏のりに菱形に杭を打ち、竹又は鉄線で連結する	砂質堤防	杭、竹、土のう、鉄線	
	崩壊	崩	杭打ち積み土のう工法	裏のり面に杭を打ち並べ中に土のうを入れる	砂質堤防	杭、布木、土のう、鉄線
			土のう羽口工法	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	土のう、竹又は杭
		壊	つなぎ杭打ち工法	裏のり面に杭を数列打ち、これを鉄線で連結して中に土のうを入れる	一般堤防	杭、土のう、鉄線
			柵かき詰め土のう工法	つなぎ杭打ちとほぼ同じで、柵を作る	一般堤防	杭、竹、そだ、布木、土のう
	亀裂		立てかご工法	裏のり面にじゃかごを立て、被覆する	急流河川	じゃかご、詰石、杭、そだ
築きまわし工法			裏のり面に杭打ちさくを作り中に土のうを入れる	一般堤防	杭、さく材、布木、土のう	
天端		折り返し工法	天端の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし、折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、なわ	
		杭打ちつなぎ工法	折り返し工法の竹の代わりに杭と鉄線を用いる	砂質堤防	杭、鉄線	
天端～裏のり		控え取り工法	亀裂が天端から裏のりに及んでいるとき、両端に杭を打ち竹で連結して土のうで押さえる	粘土質堤防	竹、土のう、なわ	
		継ぎ縫い工法	亀裂が天端から裏のりに及んでいるとき、両端に杭を打ち、竹で連結して土のうで押さえる	砂質堤防	杭、竹、土のう、なわ	
		ネット張亀裂防止工法	継ぎ縫い工法のうち、竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	杭、鉄線、土のう	

避難情報の判断・伝達の流れ



高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保 広報文例

○避難情報の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮して、防災行政無線や広報車、報道各社への放送要請、Lアラートの活用、市ホームページへの掲載、電子メールによる送信などで行うとともに、自主防災組織、自治会、民生委員等への電話・FAXなど様々な手段により行う。

災害種別	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	解除
猪名川 [洪水]	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 猪名川が増水し氾濫するおそれがあるため、次の地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 対象地区は、稲津町1～3丁目、原田元町1～3丁目、原田西町、原田中1・2丁目、原田南1・2丁目、今在家町、三国1・2丁目、三和町1～4丁目、勝部2丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄内宝町1～3丁目、庄本町1～4丁目、上津島1～3丁目、神州町、千成町1～3丁目、曾根西町2丁目、曾根南町2・3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、南空港町、二葉町1～3丁目、日出町1・2丁目、服部寿町1・2・4・5丁目、服部西町1～5丁目、服部南町1・3・4・5丁目、服部豊町2丁目、穂積1・2丁目、名神口1～3丁目、野田町、利倉1～3丁目、利倉西1・2丁目、利倉東1・2丁目です。 高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 猪名川が増水し氾濫するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 対象地区は、稲津町1～3丁目、原田元町1～3丁目、原田西町、原田中1・2丁目、原田南1・2丁目、今在家町、三国1・2丁目、三和町1～4丁目、勝部2丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄内宝町1～3丁目、庄本町1～4丁目、上津島1～3丁目、神州町、千成町1～3丁目、曾根西町2丁目、曾根南町2・3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、南空港町、二葉町1～3丁目、日出町1・2丁目、服部寿町1・2・4・5丁目、服部西町1～5丁目、服部南町1・3・4・5丁目、服部豊町2丁目、穂積1・2丁目、名神口1～3丁目、野田町、利倉1～3丁目、利倉西1・2丁目、利倉東1・2丁目です。 避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 猪名川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 (河川氾濫を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 猪名川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、稲津町1～3丁目、原田元町1～3丁目、原田西町、原田中1・2丁目、原田南1・2丁目、今在家町、三国1・2丁目、三和町1～4丁目、勝部2丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄内宝町1～3丁目、庄本町1～4丁目、上津島1～3丁目、神州町、千成町1～3丁目、曾根西町2丁目、曾根南町2・3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、南空港町、二葉町1～3丁目、日出町1・2丁目、服部寿町1・2・4・5丁目、服部西町1～5丁目、服部南町1・3・4・5丁目、服部豊町2丁目、穂積1・2丁目、名神口1～3丁目、野田町、利倉1～3丁目、利倉西1・2丁目、利倉東1・2丁目です。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。猪名川の水位上昇により発令していた△△△△を●時●分解除します。</p>
淀川 [洪水]	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 淀川が増水し氾濫するおそれがあるため、次の地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 対象地区は、大島町3丁目11です。 高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 淀川が増水し氾濫するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 対象地区は、大島町3丁目11です。 避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 淀川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 (河川氾濫を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 淀川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、大島町3丁目11です。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。淀川の水位上昇により発令していた△△△△を●時●分解除します。</p>

災害種別	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	解除
神崎川 [洪水]	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 神崎川が増水し氾濫するおそれがあるため、次の地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>対象地区は、稲津町1～3丁目、今在家町、三国1・2丁目、三和町1～4丁目、小曽根1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄内宝町1～3丁目、庄本町1～4丁目、上津島1～3丁目、神州町、千成町1～3丁目、曾根南町2・3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、二葉町1～3丁目、日出町1・2丁目、浜1～4丁目、服部寿町1～5丁目、服部西町1～5丁目、服部南町1～5丁目、服部豊町2丁目、穂積1・2丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1・3・4丁目、名神1～3丁目、野田町、利倉1～3丁目、利倉東1・2丁目です。</p> <p>ご高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 神崎川が増水し氾濫するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>対象地区は、稲津町1～3丁目、今在家町、三国1・2丁目、三和町1～4丁目、小曽根1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄内宝町1～3丁目、庄本町1～4丁目、上津島1～3丁目、神州町、千成町1～3丁目、曾根南町2・3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、二葉町1～3丁目、日出町1・2丁目、浜1～4丁目、服部寿町1～5丁目、服部西町1～5丁目、服部南町1～5丁目、服部豊町2丁目、穂積1・2丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1・3・4丁目、名神1～3丁目、野田町、利倉1～3丁目、利倉東1・2丁目です。</p> <p>避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 神崎川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>(河川氾濫を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 神崎川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、稲津町1～3丁目、今在家町、三国1・2丁目、三和町1～4丁目、小曽根1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄内宝町1～3丁目、庄本町1～4丁目、上津島1～3丁目、神州町、千成町1～3丁目、曾根南町2・3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、二葉町1～3丁目、日出町1・2丁目、浜1～4丁目、服部寿町1～5丁目、服部西町1～5丁目、服部南町1～5丁目、服部豊町2丁目、穂積1・2丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1・3・4丁目、名神1～3丁目、野田町、利倉1～3丁目、利倉東1・2丁目です。</p> <p>避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。神崎川の水位上昇により発令していた△△△△を●時●分解除します。</p>
千里側 [洪水]	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 千里川が増水し氾濫するおそれがあるため、次の地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>対象地区は、原田中1・2丁目、原田南1・2丁目、桜の町6丁目、今在家町、勝部1・2丁目、上野西4丁目、千里園1～3丁目、曾根南町3丁目、走井2丁目、刀根山3丁目、南空港町、服部寿町4丁目、服部西町5丁目、本町2・3丁目、利倉1～3丁目、利倉東1・2丁目です。</p> <p>ご高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 千里川が増水し氾濫するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。対象地区は、原田中1・2丁目、原田南1・2丁目、桜の町6丁目、今在家町、勝部1・2丁目、上野西4丁目、千里園1～3丁目、曾根南町3丁目、走井2丁目、刀根山3丁目、南空港町、服部寿町4丁目、服部西町5丁目、本町2・3丁目、利倉1～3丁目、利倉東1・2丁目です。</p> <p>避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 千里川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>(河川氾濫を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 神崎川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、原田中1・2丁目、原田南1・2丁目、桜の町6丁目、今在家町、勝部1・2丁目、上野西4丁目、千里園1～3丁目、曾根南町3丁目、走井2丁目、刀根山3丁目、南空港町、服部寿町4丁目、服部西町5丁目、本町2・3丁目、利倉1～3丁目、利倉東1・2丁目です。</p> <p>避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。千里川の水位上昇により発令していた△△△△を●時●分解除します。</p>

災害種別	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	解除
<p>天竺川 ・兎川 [洪水]</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 天竺川・兎川が増水し氾濫するおそれがあるため、次の地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 対象地区は、旭丘、稲津町1～3丁目、熊野町1～4丁目、栗ヶ丘町、広田町、三和町1～4丁目、小曾根1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、上津島1丁目、上野東1・2丁目、城山町1・3・4丁目、新千里南町2・3丁目、神州町、西泉丘1丁目、赤阪、千成町1～3丁目、曾根東町6丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、中桜塚5丁目、長興寺南3・4丁目、長興寺北3丁目、島江町1・2丁目、東泉丘2丁目、東豊中町1・5・6丁目、南桜塚4丁目、二葉町1丁目、日出町1・2丁目、浜1～4丁目、服部元町1・2丁目、服部寿町1～5丁目、服部西町1～4丁目、服部南町1～5丁目、服部豊町1丁目、服部本町1～5丁目、服部緑地、穂積1・2丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1・3丁目、名神口1・2丁目、野田町、夕日丘1～3丁目です。 ご高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 天竺川・兎川が増水し氾濫するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。対象地区は、旭丘、稲津町1～3丁目、熊野町1～4丁目、栗ヶ丘町、広田町、三和町1～4丁目、小曾根1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、上津島1丁目、上野東1・2丁目、城山町1・3・4丁目、新千里南町2・3丁目、神州町、西泉丘1丁目、赤阪、千成町1～3丁目、曾根東町6丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、中桜塚5丁目、長興寺南3・4丁目、長興寺北3丁目、島江町1・2丁目、東泉丘2丁目、東豊中町1・5・6丁目、南桜塚4丁目、二葉町1丁目、日出町1・2丁目、浜1～4丁目、服部元町1・2丁目、服部寿町1～5丁目、服部西町1～4丁目、服部南町1～5丁目、服部豊町1丁目、服部本町1～5丁目、服部緑地、穂積1・2丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1・3丁目、名神口1・2丁目、野田町、夕日丘1～3丁目です。 避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 天竺川・兎川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 (河川氾濫を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 神崎川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、旭丘、稲津町1～3丁目、熊野町1～4丁目、栗ヶ丘町、広田町、三和町1～4丁目、小曾根1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、上津島1丁目、上野東1・2丁目、城山町1・3・4丁目、新千里南町2・3丁目、神州町、西泉丘1丁目、赤阪、千成町1～3丁目、曾根東町6丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、中桜塚5丁目、長興寺南3・4丁目、長興寺北3丁目、島江町1・2丁目、東泉丘2丁目、東豊中町1・5・6丁目、南桜塚4丁目、二葉町1丁目、日出町1・2丁目、浜1～4丁目、服部元町1・2丁目、服部寿町1～5丁目、服部西町1～4丁目、服部南町1～5丁目、服部豊町1丁目、服部本町1～5丁目、服部緑地、穂積1・2丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1・3丁目、名神口1・2丁目、野田町、夕日丘1～3丁目です。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。 天竺川・兎川の水位上昇により発令していた△△△△△を●時●分解除します。</p>
<p>高川 [洪水]</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 高川が増水し氾濫するおそれがあるため、次の地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 対象地区は、寺内2丁目、若竹町1・2丁目、小曾根1～5丁目、浜1～4丁目、服部緑地、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1～4丁目です。 ご高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 高川が増水し氾濫するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 対象地区は、寺内2丁目、若竹町1・2丁目、小曾根1～5丁目、浜1～4丁目、服部緑地、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1～4丁目です。 避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 高川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 (河川氾濫を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 高川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、寺内2丁目、若竹町1・2丁目、小曾根1～5丁目、浜1～4丁目、服部緑地、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1～4丁目です。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。 高川の水位上昇により発令していた△△△△△を●時●分解除します。</p>

災害種別	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	解除
箕面川 [洪水]	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 箕面川が増水し氾濫するおそれがあるため、次の地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>対象地区は、石橋麻田町です。 ご高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 箕面川が増水し氾濫するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。対象地区は、石橋麻田町です。避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</p> <p>ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 箕面川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>(河川氾濫を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 箕面川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、石橋麻田町です。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。箕面川の水位上昇により発令していた△△△△を●時●分解除します。</p>
旧 猪名川 [洪水]	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 旧猪名川が増水し氾濫するおそれがあるため、次の地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>対象地区は、庄内宝町2・3丁目、庄本町1～4丁目、神州町、千成町1～3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、二葉町1～3丁目です。 ご高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 旧猪名川が増水し氾濫するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。対象地区は、庄内宝町2・3丁目、庄本町1～4丁目、神州町、千成町1～3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、二葉町1～3丁目です。 避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</p> <p>ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 旧猪名川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>(河川氾濫を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは豊中市です。 旧猪名川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、庄内宝町2・3丁目、庄本町1～4丁目、神州町、千成町1～3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、二葉町1～3丁目です。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。旧猪名川の水位上昇により発令していた△△△△を●時●分解除します。</p>

災害種別	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	解除
土砂災害	<p>高齢者等避難 緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 土砂災害が発生するおそれがあるため、次の地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 対象地区は、新千里北町2・3丁目、北緑丘1丁目、新千里東町2丁目、上新田1・2・4丁目、新千里西町、緑丘2丁目、東豊中町2・3丁目、新千里南町1・2丁目、東豊中町5丁目、熊野町4丁目、粟ヶ丘、旭丘、西泉丘1・3丁目、東泉丘3・4丁目、春日2丁目、服部緑地、千里山西4丁目、東寺内町、長興寺北2丁目、曾根西町4丁目、宮山町4丁目、待兼山町、柴原町4丁目、刀根山5・6丁目、蛍池東町1丁目です。 高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて、自主的に避難してください。</p>	<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 土砂災害が発生するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 対象地区は、新千里北町2・3丁目、北緑丘1丁目、新千里東町2丁目、上新田1・2・4丁目、新千里西町、緑丘2丁目、東豊中町2・3丁目、新千里南町1・2丁目、東豊中町5丁目、熊野町4丁目、粟ヶ丘、旭丘、西泉丘1・3丁目、東泉丘3・4丁目、春日2丁目、服部緑地、千里山西4丁目、東寺内町、長興寺北2丁目、曾根西町4丁目、宮山町4丁目、待兼山町、柴原町4丁目、刀根山5・6丁目、蛍池東町1丁目です。 避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも急傾斜地から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください</p>	<p>(土砂災害発生が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 大雨特別警報(土砂災害)が発表され、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 (土砂災害発生を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 土砂災害が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、新千里北町2・3丁目、北緑丘1丁目、新千里東町2丁目、上新田1・2・4丁目、新千里西町、緑丘2丁目、東豊中町2・3丁目、新千里南町1・2丁目、東豊中町5丁目、熊野町4丁目、粟ヶ丘、旭丘、西泉丘1・3丁目、東泉丘3・4丁目、春日2丁目、服部緑地、千里山西4丁目、東寺内町、長興寺北2丁目、曾根西町4丁目、宮山町4丁目、待兼山町、柴原町4丁目、刀根山5・6丁目、蛍池東町1丁目です。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。土砂災害発生危険性により発令していた△△△△△を●時●分解除します。</p>
高潮		<p>緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、次の地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 対象地区は、稲津町1～3丁目、今在家町、三国1・2丁目、三和町1～4丁目、小曾根1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄内宝町1～3丁目、庄本町1～4丁目、上津島1～3丁目、神州町、千成町1～3丁目、曾根南町2・3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、二葉町1～3丁目、浜1～4丁目、服部奏町1～5丁目、服部西町1～5丁目、服部南町1～5丁目、服部豊町2丁目、穂積1・2丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1・3・4丁目、名神口1～3丁目、野田町、利倉1～3丁目、利倉東1・2丁目です。 避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。</p>	<p>(高潮氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 (高潮氾濫発生を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！ こちらは、豊中市です。 高潮氾濫が発生したため、次の地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 対象地区は、稲津町1～3丁目、今在家町、三国1・2丁目、三和町1～4丁目、小曾根1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄内宝町1～3丁目、庄本町1～4丁目、上津島1～3丁目、神州町、千成町1～3丁目、曾根南町2・3丁目、大黒町1～3丁目、大島町1～3丁目、島江町1・2丁目、二葉町1～3丁目、浜1～4丁目、服部奏町1～5丁目、服部西町1～5丁目、服部南町1～5丁目、服部豊町2丁目、穂積1・2丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目、北条町1・3・4丁目、名神口1～3丁目、野田町、利倉1～3丁目、利倉東1・2丁目です。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p>	<p>こちらは豊中市です。高潮発生危険性により発令していた△△△△△を●時●分解除します。</p>

災害種別	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	解除
津波		<p>こちらは豊中市です。津波の発生するおそれが高くなっているため、●時●分、警戒レベル4避難指示を発令しました。対象地区は、大島町3丁目11です。</p> <p>直ちに河川から離れ、避難場所等できるだけ高い場所へ緊急に避難してください。</p>		<p>こちらは豊中市です。津波発生の危険性により発令していた△△△△を●時●分解除します。</p>

住民拠点サービスステーション等 一覧

令和3年10月31日現在 計 14,356ステーション

都道府県	市区町村	運営会社等	給油所名	給油所住所(町丁字以下)	電話番号	備考
大阪府	豊中市	旭油業株式会社	千里ニュータウン 給油所	新千里東町1-2-8	06-6832-0372	
大阪府	豊中市	旭油業株式会社	豊南町 給油所	豊南町西3-18-3	06-6334-5596	
大阪府	豊中市	株式会社シェル石油大阪発売所	園田給油所	利倉西2-16-3	06-6862-0003	
大阪府	豊中市	株式会社西日本宇佐美	豊中第2給油所	箕輪2丁目3番1号	06-6842-0005	
大阪府	豊中市	株式会社西口興産	服部 給油所	服部西町4-1-16	06-6864-2441	
大阪府	豊中市	松屋町サービスステーション株式会社	蛍ヶ池 給油所	蛍池東町4-6-5	06-6852-4609	
大阪府	豊中市	株式会社宇佐美エナジー	EneJet豊中給油所	長興寺南1-1-43	06-6863-1662	
大阪府	豊中市	株式会社宇佐美エナジー	セルフ豊中桜塚給油所	南桜塚2-11-15	06-6857-8666	
大阪府	豊中市	ヒラオカ石油株式会社	豊中少路 給油所	上野坂2-17-1	06-6846-6846	
大阪府	豊中市	ヒラオカ石油株式会社	豊南町給油所	豊南町西4-7-8	06-6332-6418	
大阪府	豊中市	豊中カクタス株式会社	PIER89 給油所	北桜塚4-17-1	06-6854-0089	
大阪府	豊中市	株式会社シェル石油大阪発売所	東豊中給油所	上野東3-1-1	06-6854-1452	
大阪府	豊中市	国際油化株式会社	セルフ中環豊中給油所	柴原町2-8-15	06-6843-8685	
大阪府	豊中市	株式会社ENEOSフロンティア	Dr. Drive千里中央店給油所	新千里東町2丁目2-1	06-6831-7100	
大阪府	豊中市	株式会社ENEOSフロンティア	Dr. Driveセルフ豊中桜塚店給油所	北桜塚3丁目8-24	06-6854-6655	
大阪府	豊中市	株式会社ENEOSフロンティア	Dr. Driveセルフ豊中西店給油所	原田中1丁目8番8号	06-6841-9571	
大阪府	豊中市	株式会社大丸油業	エアポート西豊中SS 給油所	走井2-9-7	06-6853-0105	
大阪府	豊中市	株式会社ENEOSジェネレーションズ	豊中緑ヶ丘SS	西緑丘1-6-15	06-6152-3488	
大阪府	豊中市	コスモ石油販売京阪神	セルフステーション東豊中	上野東3-8-28	06-6853-4568	

参集者情報報告書（勤務時間外）

＜ 地 震 ＞

この様式は、発災後、勤務場所に参集した職員が記入します。

記入者は、出発地点の丁目の情報及び途上情報を記入すること。

報 告 者	■ 名前 (部 課)
参集日時	■ 出発： 日 時 分 ■ 到着： 日 時 分
参集出発地	■ 参集出発地 町 丁目
建物被害	全壊建物 無 有 (場所： 付近) 半壊建物 無 有 (場所： 付近) 一部損壊 無 有 (場所： 付近)
ライフライン等 被害	<input type="checkbox"/> 水道 断水 () <input type="checkbox"/> 電機 停電 () <input type="checkbox"/> ガス ガス停止 () <input type="checkbox"/> 電話 使用不可 ()
火災状況	1 非常に激しい 2 かなり激しい 3 激しい 4 その他
道路被害	無 有 主要道路 (176 号線・大阪池田線・神崎刀根山線・他 線) 幹線道路 ()
橋梁等被害	
人的被害状況	
その他	(緊急性の高いものなど)

参集者情報報告書（勤務時間外）

＜風水害＞

この様式は、連絡後、1時間以内に勤務場所に参集した職員が記入します。

記入者は、出発地点の丁目の情報及び途上情報を記入すること。

報告者	■ 名前 (部 課)
参集日時	■ 出発： 日 時 分
	■ 到着： 日 時 分
参集出発地	■ 参集出発地 町 丁目
道路冠水	無 有 (約 m) 主要道路 (176号線・大阪池田線・神崎刀根山線・他 線) 幹線道路 ()
降雨状況	1 非常に激しい 2 かなり激しい 3 激しい 4 その他
浸水状況等 (特記事項)	1 床上浸水家屋 有 無 (場所 町 丁目付近) 2 床下浸水家屋 有 無 (場所 町 丁目付近) 3 その他 (停電・倒木等風水害に伴う被害の概要)

情報報告書のまとめ

災害対策本部統括チーム情報・システムグループ長 行

整理番号 一
(総務担当班)

災害対策本部

部

班

<報告時点 ; 年 月 日 時 分>

班長名

地区区分 概況区分	全壊建物状況	断水状況	火災発生状況	主要道路通行不能状況	主要道路通行障害状況	特記事項 (橋の落下等)	その他特記事項
大阪中央環状線以北							
大阪中央環状線以南 府道伊丹豊中線、 旧中央環状線以北							
府道伊丹豊中線、 旧中央環状線以南 市道勝部寺内線以北							
市道勝部寺内線以南 大阪内環状線以北							
大阪内環状線以南 の内の内 天竺川以東							
大阪内環状線以南 の内の内 府道三国塚口線 以北及び 天竺川以西							
府道三国塚口線 以南及び 天竺川以西							

応急対策状況及び応急対策計画報告書

整理番号 —
 年 月 日

災害対策本部総括チーム情報・システムグループ長 行

災害対策本部 _____部 _____班

班長名 _____

<報告時点； ____年 ____月 ____日 ____時 ____分>

応急対策項目	応急対策実施状況	今後の拡充等の計画
1		
2		
3		
4		
5		
6		

- ※ 1. 対策状況は、人員配置、対策の現状を簡潔に記入
 2. 今後の拡充等の計画は、対策活動の今後の推移、拡充計画、応援要否等を記入

動 員 報 告 書

整理番号 _____
年 月 日

災害対策本部

部長 様

災害対策本部 _____部 _____班
班長名 _____

1. 発令年月日 ; ____年__月__日 ____時__分

2. 動員状況

連番	平常時所属部課名	所属 コード	氏名 コード	氏名	参集時刻	区分
1					時 分	
2					時 分	
3					時 分	
4					時 分	
5					時 分	
6					時 分	
7					時 分	
8					時 分	
9					時 分	
0					時 分	
1					時 分	
2					時 分	
3					時 分	
4					時 分	
5					時 分	
6					時 分	
7					時 分	
8					時 分	
9					時 分	
0					時 分	
1					時 分	
2					時 分	
3					時 分	
4					時 分	
5					時 分	
6					時 分	
7					時 分	
8					時 分	
9					時 分	
0					時 分	
合 計 (人)					日 時 分	
内平常業務従事職員 (人)						現 在

(注) 1. 時間については、「24時間制」で記入する。
2. 区分欄については、平常業務従事職員は「○」印を記入する。

災害対策本部の動員状況

	班名	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在
統括チーム	統括グループ			
	渉外グループ			
	調整グループ			
	情報・システムグループ			
	庁舎・車両グループ			
	広報グループ			
	庶務グループ			
	職員動員グループ			
	物資等調達グループ			
	計			
人権部	人権総務班			
	人権施設避難班			
	計			
都市活力部	都市活力総務班			
	都市活力施設避難班			
	共同利用施設避難班			
	経済班			
	計			
環境部	環境総務班			
	廃棄物対策班			
	環境対策班			
	計			
財務部	財政総務班			
	家屋調査班			
	資産管理避難班			
	施設対策班			
	計			
市民協働部	市民協働総務班			
	救援物資班			
	庄内市民・避難班			
	新千里市民班			
	市民協働避難班			
	計			
福祉部	福祉総務班			
	援護・避難班			
	計			
健康医療部	健康医療総務班			
	健康医療班			
	健康医療支援班			
	計			
こども未来部	こども未来総務班			
	こども施設避難班			
	計			
都市計画推進部	都市計画推進総務班			
	都市計画推進対策班			
	住宅応援班			
	計			
都市基盤部	都市基盤総務班			
	都市基盤対策班			
	計			
病院部	事務局班			
	医務・薬局班			
	計			
上下水道部	上下水道総務班			
	上下水道広報班			
	給水班			
	水道復旧班			
	水源班			
	下水道管きよ班			
	下水道施設班			
	下水道原田処理場班			
	計			
消防部	消防統括班			
	災害指揮班			
	支援班			
	情報整理班			
	情報収集班			
	通信指令班			
	北署大隊			
	南署大隊			
	新千里署大隊			
	団大隊			
計				
教育部	教育総務班			
	社会教育避難班			
	学校教育避難班			
	炊き出し班			
	計			
機動部	機動班			
議会事務局部	議会事務局班			

相 談 等 連 絡 用 紙

整理番号 ー

<input type="checkbox"/> (受付日時) 月 日 午前・午後 時 分 (受付者名)	
<input checked="" type="checkbox"/> 相 談 者 <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
氏 名	
連 絡 先	1. 住 所 丁 目 番 号 内・付近 2. 電 話
■相談内容	
いつ	月 日 午前・午後 時 分
どこで	1. 連絡先と同じ 2. 住 所 丁 目 番 号 内・付近 3. 目 標 物
なにが どうした	<input type="checkbox"/> 救命・救助 <input type="checkbox"/> ライフライン (上水道、電気、ガス) <input type="checkbox"/> 給付・貸付 <input type="checkbox"/> 建物危険度判定 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 建物被害調査 <input type="checkbox"/> ゴミ、ガレキ、消毒 <input type="checkbox"/> その他
(内容)	
▼引継ぎ事項 ※受付者が記入	
(内容)	
●処 理 内 容 ※処理担当者が記入	
(担 当 部)	(担 当 者)
(処理日時)	月 日 午前・午後 時 分頃
(処理内容)	
※処理済み後は、災害対策本部へ連絡	

指定避難所等一覽集計用紙

(10枚の内1枚目)

年月日 時 現在

指定避難所等名称	職員参集状況(人)				避難者状況(人)						被害状況				備考			
	開設 要員	参集 職員	避難所施設		避難所 の合計	性別	傷病者		小計	乳幼児	児童	高齢者	小計	ライフライン状況 ※3				
			管理者	他職員			男	女						重傷者		軽傷者	水道	電気
1 北丘小学校																		
2 幼保連携型認定こども園 北丘聖愛園																		
3 東丘小学校																		
4 第八中学校																		
5 東丘こども園																		
6 千里文化センター																		
7 千里体育館																		
8 西丘小学校																		
9 西丘こども園																		
10 千里少年文化館																		
11 南丘小学校																		
12 第九中学校																		
13 千里青雲高等学校																		
14 白鳩チルドレンセンター 南丘																		
15 新田小学校																		
16 新田南小学校																		
17 しんでんこども園																		
18 少路小学校																		
小計																		

注 ※1 障害者数、外国人数等、災害時の行動にハンディを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する
 ※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：使用不能 ○：使用可能

避難所名	職員参集状況(人)				避難者状況(人)							被害状況				備考							
	派遣職員	参集職員	避難所施設		小計	避難所の合計	性別		傷病者		小計	乳幼児	児童	高齢者	小計		その他※1	避難所施設※2	ライフライン状況				
			管理	他職員			男	女	重傷者	軽傷者									水道	電気	ガス	※3	電話
19 第十一中学校																							
20 北緑丘小学校																							
21 第十四中学校																							
22 のぼたけこども園																							
23 北緑丘こども園																							
24 豊島高等学校																							
25 桜井谷東小学校																							
26 あゆみ学園																							
27 上野小学校																							
28 豊中高等学校																							
29 東豊台小学校																							
30 東豊中小学校																							
31 ゆたかこども園																							
32 東豊中図書館																							
33 東豊中こども園																							
34 東豊会館																							
35 熊野田小学校																							
36 第三中学校																							
37 第十五中学校																							
小計																							

注 ※1 障害者数、外国人数等、災害時の行動にハンディを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する
 ※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：使用不能 ○：使用可能

避難所名	職員参集状況(人)				避難者状況(人)							被害状況				備考					
	派遣職員	参集職員	避難所施設		避難所の合計	性別		傷病者		小計	乳幼児	児童	高齢者	小計	その他※1		避難所施設※2	ライフライン状況 ※3			
			管理者	他職員		小計	男	女	重傷者									軽傷者	水道	電気	ガス
38 野畑小学校																					
39 野畑図書館																					
40 のぼたけ保育園																					
41 箕面自由学園高等科体育館																					
42 桜井谷小学校																					
43 第二中学校																					
44 第十三中学校																					
45 桜井谷こども園																					
46 柴原体育館																					
47 刀根山小学校																					
48 刀根山高等学校																					
49 とねやまこども園																					
50 アトリオとねやま保育園																					
51 大阪大学豊中キャンパス内第一体育館																					
52 蛭池小学校																					
53 第十八中学校																					
54 蛭池こども園																					
55 蛭池人權まちづくりセンター																					
小計																					

注 ※1 障害者数、外国人数等、災害時の行動にハンディを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する
 ※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：使用不能 ○：使用可能

避難所名	職員参集状況(人)				避難者状況(人)							被害状況				備考				
	派遣職員	参集職員	避難所施設		小計	性別	傷病者		小計	乳幼児	児童	高齢者	小計	その他※1	避難所施設※2		ライフライン状況 ※3			
			管理者	他職員			男	女									重傷者	軽傷者	水道	電気
56 蛭池センター																				
57 箕輪小学校																				
58 走井センター																				
59 箕輪センター																				
60 克明小学校																				
61 第五中学校																				
62 おかまち保育園																				
63 岡町図書館																				
64 豊中人権まちづくりセンター ターこども園																				
65 山ノ上センター																				
66 大池小学校																				
67 本町こども園																				
68 桜塚小学校																				
69 生活情報センターくらし かん																				
70 桜塚高等学校																				
71 さくらづか保育園																				
72 福祉会館																				
小計																				

注 ※1 障害者数、外国人数等、災害時の行動にハンデンを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する
 ※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：被害なし ○：使用可能

避難所名	職員参集状況(人)				避難者状況(人)							被害状況				備考				
	派遣職員	参集職員	避難所施設		避難所の合計	性別		小計	乳幼児	児童	高齢者	小計	その他※1	避難所施設※2	ライフライン状況					
			管理者	他職員		男	女								水道		電気	ガス	※3	電話
73																				
74																				
75																				
76																				
77																				
78																				
79																				
80																				
81																				
82																				
83																				
84																				
85																				
86																				
87																				
小計																				

注 ※1 障害者数、外国人数等、災害時の行動にハンデを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する

※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：使用不能 ○：使用可能

避難所名	職員参集状況(人)				避難者状況(人)							被害状況				備考		
	派遣職員	参集職員	避難所施設		避難所の合計	性別		小計	乳幼児	児童	高齢者	小計	※1 その他	※2 避難所施設	ライフライン状況			
			管理者	他職員		男	女								水道		電気	ガス
88																		
89																		
90																		
91																		
92																		
93																		
94																		
95																		
96																		
97																		
98																		
99																		
100																		
101																		
102																		
103																		
104																		
105																		
106																		
小計																		

注 ※1 障害者数、外国人数等、災害時の行動にハンディを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する
 ※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：使用不能 ○：使用可能

避難所名	職員参集状況(人)				避難者状況(人)							被害状況				備考			
	派遣職員	参集職員	避難所施設		避難所の合計	性別		小計	乳幼児	児童	高齢者	小計	その他※1	避難所施設※2	ライフライン状況				
			管理者	他職員		男	女								水道		電気	ガス	電話
107 豊島小学校																			
108 てしま保育園																			
109 夢の鳥保育園																			
110 服部南センター																			
111 服部寿センター																			
112 しいの美学園																			
113 穂積南センター																			
114 北条小学校																			
115 第十六中学校																			
116 小曽根こども園																			
117 小曽根小学校																			
118 第十二中学校																			
119 小曽根センター																			
120 浜センター																			
121 島田小学校																			
122 第七中学校																			
123 庄内少年文化館																			
124 島田こども園																			
125 島田センター																			
小計																			

注 ※1 障害者数、外国人数等、災害時の行動にハンディを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する
 ※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：使用不能 ○：使用可能

避難所名	職員参集状況(人)				避難者状況(人)							被害状況				備考				
	派遣職員	参集職員	避難所施設		避難所の合計	性別		傷病者	小計	乳幼児	児童	高齢者	小計	その他※1	避難所施設※2		ライフライン状況 ※3			
			管理者	他職員		男	女										水道	電気	ガス	電話
126 庄内宝センター																				
127 野田小学校																				
128 第十中学校																				
129 野田こども園																				
130 野田センター																				
131 庄内東センター																				
132 庄内体育館																				
133 ローズ文化ホール																				
134 庄内幸センター																				
135 高川小学校																				
136 高川こども園																				
137 高川センター																				
138 高川複合施設(高川図書館、高川スポーツルーム)																				
139 豊南西センター																				
140 豊南小学校																				
小計																				

注 ※1 障害者数、外国人被等、災害時の行動にハンディを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する
 ※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：使用不能 ○：使用可能

避難所名	職員参集状況(人)				避難者状況(人)							被害状況				備考		
	派遣職員	参集職員	避難所施設		避難者の合計	性別		小計	乳幼児	児童	高齢者	小計	その他※1	避難所施設※2	ライフライン状況 ※3			
			管理者	他職員		小計	男								女		水道	電気
141 豊南西こども園																		
142 豊南会館																		
143 豊南東センター																		
144 庄内市民センター																		
145 庄内幸町図書館																		
146 庄内南小学校																		
147 庄内こども園																		
148 柴町こども園																		
149 労働会館																		
150 庄内南センター																		
151 日出センター																		
152 千成小学校																		
153 せんなりこども園																		
154 三国センター																		
155 千成センター																		
156 庄内文化センター(庄内公民館、庄内図書館)																		
157 アルゴセブン																		
158 庄内西小学校																		
159 庄内西こども園																		
160 庄本センター																		
161 大島センター																		
小計																		

注 ※1 障害者数、外国人数等、災害時の行動にハンディを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する
 ※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：使用不能 ○：使用可能

避難所名	職員参集状況(人)			避難者状況(人)							被害状況				備考							
	派遣職員	参集職員	避難所施設 管理者 他職員	小計	避難所の 合計	性別		重傷者	軽傷者	小計	乳幼児	児童	高齢者	小計		その他 ※1	避難所 施設 ※2	ライフライン状況 ※3				
						男	女											水道	電気	ガス	電話	
162																						
163																						
164																						
165																						
166																						
167																						
168																						
169																						
170																						
171																						
172																						
173																						
174																						
175																						
176																						
小計																						

注 ※1 障害者数、外国人数等、災害時の行動にハンディを負う人(要援護者)を状況に応じて記載する
 ※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし ※3 ×：使用不能 ○：使用可能

指定避難所別直後情報に基づく応急対策の検討

【指定避難所名；No.】

各班記録担当へ報告；	月	日	時	分
教育総務班へ報告；	月	日	時	分

・作成日時； 年（ ） 月 日（ ）
 午前・午後 時 分
 ・作成者；所属 _____
 氏名 _____

1. 指定避難所の被害概要

施 設	
設 備	

2. 避難状況等諸情報の整理

避難者数	要配慮者の状況	負傷者の状況	今後の予測	そ の 他

3. 緊急に必要な応急対策

応急対策項目	必要とする概況	必 要 数	確保要請等	確 保 目 途	備 考
指定避難所従事者					
1. 応援要員					
2. 生活必需品 (毛布等備蓄対応)					
3. 食 糧 (炊き出し又は備蓄)					
4. 飲 料 水					
5. 応急医療 (応急救護所開設等)					
6. 要配慮者対応					
7. 仮設トイレ					
8.					
9.					
10.					

直後情報に基づく応急対策（緊急性の高いもの） ＜ 集 計 表 ＞

【災害名； 】

統括チーム情報・システムグループへ報告；
月 日 時 分

・作成日時；平成 年（ ） 月 日（ ）
午前・午後 時 分
・作成者；所 属 _____
氏 名 _____

応急対策項目	必要避難所数	必 要 数	確保要請等	確 保 目 途	備 考
1. 避難所従事者 応援要員					
2. 生活必需品 (毛布等備蓄対応)					
3. 食 糧 (炊き出し又は備蓄)					
4. 飲 料 水					
5. 応 急 医 療 (応急救護所開設等)					
6. 要配慮者対応					
7. 仮設トイレ					
8.					
9.					
10.					
11.					

被 害 状 況 報 告

整理番号 -

大阪府知事殿

番号
年 月 日

令和 年 月 日 時 分現在の被害状況を次のとおり報告します。

豊中市長

㊤

災害名、原因及び発生の日時		①	被害 (原因)		月 日 時 分			
災害発生場所又は地域		②						
災害対策本部設置閉鎖の状況		③	月 日 時 分 設置		月 日 時 分 閉鎖			
職員の配備状況		④	月 日 時 分		配備 延 人			
災害救助法適用の状況		⑤						
避難指示・勧告の状況		⑥	地区数		地区名 人員延 人			
消防機関の活動状況 (出動人員)		7	消防職員延 人		消防団員延 人 計延 人			
見舞金等の支給状況		8	基準 金額 円					
人的被害	死者	人	⑨	船舶	沈没	隻	50	
	行方不明者	人	⑩	被害	流失	隻	51	
	負傷者	重傷者	人	⑪		破損	隻	52
		軽傷者	人	⑫	電	話	回線	53
	計	人	⑬	電	気	戸	54	
住家被害	全壊 (損失)	棟	14	水	道	戸	55	
		世帯	⑮	ガ	ス	戸	56	
		人	16	ブ	ロ ッ ク 塀	箇所	57	
	半壊	棟	17	(その他)				58
		世帯	⑱	り	り 災 者 世 帯 数		世帯	59
	一部破損	人	19	り	り 災 者 数		人	60
		棟	20	被	公 立 文 教 施 設		千円	61
		世帯	愧	害	農 林 水 産 業 施 設		千円	62
		人	22	金	公 共 土 木 施 設		千円	63
	床上浸水	棟	23	額	そ の 他 公 共 施 設		千円	64
世帯		柄		合 計			65	
人		25	そ	農 産 被 害			66	
棟		26	の	林 産 被 害			67	
床下浸水	世帯	擧		畜 産 被 害			68	
	人	28	の	水 産 被 害			69	
非住家	公 共 建 物 (官公署庁舎、公民館等)	棟	29	商 工 被 害			70	
	そ の 他 (倉庫、土蔵、車庫、納屋)	棟	30	(その他)				
その他	田	流出埋没	ha	31	被 害 総 額 (その他参考事項)	千円	71	
		冠水	ha	32				
	畑	流出埋没	ha	33				
		冠水	ha	34				
	文 教 施 設	箇所	35					
	病 院	箇所	36					
	道 路	決壊	箇所	37				
		冠水	箇所	38				
	橋 梁	流出	箇所	39				
		破損	箇所	40				
河 川	溢水	箇所	41					
	漏水	箇所	42					
	堤防決壊	箇所	43					
他	港 湾 施 設 損 壊	箇所	44					
	砂 防 施 設 損 壊	箇所	45					
	水 道 施 設 損 壊	箇所	46					
	清 掃 施 設 損 壊	箇所	47					
	崖 ぐ ず れ	箇所	48					
	鉄 道 普 通	箇所	49					
					被 害 総 額	千円	72	
							73	

(注) 番号の○印は災害発生直後における発生報告事項である。

災害報告 (がけ崩れ)

(年 月 日 時 現在)

ふりがな	おおきかふ 大阪府			大字			地区名	
発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]					
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]		年	月	日	時	分	
気象状況	異常気象名				観測所名	災害発生場所からの距離 k m		
	連続雨量	mm	年	月	日	時	時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	時	
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	時	
斜面の種類	自然斜面	H=	m	横断図(別途添付しても良い)			概況平面図(別途添付しても良い)	
	人工斜面	H=	m					
	勾配 θ_1		度					
拡大の見込み		[有・無]						
保全対象人家戸数		戸						
崩壊の状況	高さ	m	巾	m				
	面積	m ²	勾配 θ_2	度				
	崩壊又は流出土砂量	m ³						
	がけ下端の堆積深	m						
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m					
		②家屋	m					
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m					
		②家屋	m					
崩土の到達距離	m							
その他								
被害状況	人的被害	死者	《 》 < > 名		被害者	才		
		行方不明	《 》 < > 名		者	才		
		負傷者	《 》 < > 名		年齢	才		
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸
			半壊	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸
			一部破損	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸
非住家被害		戸	宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)			
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)						
その他								
避難状況 (集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)								
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)								
						災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]	
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			地すべり防止区域 [国土・林・農]			
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域			建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域			
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅地造成工事規制区域			
	災害対策基本法防災計画区域				宅造基準条例の適用区域			
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所				地帯番号	箇所番号		
その他(
報告者	① 所属	氏名			③ 所属	氏名		
	② 所属	氏名			④ 所属	氏名		

※ 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

※ 写真は必要に応じて別途e-mailにて送付のこと

座標 北緯 度 分 秒
東経 度 分 秒

自衛隊の災害派遣要請の要求・撤回要請の要求様式

【災害派遣要請の要求様式】

	文書番号 年 月 日
大 阪 府 知 事 様	
	豊 中 市 長
自衛隊の災害派遣要請の要求について 災害対策基本法第68条の2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請 を要求します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由 2. 派遣を希望する期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. その他参考となるべき事項	

【災害派遣撤収要請の要求様式】

文書番号
年 月 日

大 阪 府 知 事 様

豊 中 市 長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の要求について
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について
下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1. 撤収要請日時
2. 派遣された部隊
3. 派遣人員及び従事作業の内容
4. その他参考となるべき事項

指定避難所の報告用紙（開設・定時・閉鎖）

整理番号 ー

■ 指定避難所名		■ 開設・閉鎖日時 月 日 時 分	
■ 指定避難所開設要員名		■ 報告日時 月 日 時 分現在	
■ 避難者状況（実人数）			
[避難者合計]		人（男 人 女 人）	
内 訳	負傷者	人（重傷者 人 軽傷者 人）	
	幼少・高齢者	人（乳幼児 人 児童 人 高齢者 人）	
	障害者	人	
	その他	人	
応急物資の状況			
[ゴザ・毛布]			
[食糧]			
[飲料水]			
[生活用品]			
■ これまでの活動状況			
■ 今後の活動予定			
■ その他の状況			
[施設の被害状況]			
[ライフラインの被害状況]			
[職員の参集状況]			

避 難 者 名 簿

< 月 日 時現在 >

整理番号 -

指定避難所名					
避難者氏名	性別	住 所	避難日時	退所日時	備 考
1	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他
2	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他
3	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他
4	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他
5	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他
6	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他
7	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他
8	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他
9	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他
0	男		月 日	月 日	乳幼・児・高
	女		時 分	時 分	障・その他

(注) ・乳幼：0才～小学校入学未満、児：小学生、高：65才以上の高齢者、
障：障害者、その他：その他の要配慮者

避 難 者 調 べ

・指定避難所名

・調査日： 年 月 日

整理番号 ー

住 所					
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> その他 () 電 話 番 号			世帯人員 人 <input type="checkbox"/> 全員避難 <input type="checkbox"/> 一部避難	
避難者氏名		氏 名	続柄	性 別	備 考
	1	(世帯主)		男・女	
	2			男・女	
	3			男・女	
	4			男・女	
	5			男・女	
	6			男・女	
被害の状況	<input type="checkbox"/> 全 壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 全 焼 <input type="checkbox"/> 流 失 <input type="checkbox"/> 半 壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 半 焼 <input type="checkbox"/> 床下浸水 }				
特 記 事 項					

- (注)
1. 家族ごとに記入してください。
 2. 太枠内のみ記入してください
 3. 避難者氏名の備考欄には、健康状態等の留意事項を記入してください。
 4. 住所、氏名、指定避難所名等の情報を郵便局等へ提供する場合があります。

様式-9-3 同行避難動物登録票

入所日	年 月 日		退所日	年 月 日		
飼い主	氏名	(フリガナ)				
	住所					
	電話					
	居室					
動物	動物種		品 種		名 前	
	性別	オス・メス		特徴(年齢・ 毛色等)		
	犬の 登録	有・無		狂犬病予防 注射	済・未	
	不妊 去勢	実施・未実 施		体 重	Kg	
	健康管 理	【混合ワクチン】 済・未 年 月 日				
		【ノミ・ダニ予防】 済・未			【寄生虫予防】 済・未	
	性格	人なつこい・おとなしい・咬む・吠える				
	家庭にお ける飼育 環境	屋外・室内・ケージ・出入り自由・その他()				
	必要とす るもの	ケージ・フード・その他()				
特記事 項	台帳 No					

災害対策本部が設置されたときのあなたの役割

各自で記入して下さい

氏 名	TEL _____
災害対策本部	部 班 TEL _____

参集区分	<input type="checkbox"/> 初動要員	<input type="checkbox"/> 災害対策要員	<input type="checkbox"/> 平常業務従事要員
参集場所	TEL _____		
直近施設	TEL _____		
連絡網	(_____) から連絡あり (TEL _____ [_____]) へ連絡すること		

災 害 対 策 事 務 分 掌	

義 援 金 受 領 書

受領書No. _____

_____ 様

金 _____ 円

ただし、 _____ として
上記金額を受領いたしました。

令和 年 (年) 月 日

豊中市災害対策本部長
豊中市長

災 害 関 連 寄 付 金 ・ 義 援 金 受 付 名 簿

【災害名；

】

整理番号

受領書№	月 日	氏 名	〒	住 所	電話番号	金額 (円)	持参・ 振込	※	
1	/						持・振		
2	/						持・振		
3	/						持・振		
4	/						持・振		
5	/						持・振		
6	/						持・振		
7	/						持・振		
8	/						持・振		
9	/						持・振		
0	/						持・振		
1	/						持・振		
2	/						持・振		
3	/						持・振		
4	/						持・振		
5	/						持・振		
6	/						持・振		
7	/						持・振		
8	/						持・振		
9	/						持・振		
0	/						持・振		
小 計				円	累 計				円

※欄は、礼状済に○印を記入する。

豊中市地域防災計画

— 資料編 —

(令和4年(2022年)3月)

編集・発行 豊中市防災会議
事務局 豊中市危機管理課
〒561-8501
大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号